

潮来市誕生の軌跡

潮来町・牛堀町合併の記録

潮 来 市

は じ め に



潮来市長 今 泉 和

平成13年4月1日、潮来町と牛堀町が合併し、市制施行の要件を緩和した改正合併特例法の適用第1号として、人口約32,000人の潮来市が誕生いたしました。

川と湖に囲まれ、古来より水郷地帯の中心地として共に発展してきた潮来町と牛堀町は、共有する歴史と文化、日常生活圏の一体などを背景に早い時期から合併論議に取り組み、自主的合併を成し遂げたと広く評価をされております。また、約5年間にわたる合併論議の過程においては、少なからぬ課題に直面しましたが、その都度関係者の英知を集結し、最善の判断をしながら歩んでいくことができたかと確信しております。

現在、国と地方を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、地方分権の進展する中、国と地方自治体は従来の上下関係ではなく、対等関係を基調としたパートナーとしての関係に移行しつつあり、これからの自治体には、自己責任のもと、自主性や自律性を高めながら、それぞれの自治体の魅力あるまちづくりを展開していくことが求められております。

水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画において「水辺などの自然を活かし、さまざまなふれあいのある、住民が豊かさを実感できるまち」を将来像に掲げているとおり、私たちは社会・経済情勢の変化を的確にとらえ、市民のニーズや時代の要請に柔軟に対応していくことが大切であり、国、地方とも厳しい財政状況の中、限られた予算で魅力ある行政サービスを提供していかなければならない時代を迎えております。

この度の合併は、このような来るべき時代に備えるべく、他に先駆け取組み実現いたしました。市政に携わる者として、これからは新生潮来市の真のスタートと肝に銘じ、市民と共に後世に誇れるまちづくりに邁進する所存でありますので、市民の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、潮来市誕生の軌跡は、その折々の関係者に支えられ、助けられて形作られたものです。ここに関係各位に感謝し、そして何よりもこの合併を温かく見守ってくださった潮来市民の皆様にご心より感謝を申し上げ、巻頭のご挨拶とさせていただきます。



法定協議会 発会式



住民懇談会



合併協定調印式



市制施行に係る総務省現地調査



牛堀町閉町記念式典



潮来市役所本庁 開所式



潮来市役所牛堀支所 開所式



潮来市誕生記念式典

はじめに

第1章 新市のすがた

1 新市の概要	3
(1) 位置と地勢	3
(2) 人口と世帯	4
2 潮来町・牛堀町の沿革	6
(1) 潮来町	6
(2) 牛堀町	6

第2章 合併の経緯

1 合併の背景	11
2 合併の必要性	11
(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現	11
(2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化	11
(3) 鹿行地域の地方中心都市の形成	12
3 合併に向けた動き	12
(1) 両町長の基本姿勢	12
(2) 議会	12

第3章 合併への取り組み

1 潮来・牛堀広域行政事務研究会の設置	15
(1) 組織等	15
(2) 協議経過	18
(3) 現況調書・分析調書の策定	20
2 潮来町・牛堀町合併検討協議会（任意協議会）の設置	24
(1) 組織等	24
(2) 協議経過	30
(3) アンケートの実施	33
3 潮来町・牛堀町合併協議会の設置	36
(1) 組織等	36
(2) 協議経過	49
4 合併建設計画の策定	57
(1) 策定経過	57
(2) 知事協議	63
5 合併調印式	64
6 廃置分合の議決	65
・廃置分合	65
・財産処分協議	65
・議会議員の在任	67
・農業委員の任期	68
7 廃置分合申請及び処分	69

(1) 申請書の提出	69
(2) 知事の処分決定	71
(3) 廃置分合に係る自治省告示	71
8 市制施行申請及び処分	72
(1) 市制施行を目指して	72
(2) 事前協議及び回答	73
(3) 市制施行の議決	74
(4) 申請書の提出	74
(5) 知事の処分決定	75
(6) 市制施行に係る総務省告示	75
(7) 建設計画の変更協議	76
9 新市発足に向けた準備	77
(1) 事務の調整	77
(2) 打ち切り決算・暫定予算	78
(3) その他の準備	78
(4) 牛堀町閉町式	78
第4章 潮来市誕生	
1 開庁式等	83
(1) 開庁式	83
(2) 市制施行記念式典	83
(3) 潮来市誕生を祝う記念行事	85
2 新市議会	86
(1) 初議会(第4回臨時会)	86
(2) 第2回定例会	91
第5章 関係資料	
資料1 合併全体経過	95
資料2 アンケート調査の概要	100
資料3 合併協定書	110
資料4 水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画	115

第 1 章

新市のすがた

1、新市の概要

(1) 位置と地勢

潮来市は、茨城県東南部に位置し、北側は麻生町に隣接しており、南側は神栖町、東側は鹿嶋市、西側は千葉県佐原市に面している。

潮来市の位置は、概ね東経 140°30 から 140°36 で、北緯 35°54 から 35°59 にある。面積は、旧潮来町が 49.56k m²、旧牛堀町が 18.79k m²、で合計 68.35k m²となる。東西が約 12km、南北が約 13km であり、北部には海拔約 30m から 40m の行方台地が南北に続き、東部は北浦に面し、西部は霞ヶ浦と常陸利根川南部は外浪逆浦というように水辺に囲まれた自然豊かな地域である。

気候は、四季を通じて穏やかで、夏涼しく冬暖かな海洋性の気候を有している。

●位置図



(2) 人口と世帯

平成7年の国勢調査による旧両町の総人口は32,133人で、昭和30年の人口25,345人に比べ、約1.3倍の伸びを示している。平成2年から5年間では254人増加しており、年平均では約50人の増加となっている。

世帯数は、平成7年が9,374世帯で、昭和30年の4,492世帯に比べ約2.08倍の伸びを示している。

1世帯当たりの人口は、平成7年は3.42人で、昭和60年の3.82人、平成2年の3.58人に比較して年々核家族化の進行がうかがえる。

年齢階層別人口は、平成7年は年少人口が18.12%、生産年齢人口が67.62%、老年人口が14.25%となっており、平成2年当時と比較すると年少人口の減少と老年人口の増加傾向がうかがえる。

就業者人口は、平成7年は第1次産業就業者が5.6%で、第2次産業就業者が36.0%、第3次産業就業者が58.2%となっており、年々第1次産業就業者が減少し代わって第2次及び第3次産業就業者の増加傾向がうかがえる。特に、第3次産業就業者の増加が顕著である。

年齢3区分別人口の推移

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総人口	27,507	29,075	30,421	30,863	32,133
世帯数	6,754	7,454	7,979	8,612	9,374
1世帯当りの人員	4.07	3.90	3.81	3.58	3.43

人口と世帯の推移

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総人口	27,507	29,075	30,421	30,863	32,133
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口0～14歳	7,140	7,243	7,103	6,149	5,823
(%)	26.0	24.9	23.3	19.9	18.1
生産年齢人口15～64歳	18,106	19,117	20,245	20,759	21,731
(%)	65.8	65.8	66.5	67.3	67.6
老年人口65歳以上	2,261	2,715	3,072	3,955	4,579
(%)	8.2	9.3	10.1	12.8	14.3
年齢不詳	0	0	0	0	0
(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

産業別就業者人口の推移

区 分	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年
就 業 者	13,169	14,166	14,793	15,335	16,241
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第 1 次 産 業	3,133	2,564	1,805	1,183	910
(%)	23.8	18.1	12.2	7.7	5.6
第 2 次 産 業	3,851	4,525	5,361	5,779	5,854
(%)	29.2	31.9	36.2	37.7	36.0
第 3 次 産 業	6,141	7,064	7,590	8,329	9,450
(%)	46.6	49.9	51.3	54.3	58.2
分 類 不 能	44	13	37	44	27
(%)	0.3	0.1	0.3	0.3	0.2

2、潮来町と牛堀町の沿革

(1) 潮来町

潮来町では大和朝廷の影響を受けた5,6世紀にかけ数多くの古墳が築造された。このような潮来の古墳群は、一帯が5世紀後半から6世紀前半にかけて行われた、大和朝廷による東国開拓の一大拠点であり、比較的早く開けた地であることを物語っている。

鎌倉時代に入ると、行方郡は玉造、行方(後の小高)、麻生、島崎の4地頭が支配するが、戦国の末期まで地理的にも近接していたことから城主が17代続き最大勢力を誇っていた島崎氏の勢力下にあった。1185年(文治元年)には、源頼朝が鹿島に近接するこの地に武運長久を願って、海雲山長勝寺を創建した。

江戸時代の潮来は、下総の佐原と並んで、水運の中心であった。蝦夷地(北海道)や奥州から江戸への物資輸送の重要な中継地として、商業交通の中心地となり発展してきた。最盛期には、年間約400艘もの千石積みの船が寄港し、1700年(元禄13年)に水戸御用金制度が始まったころ、潮来の献金高がその33パーセントに達したというほど繁栄していた。その一方、全盛期には9軒の遊郭、40あまりの引出茶屋が軒を連ねるなど、水郷の美と潮来花街のドラマのある潮来は、当時、別天地の感があった。なお、潮来という地名は、元禄12年(1699年)、水戸藩主の徳川光圀によって鹿島の潮宮(いたのみや)の「潮」をとって板来から潮来と改められたものである。

年号が慶応から明治に変わり、廃藩置県によって現在の茨城県内に15の県ができたが、明治8年には、茨城県、新治県と千葉県の一部が統合されて茨城県ができた。潮来村が大洲村と合併して(旧)潮来町として発足したのは、明治22年。農地改革、戦後の経済復興の中、昭和28年の町村合併促進法に基づき、昭和30年に潮来町、津知村、延方村、大生原村の1町3村が合併して(現在の)潮来町が誕生した。

合併後の潮来町は、人口の流失が続いていたが、昭和40年代からの鹿島臨海工業地帯の稼働とともに、工業地帯の勤労者のための住宅団地の開発が進み、産業構造も従来の農業と漁業を中心とする第1次産業から第2次・第3次産業を主体とするものになった。人口も増加に向かい、平成2年には、24,445人、6,996世帯、平成7年には25,901人、7,707世帯と順調な伸びをみせた。

現在、東関東自動車道水戸線の開通などにより地域の交通の要衝となっており、また、豊かな自然を背景に水郷筑波国定公園の一部として指定され、大勢の人々が訪れる水と緑の豊かな自然環境を生かした観光レクリエーションの拠点基地としての役割を担いつつ発展してきている。

(2) 牛堀町

牛堀町は、常陸利根川、横利根川が交わる霞ヶ浦の河口に位置し、潮来と同様、地の利を活かした水上交通の要衝として栄えてきた。

江戸時代には、水戸藩の年貢米や江戸藩邸用の荷物輸送を担当した運送方授所が置かれ、昭和期まで江戸との定期航路の結節点として大いににぎわった。文人墨客の来遊も多く、葛飾北斎も文政年間富嶽三十六景「常州牛堀」を描いている。

明治4年廃藩置県により、水戸藩から新治県の所管となり、更に明治8年茨城県に併合、明治11年郡区編成により行方郡長所管となった。明治19年島崎、赤須両村を併せて島崎村とし、上戸村、牛堀村、永山村と連合、堀之内、茂木、清水各村は、現麻生町の矢幡、石神、根小屋各村、現潮来町の大生、大賀、釜谷各村と連合、それぞれ連合戸長の所管に属していた。明治22年5月の町村制実施により、牛堀、永山、堀之内、茂木、清水各村をそれぞれ大字として香澄村、島須、上戸村両村をそ

れぞれ大字として八代村を組織した。両村七大字は数百年同一政治下に在り、灌排水の利便、交易、風習も共通の事情があった。一層住民の福利推進を図る機運にあることから、昭和30年4月1日町村合併促進法により香澄、八代両村が合併し、牛堀村が誕生、更に同年11月3日の町制施行によって、牛堀町となった。

人口は、近年、横ばいから減少傾向にあり、現在6,200人余りの人々が暮らしている。隣接して鹿島臨海工業地帯が開発され、また町内に特出した産業集積もなかったために、就業人口の半数近くは周辺市町村材に流出している。しかし町北部で、牛堀工業団地が建設されたため、就業の場の確保と定住人口の増加が期待されている。

また、鹿島や成田といった首都圏の核都市に近接し、水郷地帯の景勝地であることから、近年新たな産業の立地場所やリゾート地として注目を集めている。

第 2 章

合併の経緯

1 合併の背景

水郷地帯として豊かな水と緑に囲まれた潮来町と牛堀町は、江戸時代には水運の拠点として繁栄し、文人墨客が訪れるなど多くの人たちの盛んな交流の中で独自の歴史や文化を育んできた。

潮来町と牛堀町は昭和30年に誕生し、豊かな自然を背景に水郷筑波国定公園の一部として指定され、観光地として全国的にも知られるようになった。

近年では、JR鹿島線や東関東自動車道水戸線の開通など交通網の発達とあいまって、鹿島開発の影響による都市化が進み着実な発展をとげている。

このような状況の中で、両町は隣接する自治体として、ごみ焼却やし尿処理の事業を共同で実施し、また、通勤、通学、商圈等の日常生活圏においても一体の地域を形成してきた。

これからの自治体には、生活圏の広域化や高齢化社会の進展による行政需要の増大、地方分権の進展などに伴い、簡素で効率的な行政運営の確立やより主体的な行財政運営能力が要求される。

特に、生活者である住民にとっては、より質の高いきめ細かな行政サービスの提供や生活圏に合致した広域的な行政サービスの展開が求められている。

その実現のため、一体的で計画的な行政運営並びにそのための推進体制及び基盤づくりが急務となっていた。

2 合併の必要性

(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現

昭和の大合併により誕生した潮来町と牛堀町は、鹿島開発や道路網の発達と車社会の進展によって大きく変貌し、生活圏の広域化が著しく進んできた。

また、両町は古くから歴史的、文化的に深いつながりを有し、地理的にも連たんしている。さらに、通勤・通学や商圈など日常生活圏の一体化が一段と進んでいた。

このような地域の特殊性を鑑みると、生活者である住民への行政サービスの提供には、広域的な視野に立ったより効率的で計画的な行政運営の実現が求められ、両町が合併することにより、一体的・計画的に町政を推進し、広域のかつ効率的なまちづくりを進めるとともに、福祉・衛生、生活環境など住民に身近な行政サービス分野の充実を図っていく必要があった。

(2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化

近年、価値観の多様化や情報化、高齢化、国際化が進展し、地域間競争がますますその激しさを増している。21世紀を目前に控え、高齢化社会の進展などの社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の福祉向上を図るため、自立した自治体の役割が高まっている。

地方分権の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として行われなければならない。

このため、今後、各自治体において、地方分権の進展に備えて、よりさまざまな行政需要に対応していけるよう、確固たる行政基盤の強化が求められている。

住民に最も身近な自治体がより主体的・自立的な行政運営が可能となるように、行財政基盤を強化し、個性的で魅力あるまちづくりが展開されるよう準備することが必要であり、合併はそのための一つの有効な手段である。

(3) 鹿行地域の地方中心都市の形成

潮来町と牛堀町の区域は、近年、道路交通網等の飛躍的な発達により東京と直結するなど利便性の向上と地域の活性化が図られてきたが、今後、東関東自動車道水戸線の延伸や国道51号バイパス等の整備により、周辺地域との一層の連携を図り、地域の交通の要衝としての発展が期待されている。

また、より質の高い住民生活の実現を目指していくため、地域の豊かな自然を継承しながら、生活環境の充実や都市基盤の整備が進められ、将来の鹿行地域の拠点的な役割を担う都市の一つとして発展が見込まれている。

3 合併に向けた動き

(1) 両町長の基本姿勢

・牛堀町長

平成8年10月、任期満了に伴う牛堀町長選挙が告示された。当時二期目の任期を満了した、町長は、三期目の選挙に臨むに当たり、潮来町との合併を公約に掲げて当選を果たした。当時県内には、隣接する鹿嶋市のような合併の前例はあったが、現在ほどの合併に対する関心の高まりはない時期であった。また、まず住民の意向を聞いてから合併を訴えるという姿勢が一般的な首長の中であって、異彩を放つ態度表明であったといえる。ただし、この態度は、二期8年の中で精力的にまちづくりを推進してきた過程で生み出された結論であり、牛堀町長にとってのまちづくりの集大成であり、最大の行政改革を断行するという決心であった。

・潮来町長

牛堀町での合併機運の高まりに対し、潮来町長の考えも、前向きにとらえるという点では一致していた。議会においても任意の合併協議会の設置や、住民アンケートの実施について言及し、平成9年6月には、牛堀町長に対し、合併に関する事務研究会を公文書で提案するなど、民意を把握し住民の理解を得ながら合併を進めて行くという姿勢を内外に示した。

(2) 議会

このような背景のもと、古くから合同議員研修会や事務職員の研修を実施していた両町議会は、それぞれが合併についての勉強会を開催するなどして理解を深め、後に、両町議会に設置された合併調査特別委員会における本格的な調査研究へとつながっていった。

第 3 章

合併への取組み

1 潮来・牛堀広域行政事務研究会の設置

両町長のリーダーシップを出発点としながら、その後の住民、議会を巻き込んだ合併論議をすすめて行くための基礎資料を策定することを目的に「潮来・牛堀広域行政事務研究会」を設置した。合併という大事業であっても、まずは資料収集と分析そして住民への情報提供という地道で根気のいる仕事からスタートしなければならない。これは潮来市のような両町長の強いリーダーシップで始まった合併論議であっても例外ではない。

研究会では、両町の行政制度、行政サービス、施設の整備水準等行政のあらゆる分野に亘って比較した「行政内容現況調書(B 4 版 353 ページ)」と、これをもとに合併した場合に想定されるメリットや課題を検証した「行政内容分析調書(A 4 版 105 ページ)」の二つの調書を作成した。特に後者は、合併した場合のメリットや課題を住民に提供し(窓口閲覧、広報掲載)、合併についての認識を深める材料として重要な役割を持つものであった。

(1) 組織等

潮来・牛堀広域行政事務研究会規約

(目的)

第 1 条 この規約は、潮来町及び牛堀町(以下「両町」という。) が合併問題を含めた広域行政について、調査研究し両町の発展に寄与する事を目的とする。

(名称)

第 2 条 この研究会は、潮来・牛堀広域行政事務研究会(以下「研究会」という。) と称する。

(協議事項)

第 3 条 研究会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 両町の合併問題に係わる調査研究に関する事項
- (2) 両町の広域行政に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第 4 条 研究会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 両町の助役
- (2) 両町の企画担当課長
- (3) 両町の人事担当課長
- (4) 両町の財政担当課長

2 前項に定める者のほか、研究会において協議し学識経験者を委員とすることができる。

(役員)

第 5 条 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 事務局長

2 会長及び副会長は、委員の中から両町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局長は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第 6 条 会長は、研究会を代表し会務を総理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要に応じて随時開催する。

（関係職員等の出席）

第8条 研究会は、必要に応じて両町の関係職員等を出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（事務局）

第9条 研究会の事務局を潮来町企画課内に置く。

（職員）

第10条 研究会の事務に従事する職員は、両町の長が協議して定めた者をもって充てる。

（経費）

第11条 研究会に要する経費は、両町が協議して負担する。

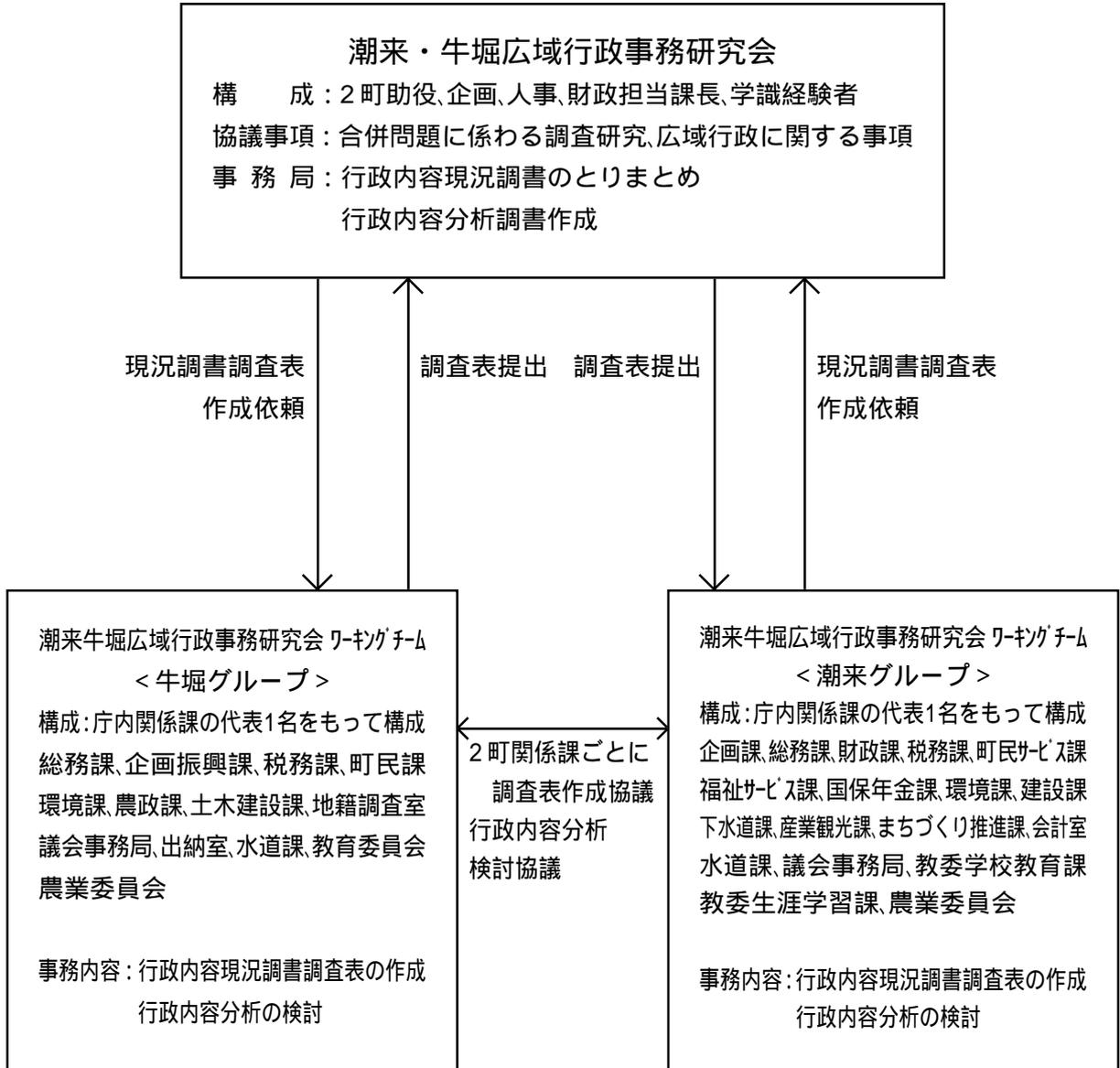
（補則）

第12条 この規約に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成9年7月1日から施行する。

潮来・牛堀広域行政事務研究会業務体系



(2) 協議経過

平成 9 年

7 月 1 日 潮来・牛堀広域行政事務研究会発会

第 1 回潮来・牛堀広域行政事務研究会

- ・事務研究会規約の承認
- ・役員を選出
- ・事業計画及び役割

7 月 1 5 日 潮来牛堀の事務局打ち合わせ

- ・ワーキングチーム会議の日程
- ・行政比較調書の作成方法

7 月 2 5 日 事務研究会により水戸市を研修視察

- ・水戸常澄合併について研修
- ・参加者（両助役、両町委員 4 名事務局 2 名）

7 月 2 8 日 第 2 回潮来・牛堀広域行政事務研究会

第 1 回事務研究会ワーキングチーム会議

- ・経過説明
- ・両町ワーキングチーム員の紹介
- ・現況調書の作成方法について

8 月 2 8 日 第 2 回事務研究会ワーキングチーム会議

- ・現況調書の作成上の問題点
- ・現況調書の提出について

1 0 月 3 1 日 第 3 回潮来・牛堀広域行政事務研究会

第 3 回事務研究会ワーキングチーム会議

- ・現況調書の取りまとめ
- ・分析調書について
- ・講演「市町村合併について」
講師：鹿行総合事務所 小林補佐

1 2 月 1 9 日 第 4 回潮来・牛堀広域行政事務研究会

- ・今後の予定について
- ・分析調書の進行状況について
- ・合併に対するアンケート調査について

平成 1 0 年

1 月 2 2 日 ワーキングチーム員に対し分析調書の修正依頼

- ・分析調書の内容について確認し、報告提出依頼

- 1月26日 第5回潮来・牛堀広域行政事務研究会
 - ・分析調書の内容について

- 2月16日 第6回潮来・牛堀広域行政事務研究会
 - ・分析調書の内容について
 - ・任意協議会について

- 3月 4日 第7回潮来・牛堀広域行政事務研究会
 - ・分析調書の完成
 - ・任意協議会について

(3) 現況調書・分析調書の策定

潮来町・牛堀町行政内容現況調書の概要

「潮来町牛堀町行政内容現況調書」は、平成9年7月から両町に係長クラスによるワーキングチームを組織して作成にあたり、11月に完成した。B4版で16の大項目と95の小項目により353ページからなり、両町の行政内容を主に数値により客観的に比較した。

潮来町・牛堀町行政内容分析調書の概要

平成9年12月から作成に取り組み、項目は16章71項目からなり、別冊の行政内容現況調書と同じ項目により、両町の行政内容を調査分析した。内容は、各項目ごとに〔現況〕・〔課題〕・〔メリット〕について文章と表で表現している。

また、合併のメリットやデメリットを理解しやすくするため、代表的なメリットと課題（デメリット）については、次のとおり調書の冒頭にまとめて記載した。

メリットの基本的考え方

- ・合併による効果は、すぐ現れるものではなく、長期的な視野で考える必要がある。
- ・合併は、それ自体が目的ではなく、その地域が発展し住民が住み良くなるための手段といえる。
- ・合併後のまちづくりをどのように計画し実行していくかが大切である。

以下はこの調書の中で項目ごとに上げているメリットと課題について、体系化したものである。

メリット

<p>住民の利便性の向上</p>	<p>両町の窓口業務を拡大することが、可能になる。 両町の公共施設が相互利用できるようになり、利用機会が増える。または、選択の幅が広がる。</p> <table border="1" data-bbox="528 1335 1326 1693"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設</th> <th>潮来</th> <th>牛堀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">福祉保健</td> <td>保育所</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>1</td> <td>1(予定)</td> </tr> <tr> <td>心身障害者福祉センター</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・文化</td> <td>幼稚園</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>体育施設</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活の実体に即した小中学校の学区が設定できる。</p>		施設	潮来	牛堀	福祉保健	保育所	2	—	保健センター	1	1(予定)	心身障害者福祉センター	1	—	デイサービスセンター	1	—	教育・文化	幼稚園	3	1	公民館	6	1	体育施設	5	4
	施設	潮来	牛堀																									
福祉保健	保育所	2	—																									
	保健センター	1	1(予定)																									
	心身障害者福祉センター	1	—																									
	デイサービスセンター	1	—																									
教育・文化	幼稚園	3	1																									
	公民館	6	1																									
	体育施設	5	4																									
<p>サービスの高度化 ・多様化</p>	<p>従来設置が困難だった、女性行政、国際交流、情報化などに専任の職員をおくことが可能になる。 役場職員が約330人になり、幅広い人事異動や専門化することで、きめ細かな住民サービスと職員の資質の向上が図れる。</p>																											
<p>福祉・保健 サービス</p>	<p>両町で独自に実施している事業によるサービスをお互いに受けることができる。</p>																											

	<p>両町で独自に実施している事業によるサービスをお互いに受けることができる。</p> <p>高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉など分野ごとに専任の係をおくことが可能になる。</p> <p>新しい事業である介護保険が、適切に効率的に運営できる。</p> <p>保健婦、理学療法士などの専門職を採用・増強することが可能となる。</p> <p>社会福祉協議会の規模拡大によるサービスの充実が期待できる。</p> <p>シルバー人材センターの一層の充実が期待できる。</p>
住民交流の活発化	<p>イベント等の統合・連携により、住民間の新たな交流の機会が増える。</p> <p>生涯学習関係、その他民間団体の交流が深まることにより、新たな文化活動や地域活動が期待できる。</p>

地域のイメージアップ	<p>鹿行の市町村では、予算で3番目の規模になり、地域の存在感やイメージアップにつながる。</p> <p>企業の進出や若者の定着、プロジェクト誘致が有利になる。</p>
観 光	<p>水郷潮来のブランドが高まる。</p> <p>あやめ園、水郷北斎公園等の両町観光資源の相乗効果により観光客の増加が期待できる。</p> <p>広域的な観光ルートの確立により、多様な観光ニーズへの対応が可能となる。</p> <p>両町の観光イベントの統合・タイアップにより、集客力が高まる。</p>
広域的なまちづくり	<p>より広い観点から、公共施設の立地を検討できる。</p> <p>広域的な土地利用構想の策定が可能となる。</p>
道 路	<p>町道が同じ規模で整備され、連携がよくなり住民が使いやすくなる。</p>
産 業	<p>国道や県道にあわせた適切な整備がしやすくなる。</p> <p>効率的な農地利用を進めやすくなり、専業農家の自立・強化が図られる。</p> <p>より広域的な観点から、農用地の流動化が広がる。</p> <p>商工会の規模拡大により、広域的なイベントが可能になる。</p> <p>牛堀工業団地により、バランスのとれた産業構造の町になる。</p>

<p>行財政の効率化 ・基盤強化</p>	<p>管理部門の効率化により、サービス部門に多くの人員を配置できる。</p> <p>長期的には、職員数を全体的に少なくすることができる。</p> <p>三役や議員、審議会、委員会の委員等の総数が減少し、その経費を事業等に充当できる。</p> <p>類似施設はそれぞれ造る必要がなくなり、公共施設の重複投資が避けられる。</p> <p>学校給食などのサービスも集約化により、経費節減が期待できる。</p> <p>温水プールなど公共施設の利用率が高まることが期待される。</p> <p>バランスのとれた産業構造になることから、税収確保の面からも安定した財政運営が期待できる。</p>
<p>生活基盤整備</p>	<p>管理経費の割合減少により、重点的な投資が可能になる。</p> <p>建設計画へ県事業の導入が期待でき、基盤整備が進む。</p> <p>県からの合併特例交付金(5億円)を、生活基盤整備に投資できる。</p>

課 題

<p>課 題</p>	<p>合併に際しては、システムの統合等一時的に経費が増加することが考えられるので、そのための財源確保に十分留意する必要がある。</p> <p>長期的には、議員の数は減ることになるので、地域の声をより一層行政に反映できるよう、住民相談や住民モニターなどの制度を充実する必要がある。</p> <p>住民にとっては、行政が身近でなくなる、サービスが低下する、との不安が生じることも考えられるので、合併後はサービスの低下をまねかぬよう十分対応を協議し、さらに進めるうえでは、住民説明会を開催するなど、十分な情報を提供する必要がある。</p> <p>合併後の行政運営等については、例えば自動車が運転できない高齢者などにとって、不便が生じないように、十分留意する必要がある。</p>
<p>調 整</p>	<p>行政内容の調整にあたっては、住民サービスの低下をきたさないよう、より良い制度を採用するよう調整する必要がある。</p> <p>行政組織機構：給与、諸手当、グループ制など調整が必要</p> <p>行政事務：電算で行っている事務について、合併後のシステムについて調整が必要である。</p> <p>町 税：都市計画税、固定資産税評価基準、国民健康保険税等について、調整が必要である。</p> <p>各種団体：商工会、消防団、福祉関係、社会教育関係、その他の団体の組織や人事について調整が必要である。</p>

項 目	使用料・手数料：公共施設の使用料など、両町間で異なるものについて、住民の一体性を確保する観点から調整が必要である。 条例・規則：両町で相違がある条例については、調整が必要である。 補助金・交付金：各種団体への補助やごみ処理容器購入補助など差異があり調整が必要である。 各種事務事業：各種事務事業の取り扱いについて、調整が必要である。
--------	---

2 潮来町・牛堀町合併検討協議会（任意協議会）の設置

平成10年4月、法定協議会で協議する内容についてあらかじめ検討、調整しておくことを目的に任意協議会を設置した。広域事務研究会において行った現況分析を踏まえながら、合併の効果をさらに具体的なものとするための建設計画を策定し、住民にこれを示しながら合併の是非も含めて様々な角度から論議することを目的とした。

活動の主要な成果としては、合併に関する住民アンケートの実施と多くの時間を費やした「水郷潮来・牛堀まちづくり建設計画」(案)の策定を挙げることができる。

(1)組織等

潮来町・牛堀町合併検討協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、潮来町及び牛堀町(以下「2町」という。)が合併問題について広く協議するため、協議会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、潮来町・牛堀町合併検討協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1)合併に係る調査研究に関する事項
- (2)潮来町・牛堀町のまちづくり建設計画等に関する事項
- (3)その他合併に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1)2町の長、助役及び教育長
- (2)2町の議会の議長及び副議長
- (3)2町の議会の議員のうち2町の合併に関する調査特別委員会委員長、副委員長
- (4)2町の職員のうち2町の長が協議して定めた者

2 前項に定める者のほか、2町の長が協議し学識経験を有する者等を協議会の委員とすることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)監事 2名

2 会長及び副会長は、2町の長が協議して定めた者をもってあてる。

3 監事は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要に応じて随時開催する。

2 委員3分の1以上の者から開催の請求があるときは、会長はこれを開催しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長がつとめる。

(関係職員等の出席)

第8条 協議会は、必要に応じて2町の関係職員等を出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、会長の属する町に置く。

3 この規約に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第10条 協議会の事務に従事する職員は、2町の長が協議して定めた者をもってあてる。

(幹事会)

第11条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもってあてる。

3 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

4 幹事会は、会長の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について協議または調整するものとする。

5 幹事会は、事務局長が必要に応じて随時開催する。

6 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

7 事務局長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、2町が協議して負担する。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成10年4月20日から施行する。

潮来町・牛堀町合併検討協議会委員名簿

(平成10年4月20日～平成11年3月31日)

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
潮 来 町	町 長	今 泉 和	会 長
	助 役	篠 塚 静	
	教 育 長	渡 辺 保 男	
	町 議 会 議 長	小 峰 義 雄	
	町 議 会 副 議 長	中 野 庄 吾	
	町 議 会 議 員	小 林 清 一	潮来町・牛堀町合併に関する調査特別委員会委員長
	町 議 会 議 員	松 光 三	潮来町・牛堀町合併に関する調査特別委員会副委員長
	企 画 課 長	石 川 和 宏	事務局長
	総 務 課 長	石 橋 達 朗	
	財 政 課 長	本 宮 弘 一	
牛 堀 町	町 長	森 内 捷 夫	副会長
	助 役	荻 和 夫	
	教 育 長	志 村 通	
	町 議 会 議 長	黒 田 茂 男	
	町 議 会 副 議 長	酒 井 信 一	
	町 議 会 議 員	粟飯原 治 雄	潮来町・牛堀町合併に関する調査特別委員会委員長
	町 議 会 議 員	羽 生 征 司	潮来町・牛堀町合併に関する調査特別委員会副委員長
	総 務 課 長	茂 木 敬治郎	
	企 画 振 興 課 長	佐 野 憲 一	事務局次長
	議 会 事 務 局 長	萩 原 正 吉	
学 識 経 験 者	茨城県総務部地方課広域行政推進室長	神 永 日出男	
	茨城県企画部計画調整課副参事	平 塚 博	
	茨城県鹿行地方総合事務所企画振興室長	田 波 平 二	
	住民代表（潮来町）	兼 平 和 郎	区長会長
	住民代表（潮来町）	篠 塚 洋 子	商工会婦人部長
	住民代表（潮来町）	須 木 佳 洋	青年会議所理事長
	住民代表（牛堀町）	森 内 義 巳	区長会長
	住民代表（牛堀町）	茂 木 陽 子	商工会婦人部長
住民代表（牛堀町）	高 橋 建	会社役員	

潮来町・牛堀町合併検討協議会委員名簿

（平成 11 年 4 月 1 日～ 7 月 28 日）

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
潮 来 町	町 長	今 泉 和	会 長
	助 役	篠 塚 静	
	教 育 長	渡 辺 保 男	
	町 議 会 議 長	小 峰 義 雄	
	町 議 会 副 議 長	中 野 庄 吾	
	町 議 会 議 員	小 林 清 一	潮来町・牛堀町合併に関する調査特別委員会委員長
	町 議 会 議 員	松 光 三	潮来町・牛堀町合併に関する調査特別委員会副委員長
	企 画 財 政 課 長	石 川 和 宏	事務局長
	総 務 課 長	草 野 功	
牛 堀 町	町 長	森 内 捷 夫	副会長
	助 役	荻 和 夫	
	教 育 長	志 村 通	
	町 議 会 議 長	黒 田 茂 男	
	町 議 会 副 議 長	酒 井 信 一	
	町 議 会 議 員	栗飯原 治 雄	潮来町・牛堀町合併に関する調査特別委員会委員長
	町 議 会 議 員	羽 生 征 司	潮来町・牛堀町合併に関する調査特別委員会副委員長
	総 務 課 長	茂 木 敬治郎	
	企 画 振 興 課 長	佐 野 憲 一	事務局次長
	議 会 事 務 局 長	萩 原 正 吉	
学 識 経 験 者	茨城県総務部地方課広域行政推進室長	神 永 日出男	
	茨城県企画部地域計画課副参事	石 濱 孝	
	茨城県鹿行地方総合事務所企画振興室長	関 正 昭	
	住民代表（潮来町）	兼 平 和 郎	区長会長
	住民代表（潮来町）	篠 塚 洋 子	商工会婦人部長
	住民代表（潮来町）	須 木 佳 洋	青年会議所理事長
	住民代表（牛堀町）	森 内 義 巳	区長会長
	住民代表（牛堀町）	茂 木 陽 子	商工会婦人部長
住民代表（牛堀町）	高 橋 建	会社役員	

潮来町・牛堀町合併検討協議会幹事会名簿

(平成10年4月20日～平成11年3月31日)

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
潮 来 町	企 画 課 長	石 川 和 宏	事務局長
	総 務 課 長	石 橋 達 朗	
	財 政 課 長	本 宮 弘 一	
	税 務 課 長	箕 輪 強 志	
	町民サ - ビス課長	前 田 良 子	
	福祉サ - ビス課長	佐 藤 文 男	
	国 保 年 金 課 長	根 本 和 子	
	環 境 課 長	根 本 勝 雄	
	建 設 課 長	西 谷 幸 男	
	下 水 道 課 長	橋 本 静 一 郎	
	産 業 観 光 課 長	谷 村 裕	
	まちづくり推進課長	鈴 木 美 知 男	
	会 計 室 長	川 井 俊 一	
	水 道 課 長	草 野 功	
	議 会 事 務 局 長	久 保 木 貞 夫	
	学 校 教 育 課 長	内 田 正 雄	
生 涯 学 習 課 長	久 保 木 裕		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	尾 辻 好 和		
牛 堀 町	総 務 課 長	茂 木 敬 治 郎	
	企 画 振 興 課 長	佐 野 憲 一	事務局次長
	税 務 課 長	志 村 敏 夫	
	町 民 課 長	吉 田 豊 一	
	福 祉 課 長	藤 博 夫	
	環 境 課 長	荒 原 昭	
	農 政 課 長	関 川 慎 太 郎	
	建 設 課 長	坂 本 武	
	水 道 課 長	植 松 宏	
	地 籍 調 査 室 長	岡 野 辰 雄	
	出 納 室 長	篠 塚 惣 次	
	議 会 事 務 局 長	萩 原 正 吉	
教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 森 良 仁		
2町環境衛生組合	事 務 局 長	小 沢 昭 治	
茨 城 県	総務部地方課広域行政推進室室長補佐	松 下 博 充	
	企画部計画調整課鹿行担当課長補佐	丹 勝 義	
	鹿行地方総合事務所企画振興室主任企画員	小 林 由 士 郎	

潮来町・牛堀町合併検討協議会幹事会名簿

(平成11年4月1日～7月28日)

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
潮 来 町	企 画 財 政 課 長	石 川 和 宏	事務局長
	総 務 課 長	草 野 功	
	税 務 課 長	川 井 俊 一	
	町 民 サ - ビ ス 課 長	前 田 良 子	
	福 祉 サ - ビ ス 課 長	佐 藤 文 男	
	国 保 年 金 課 長	箕 輪 強 志	
	環 境 課 長	根 本 勝 雄	
	都 市 建 設 課 長	鈴 木 美 知 男	
	下 水 道 課 長	橋 本 静 一 郎	
	産 業 観 光 課 長	西 谷 幸 男	
	会 計 室 長	岡 野 正 行	
	水 道 課 長	香 取 昌 衛	
	議 会 事 務 局 長	久 保 木 貞 夫	
	学 校 教 育 課 長	内 田 正 雄	
	生 涯 学 習 課 長	久 保 木 裕	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	尾 辻 好 和		
牛 堀 町	総 務 課 長	茂 木 敬 治 郎	
	企 画 振 興 課 長	佐 野 憲 一	事務局次長
	税 務 課 長	志 村 敏 夫	
	町 民 課 長	吉 田 豊 一	
	福 祉 課 長	藤 博 夫	
	環 境 課 長	荒 原 昭	
	農 政 課 長	関 川 慎 太 郎	
	建 設 課 長	坂 本 武	
	水 道 課 長	植 松 宏	
	地 籍 調 査 室 長	岡 野 辰 雄	
	出 納 室 長	篠 塚 惣 次	
	議 会 事 務 局 長	萩 原 正 吉	
教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 森 良 仁		
2 町 環 境 衛 生 組 合	事 務 局 長	小 沢 昭 治	
茨 城 県	総務部地方課広域行政推進室室長補佐	松 下 博 充	
	企画部計画調整課鹿行担当課長補佐	星 野 博 夫	
	鹿行地方総合事務所企画振興室主任企画員	多 木 洋 一	

潮来町・牛堀町合併検討協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、潮来町・牛堀町合併検討協議会規約第9条第3項の規定に基づき、潮来町・牛堀町合併検討協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)協議会の会議に関すること。
- (2)協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3)協議会の庶務に関すること。
- (4)その他協議会の運営に関し必要な事項。

(事務局の組織)

第3条 事務局は、潮来町及び牛堀町(以下「2町」という。)の職員をもって構成し次の役職を置く。

- (1)局長
- (2)次長
- (3)その他の職員若干名

(役職の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。

(財務に関する事項)

第5条 協議会の財務に関しては、事務局の属する町の財務に関する手続の例による。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会の会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成10年4月20日から施行する。

(2)協議経過

平成10年

4月20日 発会式(第1回合併検討協議会)

委員に両町長から委嘱状が交付され、協議会の規約や役員、事業計画と予算などについて協議し原案どおり可決承認された。

5月27日 第2回合併検討協議会

- ・作業スケジュールと作業項目の説明
- ・計画の構成決定

(序論, 2町の概況, 建設の基本方針, 建設計画, 公共施設の統合整備, 財政計画)

- ・建設計画の法的役割を説明

*「行政内容分析調書」使用

6月10日 第1回合併検討協議会 幹事会

- ・計画の事前調査依頼
- ・合併建設計画（水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画）
- ・各課で計画中の事業内容（ソフト事業を含む）の提出依頼
- ・事業名、目的と概要、財源措置の予定（内訳）今後の予定
- ・建設計画の調査項目 資料提出の依頼
- ・建設計画の法的役割を説明
- ・市町村建設計画の意義・内容・作成等の指針

7月 2日 第3回合併検討協議会

- ・行政内容分析調書をもとに2町の行政内容及びメリット・デメリットについて再確認
- ・計画の名称を決定…「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」
- ・住民意向の調査及び反映の事業として、住民アンケート調査について協議

7月23日 第4回合併検討協議会

- ・住民アンケートについては設問を修正し、両町民を対象に合併検討協議会が実施する。
- ・アンケート送付者の抽出については無作為であるが、系統抽出法を採用し、地区の偏りや世帯の重複をさける。
- ・合併まちづくり計画については、両町の各課に調査依頼したものをもとに次のような資料のとりまとめをした。

調査資料：

（主要道路網図、都市計画区域及び農用地区域図、境界区域の水道管路図、下水道の計画図、教育施設位置及び学区図、公共施設の位置図、地域ごとの人口比率図）

計画中の事業等：

（職員の年齢構成グラフ、イベント概要、プロジェクトの概要、各課計画中の事業一覧）

8月27日 第2回合併検討協議会 幹事会

- ・合併まちづくり建設計画について、調査資料や基本方針（案）をもとに協議。

序論

2町の概況

建設の基本方針

建設計画

公共施設の統合整備

財政計画

10月28日 第3回合併検討協議会 幹事会

建設の基本方針（素案）提示

（担当各課との事前ヒアリング・報告を受けて修正したもの）

建設計画（素案）提示

11月4日 第5回合併検討協議会

- ・住民アンケート調査報告書による結果報告及び分析
- ・「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」建設計画の基本方針（案）について
- ・建設計画（案）の内容について説明

12月14日 第6回合併検討協議会

- ・「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」建設の基本方針（案）の修正
建設計画 都市基盤の整備
（1）交通体系の整備 （2）市街地の整備 （3）河川の整備

平成11年

3月17日 第7回合併検討協議会

- ・建設計画について
（生活環境 教育・文化の振興 保健・医療と福祉の充実 産業の振興
コミュニティの推進 行財政の効率化）

4月26日 第4回合併検討協議会 幹事会

- 「建設計画に関わる協議経過について」
 - ・任意協での協議経過
 - ・幹事会での協議経過

7月13日 第5回合併検討協議会 幹事会

- （協議内容）
「建設計画に関わる協議経過について」
水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画（案）について
（建設計画 5年 10年へ変更）

7月16日 第8回合併検討協議会

- ・平成10年度決算報告及び平成11年度予算（案）について
- ・建設計画に関わる協議経過について
- ・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画（案）について

7月28日 第9回合併検討協議会

- ・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画（案）について
- ・法定協議会に委ねる懸案事項について
- ・今後の予定について
合併問題についての地区懇談会日程及び法定協議会設置のための臨時議会

(3)アンケートの実施

合併についての論議を深めるため、「市町村合併の認識」「合併の有効性」及び「潮来・牛堀地域の発展について」など合併に関する様々な点について町民の意識を調査した。

1. 調査概要

- (1) 調査対象地域 潮来町、牛堀町
- (2) 対象者 両町に居住する満20歳以上の住民
- (3) 発送数 潮来町 1,680人
牛堀町 420人
計 2,100人
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出法
- (5) 調査方法 郵送によりアンケート用紙を送付し郵便による回収
(広報紙を同封する)
- (6) 調査時期 平成10年8月3日(発送)～8月17日(回収期限)
- (7) 調査機関 潮来町牛堀町合併検討協議会
- (8) 設問数 12項目

(発送数についての県統計課試算)

信頼水準95%、標本誤差3%以下で標本数を求める場合の算式

$$\text{標本数} = \frac{\text{全体の数}}{\left| \frac{\text{誤差}}{3} \right|^2 \times \frac{\text{全体数} - 1}{(100 - \text{比率}) \times \text{比率}} + 1}$$

賛成50%と想定される場合、20歳以上の住民24,902人のうち、1,050票の標本があれば信頼できる数値が得られる。

回収率50%と想定し、送付数2,100票については潮来と牛堀の人口で案分した。

- ・回収数(率) 全体962(45.8%)(潮来:749件44.6% 牛堀:207件49.3%)
- ・事故数(率) 6(0.6%) 転居、住所不明等

設 問 内 容 と 結 果

問1、あなたの性別、年齢、住所をお答え下さい。

問2、あなたは、潮来町と牛堀町で論議されている合併について関心がありますか。

回答 「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」を合わせると76.5%。

問3、合併が論議されている理由は、どのような理由によると思いますか。

回答 「行政改革によって自治体のスリム化の必要に迫られるため」が42.7%でもっとも多く、ついで「少子・高齢化がすすみ、福祉等の市町村の役割（仕事）が増えるため」が38.4%。

問4、あなたは、一般的に市町村の規模を考えると何を基準に考えるべきだと思いますか。

回答 68.7%の人が人口を基準に町の規模を考えている。

問5、現在の市町村規模で、今後地方分権や高齢化社会を迎えて、住民の要望に対応できると思いますか。

回答 「対応できない」が41.5%でもっとも多いが、「対応できる」と「充分ではないが対応できる」を合計すると42.8%。

問6、茨城県内の近年の合併で、ひたちなか市や鹿嶋市は、合併した事で良くなったと思いますか。

回答 「イメージは良くなった」が25.9%。次いで「少しは良くなったと思う」が22.7%。「良くなったと思う」が17.9%。合計すると66.5%。

問7、あなたは、合併した場合にどのような効果があると思いますか。（複数回答可）

回答 「経費削減により行政の効率化が図られる」が46.6%で一番多く、次いで「行方郡の中心地として振興が図れる」が25.1%、「地域が発展する」が24.5%。

問8、あなたは、合併する場合にどのような事が心配ですか。（複数回答可）

回答 「住民の意見が行政に反映されにくくなる」とする人が35.2%でもっとも多く、「心配はない」が27.8%、「中心部だけが発展する」が26.2%。

問9、あなたは、潮来・牛堀地域の発展には何が必要だと思いますか。

回答 「自然を活かした地域振興拠点の整備」を望む人が21.5%でもっとも多く、次いで「雇用の創出」が18.1%、「財政基盤の確立」が18.1%と続いている。

問10、現在、合併検討協議会において潮来牛堀地域の将来像（合併建設計画）を協議していますが、あなたはどの分野の整備を望みますか。

回答 「保健・医療と福祉の充実」を望む人が36.5%でもっとも多く、以下、「産業

の振興」が12.9%、「生活環境の整備」が12.7%、「教育・文化施設の整備」が11.2%。

問11、潮来町と牛堀町の合併については、まちづくりの手段として、有効であるとの観点から合併が必要であると言われておりますが、現段階であなたはどのように考えていますか。

11-1、問11で「合併することが望ましい」(ア、イ)と答えた方におたずねします。
どのような理由ですか、その理由を記入して下さい。

11-2、問11で「合併する必要はない。」(ウ)と答えた方におたずねします。
どのような理由ですか、その理由を記入して下さい。

回答 全体

ア、積極的に合併することが望ましい。24.6%

イ、どちらかという合併することが望ましい。37.3% 計61.9%

ウ、合併する必要はない。15.2%

エ、わからない。(無回答含む)22.9%

性別 「積極的に合併することが望ましい」が男性は30.5%なのに対し、女性は18%
「積極的に...」と「どちらかという...」を合わせると男性は67%、女性は55.7%。
男性の方が女性と比べて合併賛成の割合が11.3ポイント高い状況である。

また、「わからない」と答えた人を男女別で比較すると男性が13.5%、女性が25.6%

年齢別 30代では58.7%、40代は57.7%、50代は68.2%、60歳以上では68.4%が賛成しているのに対して、20代では41.5%にとどまっており、年齢の高い人ほど合併することが望ましいと考え、若い世代(20代)ほど合併の必要はないと考える人の割合が高いことがわかる。

町別 「積極的に合併することが望ましい」、「どちらかという合併することが望ましい」を合計すると潮来町は61.6%、牛堀町は63.8%であり、賛成する人の地域的な偏りはみられない。しかし、「わからない」と答えた人は潮来の方が4.8ポイント高い。

11-1 11-2の回答 略

問12、合併問題について、ご意見がありましたら記入して下さい。

回答 略

3、潮来町・牛堀町合併協議会（法定協議会）の設置

行政事務研究会での現状分析、合併検討協議会でのアンケート調査、合併建設計画案に基づく住民懇談会を経て、平成11年8月両町臨時議会において合併協議会設置に関する議決がなされ、地方自治法第252条の2及び合併特例法第3条に基づく協議会を設置し、合併に向け大きく前進することになった。

議案第 号

潮来町・牛堀町合併協議会の設置について

潮来町及び牛堀町の合併に関する協議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、潮来町及び牛堀町をもって別紙のとおり規約を定め、潮来町、牛堀町合併協議会を設置するものとする。

平成11年 月 日

町 長

(1) 組織等

潮来町・牛堀町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 潮来町及び牛堀町(以下「両町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、潮来町・牛堀町合併協議会と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 両町の合併に関する協議

(2) 法第5条の規定に基づく新町建設計画の作成

(3) 前各号に掲げるもののほか、両町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 両町の長及び助役

(2) 両町の議会の議長及び副議長

(3) 両町の議会の議員のうち両町の合併に関する調査特別委員会委員長及び副委員長

(4) 両町の職員のうち両町の長が協議して定めた者

2 前項に定める者のほか、両町の長が協議し、学識経験を有する者を協議会の委員とすることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第12条 協議会の事務に従事する職員は、両町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、両町が協議して負担する。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、両町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例により会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成11年8月23日から施行する。

潮来町・牛堀町合併協議会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
潮 来 町	町 長	今 泉 和	
	助 役	篠 塚 静	
	町 議 会 議 長	中 野 庄 吾	平成 11 年 2 月 11 日～
	町 議 会 副 議 長		平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 2 月 10 日
	町 議 会 議 長	小 峰 義 雄	平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 2 月 10 日
	町 議 会 副 議 長	高 橋 治	平成 12 年 2 月 11 日～
	町 議 会 議 員		平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 2 月 10 日
	町 議 会 議 員	松 光 三	
	町 議 会 議 員	塚 本 誠 一	平成 12 年 2 月 11 日～
	町 議 会 議 員	小 林 清 一	平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 2 月 10 日
	教 育 長	渡 辺 保 男	
	企 画 財 政 課 長	谷 村 裕	平成 12 年 4 月 1 日～
	企 画 財 政 課 長	石 川 和 宏	平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 3 月 31 日
	総 務 課 長	草 野 功	
牛 堀 町	町 長	森 内 捷 夫	
	助 役	荻 和 夫	
	町 議 会 議 長	須 田 富 次	平成 12 年 4 月 10 日～
	町 議 会 議 長	黒 田 茂 男	平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 3 月 31 日
	町 議 会 副 議 長	高 塚 直	平成 12 年 4 月 1 日～
	町 議 会 副 議 長	酒 井 信 一	平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 3 月 31 日
	町 議 会 議 員		平成 12 年 4 月 1 日～
	町 議 会 議 員	粟飯原 治 雄	
	町 議 会 議 員	羽 生 征 司	平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 3 月 31 日
	教 育 長	志 村 通	
	総 務 課 長	茂 木 敬治郎	
	企 画 振 興 課 長	佐 野 憲 一	
学 識 経 験 者	茨城県鹿行地方総合事務所長	富久尾 育 雄	平成 12 年 4 月 1 日～
	茨城県鹿行地方総合事務所長	村 田 伸 夫	平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 3 月 31 日
	茨城県総務部地方課長	鈴 木 欣 一	平成 12 年 4 月 1 日～
	茨城県総務部参事兼地方課長	石 川 享	平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 3 月 31 日
	茨城県企画部地域計画課長	諏訪原 守	平成 12 年 4 月 日～
	茨城県企画部地域計画課長	矢 口 一 美	平成 11 年 9 月 22 日～平成 12 年 3 月 31 日
	住民代表（潮来町）	兼 平 和 郎	
	住民代表（潮来町）	篠 塚 洋 子	
	住民代表（潮来町）	須 木 佳 洋	
	住民代表（牛堀町）	森 内 義 巳	
	住民代表（牛堀町）	茂 木 陽 子	
	住民代表（牛堀町）	高 橋 建	

潮来町・牛堀町合併協議会監査委員

区 分	役 職 名	氏 名
潮 来 町	潮 来 町 監 査 委 員	飯 島 悟
牛 堀 町	牛 堀 町 監 査 委 員	山 口 昭

潮来町・牛堀町合併協議会幹事会設置要領

(設置)

第1条 潮来町・牛堀町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第1項の規定に基づき、潮来町・牛堀町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、潮来町・牛堀町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、潮来町・牛堀町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、潮来町・牛堀町合併協議会事務局規程第3条第1項に規定する事務局長(以下「事務局長」という。)、事務局次長(以下「事務局次長」という。)及び幹事をもって組織する。

(会議)

第5条 幹事会は、事務局長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 事務局長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 事務局長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第11条に規定する協議会事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成11年8月23日から施行する。

潮来町・牛堀町合併協議会幹事会

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
潮 来 町	企 画 財 政 課 長	谷 村 裕	平成12年4月1日～
	企 画 財 政 課 長	石 川 和 宏	平成11年9月22日～平成12年3月31日
	総 務 課 長	草 野 功	
	税 務 課 長	岡 野 正 行	平成12年4月1日～
	会 計 室 長		平成11年9月22日～平成12年3月31日
	福 祉 サ - ビ ス 課 長	佐 藤 文 男	
	町 民 サ - ビ ス 課 長	前 田 良 子	
	国 保 年 金 課 長	箕 輪 強 志	
	都 市 建 設 課 長	鈴 木 美 知 男	
	産 業 観 光 課 長	西 谷 幸 男	
	環 境 課 長	根 本 勝 雄	
	下 水 道 課 長	橋 本 静 一 郎	
	会 計 室 長	川 井 俊 一	平成12年4月1日～
	税 務 課 長		平成11年9月22日～平成12年3月31日
	議 会 事 務 局 長	久 保 木 貞 夫	
	学 校 教 育 課 長	内 田 正 雄	
	生 涯 学 習 課 長	久 保 木 裕	
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	尾 辻 好 和	
	水 道 課 長	香 取 昌 衛	
牛 堀 町	総 務 課 長	茂 木 敬 治 郎	
	企 画 振 興 課 長	佐 野 憲 一	
	税 務 課 長	志 村 敏 夫	
	町 民 課 長	吉 田 豊 一	
	福 祉 課 長	藤 博 夫	
	環 境 課 長	荒 原 昭	
	農 政 課 長	関 川 慎 太 郎	
	建 設 課 長	坂 本 武	
	水 道 課 長	植 松 宏	
	地 籍 調 査 室 長	岡 野 辰 雄	
	出 納 室 長 心 得	岡 野 栄 子	平成12年4月1日～
	出 納 室 長	篠 塚 惣 次	平成11年9月22日～平成12年3月31日
	議 会 事 務 局 長	萩 原 正 吉	
	教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 森 良 仁	
二町環境衛生組合	事 務 局 長	小 沢 昭 治	
茨 城 県	総務部地方課広域行政推進室長	石 塚 正 行	平成12年4月1日～
		神 永 日 出 男	平成11年9月22日～平成12年3月31日
	企画部地域計画課副参事	石 濱 孝	
	鹿行地方総合事務所企画振興室長	関 正 昭	

潮来町・牛堀町合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 潮来町・牛堀町合併協議会幹事会設置要領(以下「要領」という。)第10条の規定に基づき、潮来町・牛堀町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、潮来町・牛堀町合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、担当課長等の互選とする。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を代理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成11年10月13日から施行する。

潮来町・牛堀町合併協議会幹事会 専門部会名簿

は部会長 副部会長

専門部会 (幹事名)	作業項目	潮 来 町 (委 員 名)	牛 堀 町 (委 員 名)
企画部会	企画業務	企画財政課 企画調整 G	企画振興課 企画係
	広報業務	企画財政課 秘書広報 G	企画振興課 企画係
財務部会	財政業務	企画財政課 財政係 会計室 会計 G	総務課 財政係 出納室 出納係
	管財業務	総務課 管財 G	総務課 管財係
総務部会	総務人事業務	総務課 行政 G 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	総務課 行政係 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
	防災交通業務	総務課 防災 G	総務課 行政係
	電算業務	総務課 行政 G 町民サービス課 町民サービス G 税務課	総務課 行政係 町民課 戸籍住民係 税務課
住民部会	税 業務	税務課 住民税 G 税務課 資産税 G 税務課 収税 G	税務課 住民税係 税務課 資産税係
	住民業務	町民サービス課 町民サービス G	町民課 戸籍住民係課
	国保業務	国保年金課 保険 G	町民課 保険係
	年金業務	国保年金課 年金 G	町民課 年金係
	健康業務	国保年金課 保険 G 保健センター	福祉課 衛生係
福祉部会	高齢福祉業務	福祉サービス課 介護支援 G シルバー人材センター	福祉課 高齢福祉係
	社会福祉業務	福祉サービス課 福祉サービス G 社会福祉協議会	福祉課 社会福祉協議会
	介護保険業務	福祉サービス課 介護支援 G	福祉課 高齢福祉係
	児童福祉業務	福祉サービス課 福祉サービス G 潮来保育所 大洲保育所	福祉課 福祉係
	同和对策業務	総務課 同和人権問題担当	福祉課 同和对策係
産業経済部会	農林業務	産業観光課 農林 G	農政課 農政係 農政課 農産係

	商工観光業務	産業観光課 観光 G	企画振興課 企画係
環境部会	環境業務	環境課 環境 G	環境課 環境係
	2 町環境衛生業務	2 町環境衛生組合	
建設部会	都市建設業務	都市建設課 都市建設 G	建設課 建設係
		都市建設課 住宅建築 G	建設課 住宅係
		都市建設課 用地管理 G	建設課 管理係
	都市計画業務	都市建設課 都市建設 G	企画振興課 開発係
	用地業務	都市建設課 用地管理 G	建設課 公園係
	地籍調査業務	企画財政課 企画調整 G	建設課 建設係
			企画振興課 企画係
			建設課 管理係
			地籍調査室 地籍調査係
上下水道部会	水道業務	水道課 施設 G	水道課 水道係
		水道課 業務係	
		水道課 浄水場係	
	下水道業務	下水道課 建設係	環境課 下水道係
		下水道課 管理 G	
教育部会	学校教育業務	学校教育課 学校教育 G	教育委員会 学校教育係
		津村・延方・大生原幼稚園	教育委員会 総務係
	生涯学習業務	生涯学習課 生涯学習 G	教育委員会 社会教育係
		生涯学習課 公民館 G	教育委員会 総務係
	給食業務	学校教育課 学校教育 G	教育委員会 学校教育係
		学校給食センター	教育委員会 総務係
議会事務局部会		議会事務局	議会事務局
農業委員会事務局部会		農業委員会 事務局	農政課 農地係

潮来町・牛堀町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、潮来町・牛堀町合併協議会規約第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、潮来町・牛堀町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、書記及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑なる運営に資するため、必要に応じて茨城県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 書記は、上司の命を受け、事務を処理する。

(専決事項)

第5条 局長は次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。

(2) 物品及び現金の出納に関すること。

(3) その他軽易な事項に関すること。

(事務局職員の勤務及び旅費等)

第6条 事務局職員の勤務条件については、それぞれの町の事務従事の例によるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成11年8月23日から施行する。

潮来市・牛堀町合併協議会事務局職員名簿

平成11年 9月22日～平成11年 9月30日

区 分	職 名	氏 名
事 務 局 長	潮来町企画財政課長	石 川 和 宏
事 務 局 次 長	牛堀町企画振興課長	佐 野 憲 一
書 記	潮来町企画財政課企画調整グループ係長	吉 川 博 美
	潮来町企画財政課企画調整グループ係員	崎 岡 正 浩
	牛堀町企画振興課企画係長	木 村 悦 也
	牛堀町企画振興課企画係員	永 山 由 治

平成11年10月 1日～平成12年 3月31日

区 分	職 名	氏 名
事務局長	潮来町企画財政課長	石 川 和 宏
事務局次長	牛堀町企画振興課長	佐 野 憲 一
書 記	潮来町 企画財政課潮来町・牛堀町合併推進室室長 同 上 係長 同 上 主幹 牛堀町 企画振興課企画係係長 同 上 主事 同 上 主事	窪 谷 俊 雄 吉 川 博 美 崎 岡 正 浩 木 村 悦 也 永 山 由 治 茂 木 豊

平成12年 4月 1日～平成13年 3月31日

区 分	職 名	氏 名
事務局長	潮来町企画財政課長	谷 村 裕
事務局次長	牛堀町企画振興課長	佐 野 憲 一
書 記	潮来町 企画財政課潮来町・牛堀町合併推進室室長 同 上 係長 同 上 主幹 牛堀町 企画振興課企画係係長 同 上 主事 同 上 主事	窪 谷 俊 雄 吉 川 博 美 崎 岡 正 浩 木 村 悦 也 永 山 由 治 茂 木 豊

「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」根幹事業企画委員会設置要領

(設置)

第1条 潮来町・牛堀町合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条の規定に基づき、水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画(以下「計画」という。)の根幹事業について協議するため、「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」根幹事業企画委員会(以下「企画委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 企画委員会は、潮来町・牛堀町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、潮来町・牛堀町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する計画の根幹事業について協議するものとする。

(委員)

第3条 企画委員会の委員は、会長及び副会長が協議し選任する。

(組織)

第4条 企画委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(会議)

第5条 企画委員会は、委員長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 委員長は、企画委員会を主宰し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 企画委員会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、企画委員会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 企画委員会の庶務は、規約第11条に規定する協議会事務局において処理する。

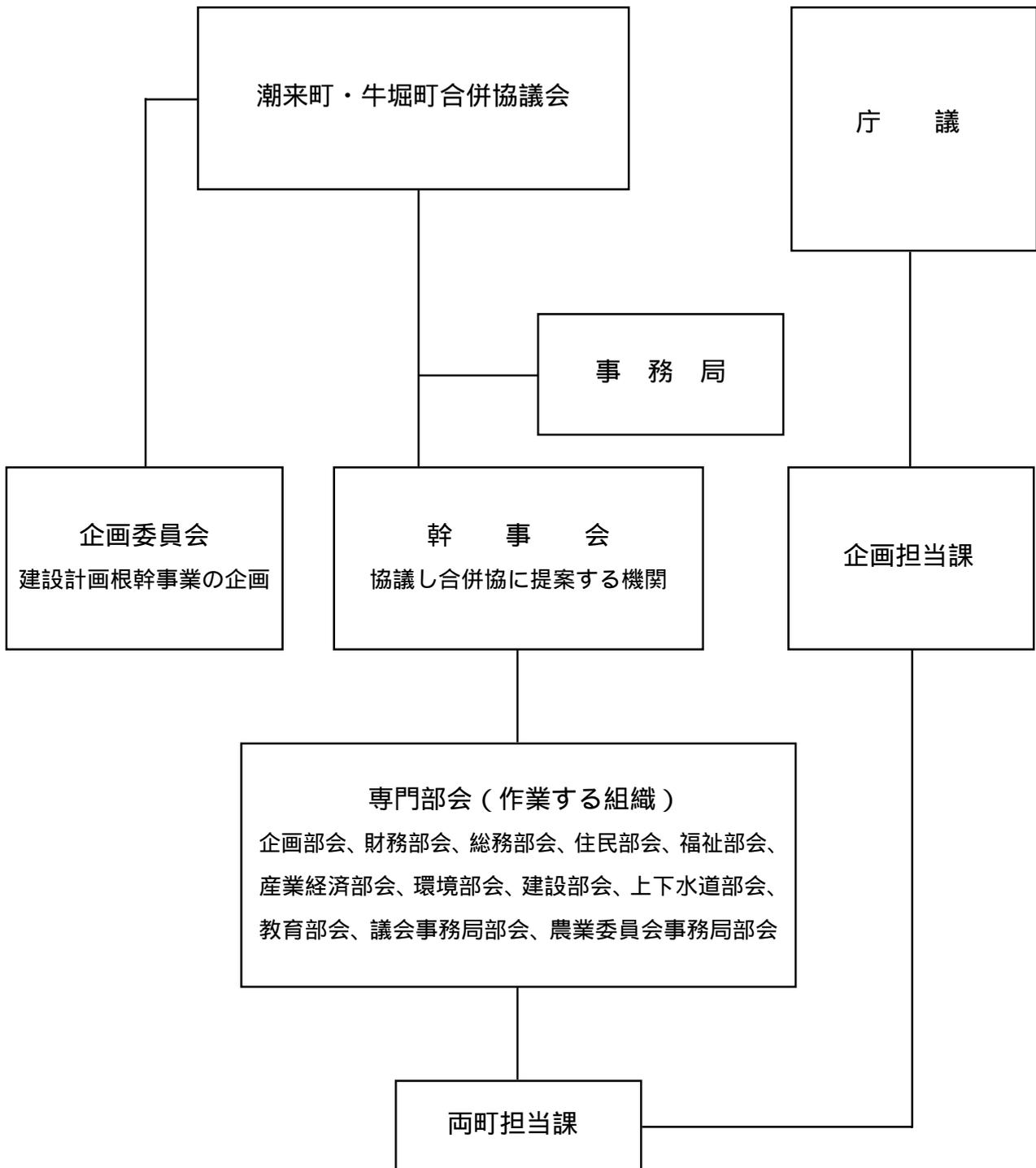
(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成11年9月22日から施行する。

合併協議会の組織体系図



(2) 協議経過

平成11年

9月22日 「潮来町・牛堀町合併を考える町民の集い」開催

主 催：潮来町・牛堀町合併協議会

目 的： 法定協議会の発会にあたり、この機会に両町住民が合併問題の理解を深める。
両町民がこれから議論される合併にかかわる調整事項について円滑に議論される
ために懇親を深める。

第1部 潮来町・牛堀町合併協議会発会式並びに第1回協議会

対象：委員27名（執行部10名、議会8名、県関係3名、住民6名）

発会式次第： 両町議長より議決報告

委嘱状交付

両町長あいさつ

第1回協議会

- 報告事項
- ・潮来町・牛堀町合併協議会規約について
 - ・協議会の会長、副会長及び委員の選任協議結果について
 - ・幹事会設置要領（幹事名簿）について
 - ・事務局規定（事務局職員名簿）について
 - ・監査委員の委嘱について
 - ・平成11年度任意協議会決算報告について
- 協議事項
- ・合併協議会運営日程について
 - ・合併協議会予算（案）について

第2部 合併を考える記念講演

対象者：委員27名、両町議員36名、区長66人、農業委員33名、
計162名

講 師：根本 甚市 氏（元那珂湊市長）

10月13日 第1回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会並びに専門部会

1、報告事項

- ・合併にむけて 協議会の作業フロー図
- ・潮来町・牛堀町合併協議会規約（委員名簿）
- ・潮来町・牛堀町合併協議会幹事会設置要領（幹事名簿）
- ・事務局規程

2、協議事項

- ・幹事会専門部会（案）

3、作業説明事項

- ・行政制度調整方針作成フロー
- ・報告書の記載要領
- ・「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画（案）」について
- ・合併協定事項及び協定における専門部会の役割

11月11日 第2回潮来町・牛堀町合併協議会

1、報告事項

- ・合併協議会の作業体系について
- ・幹事会専門部会について
- ・行政制度調整方針の作成について
- ・「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」作成について
- ・合併協定事項及び協定における専門部会の役割について
- ・合併に関する効果と課題について

2、協議事項

- ・事務局職員の変更について
- ・合併協定項目について
- ・協定項目1 合併の方式（決定）
- ・行政制度調整方針（決定）

行政制度調整方針

- 1、今般の潮来町と牛堀町との調整は、潮来町への牛堀町の編入合併とし、原則的には潮来町の制度に統一することを基本とする。
- 2、しかしながら、牛堀町にしかない制度もあるため、合併に伴い住民サービスの低下を招かないことを原則に調整する。
- 3、合併年度あるいは合併翌年度に制度の統一をすることを原則とするが、潮来町・牛堀町の行政制度や地域環境から統一が難しい課題に関しては、時間をかけて調整することで整備する。
- 4、これまでの行政運営における住民に対する公約や、国・県を中心とした関係行政機関との協定内容は、原則として引き継ぐものとする。
- 5、編入合併に際しては当面、現在の潮来町庁舎及び牛堀町庁舎を有効活用した組織及び機構とし、行政サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。

11月17日 第2回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会並びに専門部会

1、報告事項

- ・事務局名簿及び幹事会専門部会名簿について
- ・合併協定項目について
- ・合併の方式（決定）
- ・行政制度調整方針の考え方について（基本5項目決定）
- ・合併協定事項及び協定における専門部会の役割について

- 2、協議事項
 - ・行政制度調整方針の現況について
 - ・今後の作業及び専門部会調整会議について
- 3、その他
 - ・合併に関する効果と対策について
 - ・「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」について

12月24日 第3回潮来町・牛堀町合併協議会

- 1、報告事項
 - ・行政制度調整方針の進捗状況について
- 2、協議事項
 - ・協定項目2 合併の期日（決定）
 - ・協定項目3 新町の名称（決定）
 - ・協定項目4 事務所の位置（決定）
 - ・協定項目5 財産の取扱い（決定）
 - ・協定項目6 議会議員の身分の取扱い（継続）
 - ・協定項目7 農業委員の身分の取扱い（継続）
 - ・協定項目9 一般職職員の取扱い（決定）
 - ・協定項目10 特別職の職員の取扱い（決定）

平成12年

1月13日 第3回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会

- 1、報告事項
 - ・合併協議会における協定項目の決定内容について
- 2、協議事項
 - ・「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」について
 - ・行政制度調整方針について

2月18日 第4回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会

- 1、協議事項
 - ・行政制度調整方針について
 - ・協定項目について
 - ・「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」について

2月25日 第4回潮来町・牛堀町合併協議会

- 1、協議事項
 - ・協定項目8 地方税（都市計画税）の取扱い（継続）
 - ・協定項目8 地方税（国民健康保険税）の取扱い（決定）
 - ・協定項目12 組織及び機構（決定）
 - ・協定項目13 一部事務組合等の取扱い（決定）
 - ・協定項目14 使用料、手数料等の取扱い（決定）
 - ・協定項目15 公共的団体（補助団体含む）等の取扱い（決定）

- ・協定項目 16 事業費補助金等の取扱い(決定)
- ・協定項目 17 行政連絡機構の取扱い(継続)
- ・協定項目 18 町・字の区域及び名称の取扱い(決定)
- ・協定項目 19 国民健康保険事業の取扱い(決定)
- ・協定項目 20 消防団の取扱い(決定)
- ・協定項目 21 慣行の取扱い(決定)
- ・協定項目 22(1) 各種事務の取扱い{電算システム}(決定)
- ・協定項目 22(2) 各種事務の取扱い{納税組合奨励金}(決定)
- ・協定項目 22(3) 各種事務の取扱い{窓口業務}(決定)
- ・協定項目 22(4) 各種事務の取扱い{保健事業}(決定)
- ・協定項目 22(5) 各種事務の取扱い{介護慰労金}(継続)
- ・協定項目 22(6) 各種事務の取扱い{敬老事業}(決定)
- ・協定項目 22(7) 各種事務の取扱い{転作事業}(継続)
- ・協定項目 22(8) 各種事務の取扱い{清掃業務}(継続)
- ・協定項目 22(11) 各種事務の取扱い{幼稚園業務}(決定)
- ・協定項目 22(12) 各種事務の取扱い{学校給食}(決定)

4月11日 第5回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会

1、報告事項

- ・平成12年度合併協議会幹事会 新委員の紹介

2、協議事項

- ・「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」について
- ・協定項目について

4月14日 第5回潮来町・牛堀町合併協議会

1、報告事項

- ・平成12年度合併協議会 新委員の紹介
- ・平成11年度潮来町・牛堀町合併協議会事業報告及び決算について
- ・監査報告について

2、協議事項

- ・平成12年度潮来町・牛堀町合併協議会事業計画(案)及び予算(案)について
- ・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について
- ・協定項目6 議会議員の身分の取扱い(決定)
- ・協定項目7 農業委員の身分の取扱い(国の回答待ち)
- ・協定項目8 地方税(都市計画税)の取扱い(継続)
- ・協定項目17 行政連絡機構の取扱い(継続)
- ・協定項目22(7) 各種事務の取扱い{転作事業}(継続)

4月26日 第6回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会

1、報告事項

- ・第5回協議会の報告
水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について

協定項目について

- ・電算システム統合の基本方針

2、協議事項

- ・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について
- ・今後の予定について

4月28日 第6回潮来町・牛堀町合併協議会

1、報告事項

- ・潮来町と牛堀町の転作率について（県より説明）

2、協議事項

- ・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について
- ・地方税（都市計画税）の取扱い（継続）
- ・行政連絡機構の取扱い（決定）
- ・協定項目 22(5) 各種事務の取扱い{介護慰労金}(決定)
- ・協定項目 22(7) 各種事務の取扱い{転作事業}(継続)
- ・協定項目 22(8) 各種事務の取扱い{清掃業務}(継続)
- ・協定項目 22(9) 各種事務の取扱い{水道業務}(継続)
- ・協定項目 22(10) 各種事務の取扱い{下水道業務}(継続)

5月11日 第7回潮来町・牛堀町合併協議会

1、協議事項

- ・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について
- ・協定項目 7 農業委員の身分の取扱い（継続）
- ・協定項目 11 条例・規則の取扱い（決定）
- ・協定項目 22(7) 各種事務の取扱い{転作事業}(決定)
- ・協定項目 22(8) 各種事務の取扱い{清掃業務}(決定)
- ・協定項目 22(9) 各種事務の取扱い{水道業務}(決定)
- ・協定項目 22(10) 各種事務の取扱い{下水道業務}(決定)
- ・協定項目 8 地方税（都市計画税）の取扱い（決定）

6月23日 第8回潮来町・牛堀町合併協議会

1、協議事項

- ・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画（案）について
- ・協定項目 7 農業委員の身分の取扱い（決定）
- ・協定項目 23 新町建設計画（決定）
- ・行政制度等の調整方針（案）について
- ・合併協定書（案）について

7月10日 潮来町・牛堀町合併協議会 県知事へ要望書提出

- ・建設計画各事業の支援
- ・市制施行の人口要件緩和
- ・水郷有料道路の無料化

7月13日 第9回潮来町・牛堀町合併協議会

1、協議事項

- ・協定項目の最終確認について

7月13日 合併協定調印式

8月18日 第7回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会

1、報告事項

- ・今後の予定について
- ・事務調整票の作成について

9月23日 第8回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会

1、協議事項

- ・事務調整票について
- ・条例・規則等の改正について
- ・電算・組織機構について
- ・広報について

10月27日 第9回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会

1、協議事項

- ・事務調整票について
- ・条例・規則等の改正について
- ・電算システムの移行について
- ・予算編成について
- ・公共施設等看板の名称変更について
- ・地方課への調整協力依頼について
- ・市制施行について

11月16日 第10回潮来町・牛堀町合併協議会幹事会

1、協議事項

- ・事務調整票について
- ・条例・規則等の改正について
- ・平成13年度当初予算編成方針について
- ・予算要求について

12月20日 第10回潮来町・牛堀町合併協議会

1、協議事項

- ・市制施行等について
- ・字の名称の変更について
- ・地方税の取扱いについて
- ・清掃業務の取扱いについて
- ・協議会の補正予算(案)について

平成13年

3月21日 第11回潮来町・牛堀町合併協議会（最終）

1、報告事項

- ・平成12年度潮来町・牛堀町合併協議会事業報告について
- ・平成12年度潮来町・牛堀町合併協議会決算報告について
- ・監査報告について

協議会において協議に時間を要した協定項目

協定項目7 「農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱い」

牛堀町の農業委員の任期は合併前日の3月31日であり、新市において在任の特例を適用し、潮来町の委員の任期に限り、引き続き在任できるか問題になった。自治省も前例がないということで回答までに時間を要した。

自治省回答「合併により委員の身分を失うのではなく、任期の満了であるので在任の特例の適用はない。また、4月1日以降は牛堀町は存在しないので、4月1日から始まる任期の選挙を行うことはできない。従って旧牛堀町の農業委員が不在となるという状態が想定される。」

対 応 牛堀側の農業委員がないという異常事態を回避するため、茨城県、農業委員会等と協議し、いくつかの選択肢（合併日を変更する等）の中から次の方法を選択した。

牛堀町の農業委員が任期中に全員辞職し、選挙の告示を行った（選挙なし）。これにより新たな任期が3月31日から4月1日を跨ぐことになり、在任の特例の適用が可能となった。

協定項目8 「地方税（都市計画税）の取り扱い」

都市計画税は、潮来町にのみ課税（0.3パーセント）しているが、本税制度を廃止することが不可能であるため、牛堀町への課税方法が協議された。特例法に基づく不均一課税期間として「合併年度及びこれに続く3年間は不均一課税とする」という内容については両町委員の合意を見たものの不均一の条件では次のとおり意見が違いがみられた。

潮来町 合併翌年度から潮来町より低い税率で課税し、段階的に上げるべき。目的税であるため、牛堀町側も早めに課税し、都市基盤整備の事業費に充てるべきではないか。

牛堀町 水道料金等が値上がりするほかに新税導入ということでは、町民の合併に対する不満がでる可能性がある。このような町民感情に配慮するためにも不均一課税期間中は課税せず、その後潮来町と同率で課税する方法が良いのではないか。

協定項目 17 「行政連絡機構の取り扱い」

両町とも各自治会の代表に区長がおり、それぞれ自治会活動を行っている。このような区長に対し、金額の違いはあるものの町から報酬が支払われているが、課題は区長の業務を分担している班長の業務内容と報酬の有無の違いであった。合併と同時に統一することは、行政運営上混乱を招く可能性があるため、合併後3年を目途に新しい制度を検討することとした。

協定項目 22 の 7 「転作事業」

この問題は、潮来町と牛堀町の協議というよりは、潮来町委員から茨城県に対する意見、要望というかたちで協議が進行した。すなわち、転作率の違い(潮来町の方が高かった)を合併を機に統一する論議であったが、段階的に調整していくこととした。

協定項目 22 の 8 「清掃業務」

粗大ゴミの収集方法の違いに起因する問題(潮来町は町内の指定場所に出しておく町が無料で回収する。牛堀町はごみ処理場へ自己搬入し、重量に応じた料金を支払う。)であり、牛堀町の委員より、ゴミ処理の自己負担の原則から潮来町の制度の廃止を提案。潮来町は、広く町民に定着しており継続することを主張したが、結論が出ず合併までに統一した新たな制度を検討することとした。

協定項目 22 の 9 「水道業務」

潮来町と牛堀町の水道料金、加入金の格差が大きいため、牛堀町の料金等改定のスケジュールをどうするかで論議をした。企業の独立採算の観点から料金改定は必要であるが、合併と同時になった場合の住民感情を配慮し、合併後計画的に調整することとした。

法定協議会



4 水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画（建設計画）の策定

（1）策定経過

建設計画は、新市のマスタープランの役割を持つものであり、また、国・県が実施するさまざまな財政的支援の根拠となるものである。主要な事業が網羅されており、住民生活への影響が大きく議会においても極めて関心の高いものであるため、任意協議会から策定作業に着手し法定協議会で決定をみた。

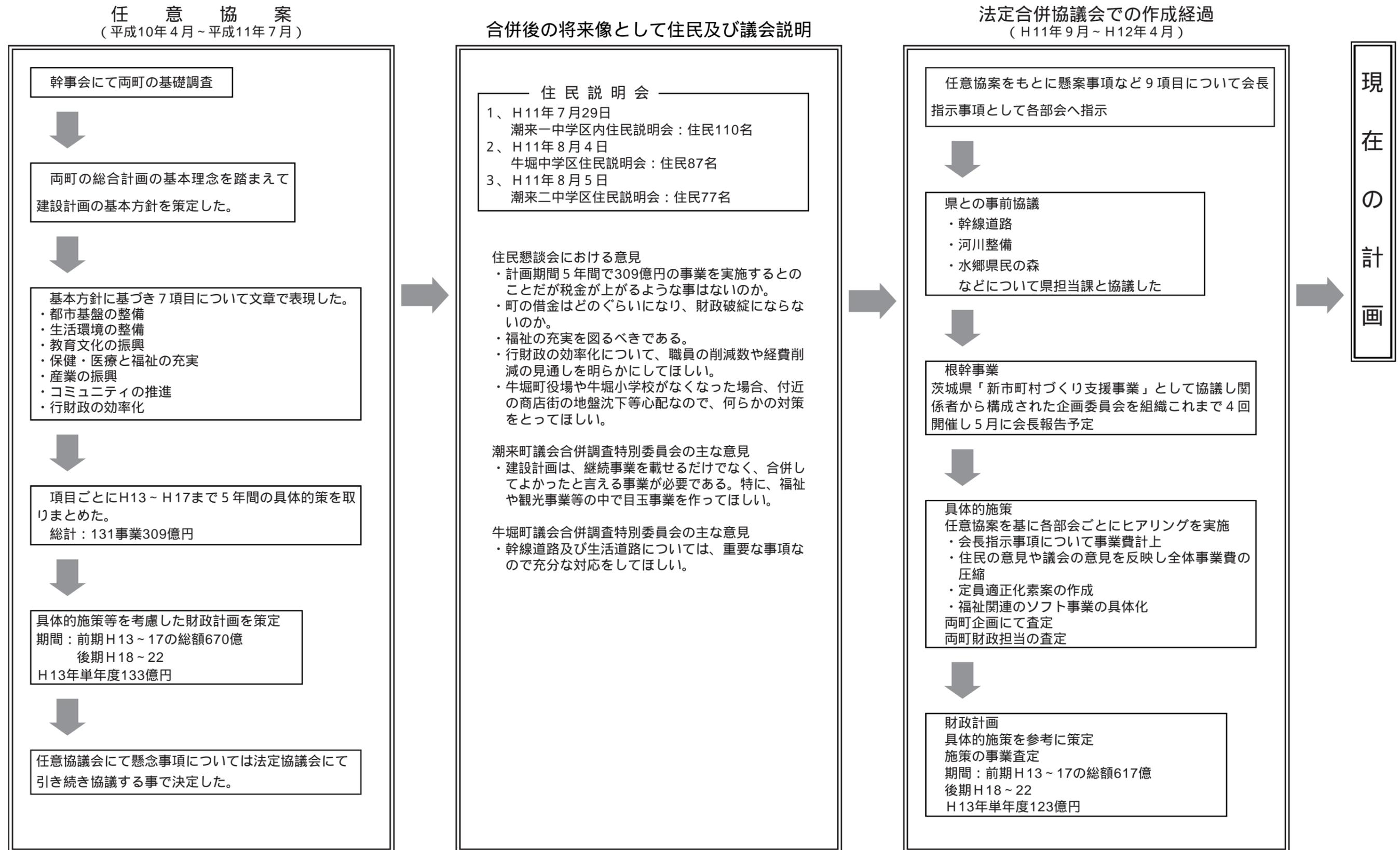
任意から法定の協議会に移行するに当たり、建設計画（案）に基づく地区懇談会を実施し、新市のまちづくりビジョンを住民に示しながら合併の有効性を訴えた。その際出された意見、要望に対しては法定協議会で対応するよう配慮した。

主 要 な 経 過

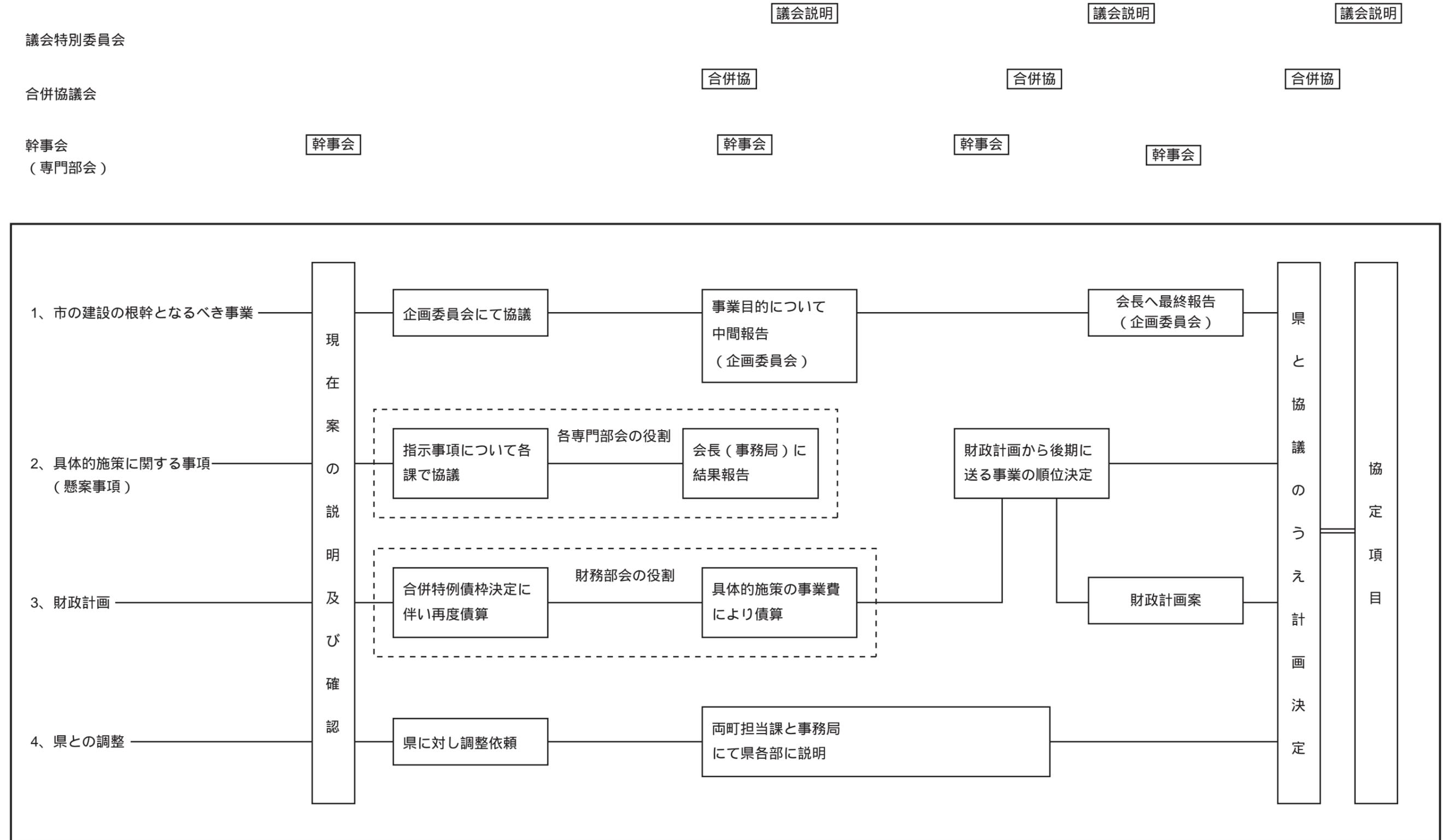
	日 時	事 項	内 容
任 意 協 議 会	10.5.27	第2回任意合併協議会	計画の構成について
	10.6.10	第1回合併協幹事会	両町施策の事前調査について
	10.7.2	第3回任意合併協議会	計画の名称決定
	10.7.23	第4回任意合併協議会	事前調査結果からの方向性
	10.8.27	第2回合併協幹事会	事前調査結果からの方向性
	10.10.12～13	各課ヒアリング	計画の構成及び項目について
	10.10.28	第3回合併協幹事会	表現について各課聞取り調査
	10.11.4	第5回任意合併協議会	基本方針（案）について
	10.12.14	第6回任意合併協議会	基本方針及び内容案について
	11.3.17	第7回任意合併協議会	計画全般について
	11.4.16～20	施策ヒアリング	具体的施策の聞取り調査
	11.4.26	第4回合併協幹事会	計画案全体及び具体的施策について
	11.5.13	第5回合併協幹事会	計画案全体について
	11.7.16	第8回任意合併協議会	計画案全体について
	11.7.28	第9回任意合併協議会	計画案の完成及び住民広報の承認
11.7.29	計画案住民説明	潮来一中学区	
11.8.4	計画案住民説明	牛堀中学区	
11.8.5	計画案住民説明	潮来二中学区	
法 定 合 併	11.10.13	第1回幹事会・専門部会	任意協の懸案及び見直しについて
	11.11.11	第2回法定合併協議会	計画の見直し作業について
	11.11.17	第2回幹事会・専門部会	施策の修正について報告依頼
	12.1.13	第3回合併協幹事会	施策の修正について
	12.1.14～25	各部会ヒアリング	各部会ごとに施策ヒアリング
	12.2.4	両町企画・財政協議	具体的施策及び財政計画について

協 議 会	12 . 2 . 14	県との協議	計画の県事業について協議
	12 . 2 . 18	第 4 回合併協幹事会	ヒアリング結果及び集計状況
	12 . 2 . 23	両町企画・財政協議	具体的施策及び財政計画について
	12 . 2 . 28	県との協議	道路計画について県と協議
	12 . 3 . 3	両町事務局会議	具体的施策について
	12 . 3 . 10	両町企画・財政協議	具体的施策及び財政計画について
	12 . 4 . 11	第 5 回合併協幹事会	財政計画案及び主要施策について
	12 . 4 . 14	第 5 回法定合併協議会	財政計画案及び主要施策について
	12 . 4 . 26	第 6 回合併協幹事会	建設計画（案）について
	12 . 4 . 28	第 6 回法定合併協議会	建設計画（案）について
	12 . 5 . 11	第 7 回法定合併協議会	建設計画（案）について
	12 . 5 . 24	県宛協議書提出	
	12 . 6 . 14	回答	
	12 . 6 . 23	第 8 回法定合併協議会	建設計画（案）について
	12 . 7 . 13	第 9 回法定合併協議会 調印式	建設計画を含めた協定調印
	12 . 12 . 20	第 10 回法定合併協議会	市制施行等について
13 . 1 . 23	県宛協議書提出	市制施行に伴う変更	
13 . 2 . 26	回答		

「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」策定の経過概要図



法定協議会における「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」作成フロー



(2) 知事協議

茨城県知事 橋本 昌 殿	平成 1 2 年 5 月 2 4 日
	潮来町・牛堀町合併協議会 会 長 今 泉 和
潮来町・牛堀町合併建設計画の県協議について	
市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、市町村建設計画の作成について協議いたしたく、計画を送付します。	
計画の名称「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」	

潮来町・牛堀町合併協議会 会 長 今 泉 和 殿	地 第 9 5 4 号 平成 12 年 6 月 14 日
	茨城県知事 橋本 昌
潮来町・牛堀町合併建設計画の県協議について（回答）	
市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 3 項の規定により平成 12 年 5 月 24 日付けで協議のありましたこのことについて、別添意見書のとおり回答します。	
(意見書省略)	

5 合併調印式

平成12年7月13日、任意協議会設置から数え2年数ヶ月にわたる協議の結果、建設計画、合併協定書及び行政制度の調整がすべて終了し、両町長による合併協定調印式が実施された。調印式は市内ホテルにおいて茨城県知事を立会人に滞りなく行われた。

調印式次第

- 1, 開会
- 2, 合併経過報告
- 3, 合併協定調印
 - (1) 合併協定書説明
 - (2) 両町長署名
 - (3) 合併協議会委員署名
 - (4) 知事署名
- 4, あいさつ
 - 潮来町長
 - 牛堀町長
- 5, 来賓祝辞
- 6, 閉会

(潮来町長あいさつ抜粋)

時々刻々変化する社会の中であって、今日の地方分権の推進により、今後住民に身近なまちづくりは、市町村が自主的、主体的に展開していかなければなりません。私の政治信条は、「政治は創造である」ということばです。潮来町の将来を展望した時、いち早く新しい時代を先取りした、個性豊かで勢いのあるまちをつくるべきとの信念のもと、牛堀町との合併を強力に推進してまいりました。

潮来町と牛堀町の合併は、地理的にも歴史的にも文化的にも深いつながりのある両町が、より緊密に、より大きく飛躍発展するため、名実ともに一体となって新しいまちづくりに取り組んでいこうとするものです。合併の成否については、後世の歴史家の判断にゆだねたいと思いますが、私はこの町の長として、今考え得る最良の選択をしたと確信しております。

(牛堀町長あいさつ抜粋)

行政の基礎的施策をなす公共団体は、住民にもっとも身近な市町村と位置づけされており、「まちづくりの本当の主役は市町村」であり、「国・県は、市町村を支援する立場」とする考え方がわたくしは正しいのではないかと思います。

「これからの地方自治のあり方」を多面的な見地から模索するとき、分権と地方行政の必要性和相まって町村合併が最も有効な手段であるとの結論に達し、熟慮の末に、三期目の町長選に近隣町村との合併を最優先課題にすることを心に決め、勇気をもって選挙公約に掲げたのが、「潮来町との合併の言い出しっぺ」といわれるゆえんであります。

しからは、議会と執行部が切磋琢磨しながら、新合併問題に関する町の特色や将来性を見極め、県当局とも十分協議しながら策定した前期計画5年・後期計画5年の「建設計画」それに伴う「財政計画」を基本ベースに均衡のとれた社会資本の整備を着実に実施することによって、さらには投資効果

を上げ、行政能力を高めるための「スクラップ・アンド・ビルド」を計画的に実行することによって、目的にかなう「創造性に富んだまちづくり」が必ず出来ると確信しております。

6 廃置分合の議決

合併協定調印を受けて、7月19日両町の臨時議会が召集され、廃置分合関係議案が提案された。両町とも賛成多数をもって議決され、合併に向けて大きく前進することになった。

< 廃置分合関係 >

<p>議案第 号</p> <p>潮来町と牛堀町の廃置分合について</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成13年4月1日から行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入することを茨城県知事に申請するものとする。</p> <p>平成12年 月 日提出</p> <p>町 長</p>
--

< 財産処分協議 >

<p>議案第 号</p> <p>潮来町と牛堀町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、平成13年4月1日から行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入することに伴う財産処分を、別紙のとおり 町と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>平成12年 月 日提出</p> <p>町 長</p>
--

潮来町と牛堀町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成13年4月1日から、行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

行方郡牛堀町の財産は、すべて同郡潮来町に帰属させる。

平成12年 7月13日

潮来町長 今 泉 和

牛堀町長 森 内 捷 夫

議案第 号

潮来町と牛堀町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について

平成13年4月1日から、行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入することに伴う牛堀町議会議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2項の規定により、別紙のとおり 町と協議のうえ定めるものとする。

平成12年 月 日提出

町 長

潮来町と牛堀町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議書

平成13年4月1日から、行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入することに伴う牛堀町議会議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

行方郡牛堀町の議会議員は、同郡潮来町の議会議員の残任期間に限り、引き続き潮来町の議員として在任する。

平成12年 7月13日

潮来町長 今 泉 和

牛堀町長 森 内 捷 夫

議案第 号

潮来町と牛堀町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の
任期等に関する協議について

平成13年4月1日から、行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入することに伴う牛堀町農業委員会の委員の任期等を、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定により、別紙のとおり 町と協議のうえ定めるものとする。

平成12年 月 日提出

町 長

潮来町と牛堀町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等に関する協議書

平成13年4月1日から、行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入することに伴う牛堀町農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

行方郡牛堀町の農業委員会の選挙による委員は、潮来町農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き潮来町農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成13年 月 日

潮来町長 今 泉 和

牛堀町長 森 内 捷 夫

7 廃置分合申請及び処分

(1) 申請書の提出

廃置分合の議決を受けて、茨城県知事宛廃置分合に係る申請書が提出された。

平成12年7月31日

茨城県知事 橋本 昌 殿

潮来町長 今 泉 和

牛堀町長 森 内 捷 夫

潮来町・牛堀町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成13年4月1日から行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入することとしたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 廃置分合を必要とした理由
- 2 合併の経緯の概要
- 3 関係町の議会の議決書及び会議録の写し
 - (1) 廃置分合に関する議会の議決書の写し
 - (2) 財産処分に関する議会の議決書の写し
 - (3) 議会の議員の在任に関する議会の議決書の写し
 - (4) 農業委員会の委員の任期等に関する議会の議決書の写し
 - (5) 会議録の写し
- 4 財産処分に関する協議書の写し
- 5 議会の議員の在任に関する協議書の写し
- 6 農業委員会の委員の任期等に関する協議書の写し
- 7 合併協定書
- 8 潮来町・牛堀町合併建設計画書
- 9 その他関係資料

提出書類一覧

	両町からの廃置分合に係る申請書の写し	
1	廃置分合を必要とした理由	
2	合併の経緯の概要	
3	関係町の議会の議決書及び会議録の写し	
	(1) 廃置分合に関する議会の議決書の写し	
	(2) 財産処分に関する議会の議決書の写し	
	(3) 議会の議員の在任に関する議会の議決書の写し	
	(4) 農業委員会の委員の任期等に関する議会の議決書の写し	
	(5) 会議録の写し	
4	財産処分に関する協議書の写し	
5	議会の議員の在任に関する協議書の写し	
6	農業委員会の委員の任期等に関する協議書の写し	
7	合併協定書	
8	潮来町・牛堀町合併建設計画書	
9	その他関係資料	
	(1) 潮来町・牛堀町の位置図	
	(2) 潮来町と牛堀町の沿革	
	(3) 潮来町・牛堀町の組織図	
	(4) 任意合併協議会（規約，事務局規定，名簿）	
	(5) 法定合併協議会（規約，事務局規定，名簿）	
	(6) 住民に対する合併建設計画のPRについて	
	(7) 潮来町・牛堀町行政内容分析調書（別冊）	
	(8) 合併関連新聞記事	
	(9) 潮来町及び牛堀町合併関連広報	
	(10) 関係図面	



廃置分合申請書を茨城県知事へ提出

(2) 知事の処分決定

平成 1 2 年 1 0 月 5 日、廃置分合申請に対して茨城県知事より処分決定書が交付された。

決 定 書

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 7 条第 1 項の規定により、平成 1 3 年 4 月 1 日から行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入するものとする。

平成 1 2 年 1 0 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌 印

(3) 廃置分合に係る自治省告示

平成 1 2 年 1 2 月 1 1 日、廃置分合告示が官報に掲載された。

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 7 条第 1 項の規定により、茨城県行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入する旨、茨城県知事から届出があった。

右の処分は、平成 1 3 年 4 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

平成 1 2 年 1 2 月 1 1 日

自治大臣 片 山 虎之助

8 市制施行申請及び処分

(1) 市制施行を目指して

合併協定書の調印を終え、合併に向けた調整作業に追われている頃、かねてからの念願であった市制施行の可能性が現実味を帯びてきた。すなわち合併特例法を改正し、市制施行のための人口要件を4万人以上から3万以上まで引き下げるといった法律改正の動きが自民党を中心にあるという情報が入ってきたのである。ただちに茨城県知事及び両町長が自治大臣、地元選出国會議員をはじめとする関係者に要望書を提出し地元の熱い思いを伝え、これらの活動が実を結び平成12年12月に特例法が改正された。

市制施行に向けた活動

平成12年 7月19日	両町議会において合併を議決	
平成12年 7月25日	自治省・県選出国會議員に人口要件緩和を要望	
平成12年 7月31日	合併申請書を知事へ提出	
平成12年10月11日	自民党地方行政部会市町村合併推進小委員会出席 市制施行要件の緩和を要望	
平成12年11月 7日	自民党要望・人口要件の緩和	
平成12年11月14日	民主・社民・自由党へ要望	
平成12年11月30日	合併特例法改正案可決・成立	
平成12年12月 6日	合併特例法公布・施行	
平成12年12月11日	合併にかかる自治大臣告示	
平成12年12月22日	両町長が知事宛、自治省に対する市制施行内協議依頼	
平成12年12月25日	茨城県、自治省内協議	
平成13年 1月16日	総務省現地調査（19日回答）	
平成13年 1月29日	両町議会で議決	
平成13年 2月 2日	両町長から知事に対して市制施行の申請	
平成13年 3月 5日	市制施行について県議会が議決	
平成13年 3月 7日	市制施行にかかる知事処分	
平成13年 3月26日	市制施行にかかる総務大臣告示	
平成13年 4月 1日	潮来町・牛堀町合併 潮来市誕生	



市制施行に係る総務省現地調査

(2) 事前協議及び回答

平成12年12月22日

茨城県知事 橋本 昌 殿

潮来町長 今 泉 和

牛堀町長 森 内 捷 夫

潮来町と牛堀町の合併に伴う市制施行に係る内協議について

行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入する合併に伴い、市制施行をいたしたく、次の内容の準備を進めておりますので、ご検討の上、市制施行協議基準(昭和28年3月9日付け自治庁次長通知)に基づく自治大臣への内協議方お取り計らい願います。

記

- 1 市の名称及び市名選定の理由
- 2 市の事務所の位置
- 3 市制施行の希望年月日
- 4 市制施行を必要とする理由
 - (1)市制施行を必要とする理由
 - (2)市制施行の前提となる潮来町と牛堀町の合併の概要
- 5 市制施行申請に至るまでの経緯と住民の意向
- 6 市制施行に係る合併協議会会議録抄本
- 7 2町の現況表
- 8 市となるための要件を証する調書
- 9 新市建設計画
- 10 その他関係資料

総行市第 2 号

平成13年1月19日

茨城県知事 橋本 昌 殿

総務省自治行政局長 芳 山 達 郎

市制施行の内協議について(回答)

平成12年12月25日付け地第1714号で内協議のあった茨城県行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入することに伴い、潮来町が市制を施行することについては、異議がありません。

(3) 市制施行の議決

総務省と茨城県の内協議が終了したのに伴い、市制施行のための議案を両町議会に提案し、全会一致で可決された。

議案第 号

町を市とすることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第3項の規定により、平成13年4月1日から行方郡牛堀町を廃し、その区域を編入する同郡潮来町を潮来市とすることについて茨城県知事に申請するものとする。

平成13年 月 日 提出

町 長

(4) 申請書の提出

議決を受け、ただちに市制施行の申請を行った。

平成13年2月2日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

潮来町長 今 泉 和

牛堀町長 森 内 捷 夫

潮来町と牛堀町の合併に伴う市制施行の申請について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第3項の規定により、行方郡牛堀町を廃し、その区域を編入する同郡潮来町を平成13年4月1日から「潮来市」としたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 市の名称及び市名選定の理由
- 2 市の事務所の位置
- 3 市制施行の希望年月日
- 4 市制施行を必要とする理由
 - (1)市制施行を必要とする理由
 - (2)市制施行の前提となる潮来町と牛堀町の合併の概要
- 5 市制施行申請に至るまでの経緯と住民の意向
- 6 市制施行に係る会議録抄本

- (1)合併協議会 会議録抄本
- (2)潮来町議会 会議録抄本
- (3)牛堀町議会 会議録抄本
- 7 2町の現況表
- 8 市となるための要件を証する調書
- 9 新市建設計画
- 10 その他関係資料

(5) 知事の処分決定

平成13年3月7日、市制施行申請に対して茨城県知事より処分決定書が交付された。

決 定 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第3項の規定により、平成13年4月1日から行方郡潮来町を潮来市とする。

平成13年3月7日

茨城県知事 橋 本 昌 印

(6) 市制施行に係る総務省告示

平成13年3月26日、市制施行告示が官報に掲載された。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第3項の規定により、茨城県行方郡牛堀町を廃し、その区域を編入する同郡潮来町を潮来市とする旨、茨城県知事から届出があった。

右の処分は、平成13年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成13年3月26日

総務大臣 片 山 虎之助

(7) 建設計画の変更協議

市制施行に伴う福祉事務所の設置等建設計画の内容を一部変更するため、茨城県と変更協議を行った。

茨城県知事 橋 本 昌 殿	平成13年1月23日
	潮来町・牛堀町合併協議会 会 長 今 泉 和
潮来町・牛堀町合併建設計画の変更について	
標記につきまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規定により、市町村建設計画の変更について協議いたしたく、計画を送付します。	
計画の名称「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」(潮来市建設計画)	

潮来町・牛堀町合併協議会 会 長 今 泉 和 殿	地 第 2 0 3 号 平成13年1月26日
	茨城県知事 橋 本 昌
潮来町と牛堀町との合併に係る建設計画の変更協議について(回答)	
平成13年1月23日付けで協議のありましたこのことについては、異議ありません。	

9 新市発足に向けた準備

(1) 事務の調整

合併協定書の調印、廃置分合に関する議決、県知事への申請が終了した平成12年8月から、事務担当者レベルでの本格的な調整作業に入った。

(幹事会説明資料)

合併に向けての事務調整要領について

事務調整、条例・規則等の改廃については、調整方針に基づき8月から12月の5ヶ月間に事務調整票(条例改正含む)の作成を完了する予定で進める。事務調整票は、具体的処理方法・処理の時期・根拠条例等について、下記事項に留意のうえ専門部会を適宜開催し作業を進める。

1、事務調整をする上での原則

行政制度の調整方針に基づき、事務的に合併した場合の細部にわたる調整を図り、合併時に混乱をきたさないよう事務にあたることとする。さらに新町の事務事業を円滑に遂行するため、次の視点にたって調整を進る。

町民が直接的に影響を受ける事務事業や内部管理部門等で、緊急かつ優先的に調整をおこない、新町誕生までに必ず対応をはかる必要のある事務事業
新町誕生後、段階的に体制を整備していくもの

2、特に事務調整において留意すべき事項

住民サービスの低下を招かないこと(利便性、確実性、迅速性等)

適切な執行体制と事務処理の効率化(ムダの排除)

経費増加の回避(財政への影響極小)などに十分配慮し、合併後住民側と職員側の両面から混乱がおきないように、検討すること。

3、条例規則等改正の基本的な考え方

条例・規則の改廃については、行政制度の調整方針の考えかたに基づき潮来町の条例が存続するものとし、この条例で対応できないものについて、牛堀町の条例等を参考として改廃するものとする。

4、電算システム・組織機構

電算システム・組織機構の調整については、住民への影響や事務調整を円滑に行う上で極めて重要であるため、早急に方針を決定し関係部局に周知するものとする。

5、事務調整票の記入について

(以下省略)

(2) 打ち切り決算及び暫定予算

編入合併により3月31日をもって打ち切り決算を行う牛堀町においては、歳入、歳出の見込みを慎重に行い、決算事務に遺漏のないよう努めた。なお、未収、未払い金については、新市の暫定予算に計上するよう両町において協議をすすめた。

新市の新年度予算については、旧牛堀町議員の新年度予算への審議参加を勧奨し、3ヶ月間の暫定予算を組むことで議会との調整を行った。



幹事会・専門部会合同による
事務調整会議

(3) その他の準備

- ・ 公共施設標示板等の交換、更新
(債務負担行為対応)
- ・ 新生潮来市パンフレットの配付
- ・ 庁舎増築(福祉事務所)
- ・ 市民サービス内容の周知

(4) 牛堀町閉町式

昭和30年に香澄村と八代村が合併し誕生した牛堀町は、約半世紀にわたるその歴史に幕を閉じることになった。閉町式は平成13年3月30日、牛堀中学校体育館を会場に国、県及び周辺町村から多くの来賓を招き厳粛に執り行われた。当日は町政発展に多くの足跡を残した町政功労者に感謝状が贈られたほか、自ら心血を注いだ潮来町との合併を機に勇退する牛堀町長森内捷夫氏に対し、名誉町民証が授与された。

閉町式における牛堀町長あいさつ要旨

今日、わが国は本格的な分権型社会の創造を目指しており、生活中心の社会の実現が求められています。そのためには住民に身近な自治体であり、地方分権の担い手でもある市町村が、多くのニーズに応えられる体制を早期に整え、また行政能力を高めることが重要な課題となっております。

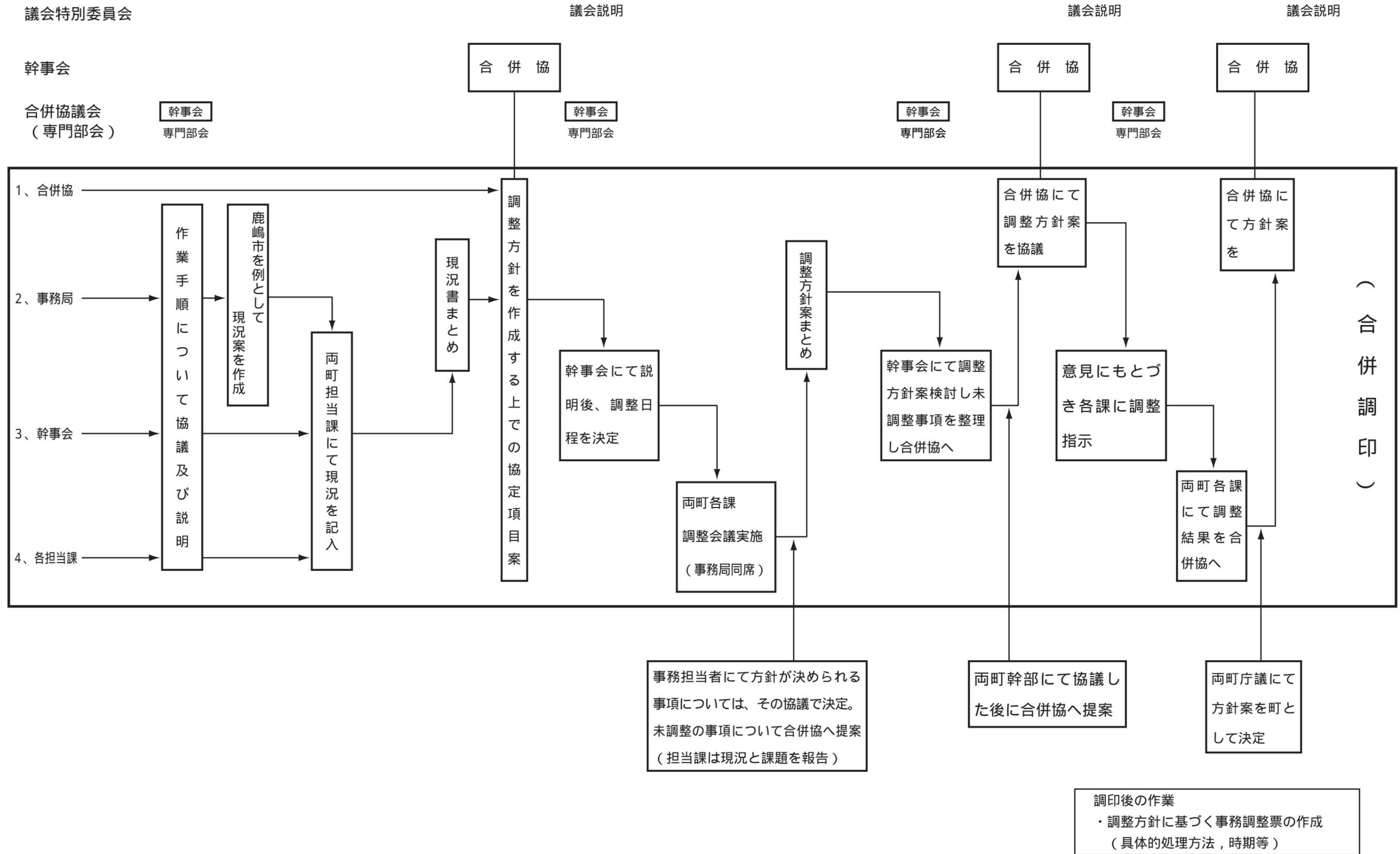
特に牛堀町のような小規模自治体では、市町村合併の推進こそが最も有効な手段であることは間違いなく、平成8年私の3期目の選挙公約に近隣町村との合併を公約に掲げ当選。平成9年潮来・牛堀広域行政事務研究会を両町助役を先頭に設置し、行政内容分析調書として両町長に提出されました。これをたたき台に平成10年任意による合併検討協議会を発足させ本格的な合併協議に入り、その経過に合わせて住民に対する広報活動や住民アンケート調査、住民懇談会を実施いたしました。平成11年には法定協議会を発足し、「水郷潮来・牛堀まちづくり計画」「合併協定書」を策定しました。その後、平成12年7月両町議会の議決を経て、国県への法律に基づく必要な手続きを済ませ、平成12年11月30日合併特例法の一部改正に伴う全国第1号となる「潮来市」の誕生に至った訳であります。

「政治は、改革と創造の歴史」であります。わが牛堀町は平成13年3月31日を以て発展的に閉町いたしますが、地方分権の本質的(自主・自立)権利を執行できる行政体の確立を目指した活力ある新生「潮来市」として益々発展されんことを衷心よりご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。



新市誕生の事前PR

潮来町・牛堀町合併行政調整方針作成フロー



第 4 章

潮来市誕生

1、開庁式等

(1) 開庁式

平成13年4月2日本庁及び牛堀支所において、開庁式を開催した。

参加者 市長以下行政関係者
市議会議員
各団体関係者

式典内容 市長挨拶
議長挨拶
テープカット くす玉割り等

(2) 市制施行記念式典

市制施行一週間を経た4月8日(日)、新市の誕生を祝う式典を開催した。当日は、国会議員、県議会議員をはじめ、国、県、近隣町村、関係団体並びに市関係者が一堂に会し新市の誕生を盛大に祝った。

日 時 平成13年4月8日(日)
会 場 潮来市中央公民館 体育館
来 賓 国、県行政及び議会関係者、近隣市町村、市長会、市議長会
参加者 600人
市議会議員
区長会
行政委員会等委員
各種団体代表

式典内容

10:15 コーラスグループによる出迎え
10:30 開式の辞
10:31 市長式辞
10:36 市議会議長挨拶
10:41 来賓祝辞(国会議員、知事、県議会議長、名誉市民)
11:21 来賓紹介
11:25 表彰状贈呈
11:40 祝電披露
11:44 閉式の辞

祝賀会内容 於日の出小学校体育館

12:10 開会のことば
12:11 市長挨拶
12:16 来賓祝辞(国会議員、県議会議員、県市長会等)
12:31 鏡開き
12:35 乾杯
12:37 懇談、アトラクション
13:15 万歳三唱
13:18 閉会のことば

潮来市誕生記念式典における市長あいさつ

本日ここに潮来市誕生記念式典を挙行するにあたり、国会議員、茨城県知事、茨城県議会議長、県議会議員、市町村長、議会議長をはじめ、ご来賓多数のご臨席を賜り、また、市議会議員、各種団体の代表の方々のご列席をいただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。

新しく出発する「潮来市」は、面積が68.35km²、人口は約32,000人の行政規模となり茨城県内では、平成7年の鹿嶋市以来6年ぶり、21番目の新生「潮来市」がここに産声をあげました。

歴史をひもとけば、川と湖に囲まれかつて水運の中心であった潮来町と牛堀町は、江戸時代から物資輸送の重要な中継地として、商業交通の中心地となり発展してきました。また両町は古くから経済・文化・生活などの面で非常に強い結びつきを有しており、それぞれの時代において、多くの苦難を克服しながら先人の叡智と深い郷土愛を受け継ぎ、常に創意工夫をこらしたまちづくりを進めてまいりました。

今日において、両町は隣接する自治体として、ごみ、し尿の共同処理、また、通勤、通学、商圈等の日常生活圏においても一体の地域を形成してきており、合併という話がもちあがったのも歴史の必然といえるでしょう。

新生「潮来市」は、東関東自動車道水戸線の開通などにより地域の交通の要衝となっており、また、豊かな自然を背景に水郷筑波国定公園の一部として指定され、年間200万人の人々が訪れる、水と緑の豊かな自然環境を生かした観光レクリエーションの拠点基地として発展が期待されているところであります。

さて、今日、世界中が激動、変革の急にあるなか、我が国にあっても大きな節目を迎え、政治・経済を始め市民の日常生活等すべてが一大変革の時代を迎えております。

地球温暖化をはじめとする環境問題は、その影響が地球環境や私たちの将来の世代にまで及ぶものとなっておりますし、急速な少子・高齢化の進行に伴い、拡大成長を基本とした社会から安定・成熟型の社会へと移行しています。量から質へ、画一的な目標から個性の追求へという価値観の変化、若年労働者の減少と女性や高齢者の社会進出など、現代社会のさまざまな側面で変化が生じております。

また、情報化の進展は、IT革命とよばれる旧来の社会、経済全体の枠組みを根底から覆すような大きな変動を引き起こしており、人々のライフスタイルに強い影響を及ぼし始めています。

このように、時々刻々変化する社会の中にあって、地方分権の伸展により、国・県・市町村の関係が大きく変化し、住民から求められるサービスもより多様化、高度化している現在、時代の要請に応えるべく、自主的な合併という道を選択した潮来・牛堀の両町は、平成8年の茨城県主催の合併勉強会を端緒とし、平成9年には両町の行政比較を主眼とした広域行政事務研究会を、また、平成10年4月に合併検討協議会(任意協議会)さらには、平成11年8月に法定の合併協議会を設置し、事務の調整を含めると、まさに直前まで、協議を重ねてまいりました。

潮来町と牛堀町の合併は、30年後、50年後といった次の世代に対して安心して暮らせるまちを準備するためのものであり、それは私たちに課せられた重要な責務であると考えています。

激動の21世紀を大きく展望し、より飛躍発展できるよう、私たちは新しいまちづくりに真摯に取り組み、住民の皆様の期待に応えたいと思います。

最後になりましたが、牛堀町を潮来町に編入させるという重大な決意で町民の意思を結集し、強いリーダーシップで本日を導かれた森内前牛堀町長をはじめ前牛堀町議員の皆様には深い敬意と謝意を表するとともに、感謝を申し上げ、またご臨席の皆様には、今後の潮来市への温かいご支援、絶大なるご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 潮来市誕生を祝う記念行事

記念式典当日「潮来市合併を祝う実行委員会」主催の祝賀行事が市営あやめ公園を開場に盛大に行われた。当日は八千人の人々が集まる中18台の山車の巡行やあやめ踊りの披露で市民が市制施行を祝った。



合併を祝う記念行事（平成13年4月8日）

2 新市議会

(1) 初議会(第4回臨時会)

平成13年4月5日、新市として初めてとなる第4回臨時会が召集され、市議会議員34名(旧潮来町議員20名、旧牛堀町議員14名)が改修後間もない潮来市役所議場において、上程された議案の審議を行った。

当日は、市議会会議規則等の改廃のほか、専決処分した案件が上程され、すべて原案どおり承認、議決された。

上程議案等

- 発議第 1号 潮来町議会議員の定数を減少する条例の廃止について
- 発議第 2号 潮来市議会会議規則について
- 発議第 3号 潮来市議会委員会条例について
- 発議第 4号 潮来町議会広報の発行に関する条例の一部改正について
- 発議第 5号 潮来町議会定例会の回数を定める条例の一部改正について
- 発議第 6号 潮来町議会事務局設置条例の一部改正について
- 発議第 7号 潮来町議会議員互助金支給条例の一部改正について
- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて(平成12年度潮来町一般会計補正予算)
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて(平成12年度牛堀町一般会計補正予算)
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて(平成12年度牛堀町下水道事業特別会計補正予算)
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて(鹿行地方広域市町村圏事務組合の規約改正)
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて(茨城県租税債権管理機構規約の一部を改正する規約)
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて(潮来町税条例の一部を改正する条例)
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて(潮来町都市計画条例の一部を改正する条例)
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて(潮来町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 承認第 9号 潮来町を潮来市とすることに伴う専決処分事項の承認を求めることについて(潮来市になることに伴う条例の制定・改正)
- 承認第10号 平成13年度潮来市一般会計暫定予算の専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第11号 平成13年度潮来市国民健康保険特別会計暫定予算の専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第12号 平成13年度潮来市老人保健特別会計暫定予算の専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第13号 平成13年度潮来市下水道事業特別会計暫定予算の専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第14号 平成13年度潮来市土地取得事業特別会計暫定予算の専決処分事項の承認を求めることについて

- 承認第 15 号 平成 13 年度潮来市農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分事項の承認を求
めることについて
- 承認第 16 号 平成 13 年度潮来市介護保険特別会計暫定予算の専決処分事項の承認を求めること
について
- 承認第 17 号 平成 13 年度潮来市墓地事業特別会計暫定予算の専決処分事項の承認を求めること
について
- 承認第 18 号 平成 13 年度潮来市水道事業会計暫定予算の専決処分事項の承認を求めることにつ
いて
- 承認第 19 号 平成 13 年度潮来市工業用水道事業会計暫定予算の専決処分事項の承認を求めるこ
とについて
- 議案第 29 号 潮来市名誉市民条例の一部改正について
- 議案第 30 号 行方郡公平委員会規約の変更について
- 議案第 31 号 潮来市助役定数条例の制定について
- 同意第 1 号 潮来市助役の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 2 号 潮来市収入役の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 3 号 潮来市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 発議第 8 号 潮来市農業委員会委員の推薦について

専決処分をした条例

- 1 潮来町を潮来市とすることに伴う条例の整理に関する条例（新規）
- 2 潮来市役所牛堀支所設置条例（新規）
- 3 潮来町公告式条例（一部改正）
- 4 潮来市役所部設置条例（全部改正）
- 5 潮来町区長設置に関する条例（一部改正）
- 6 潮来町印鑑条例（一部改正）
- 7 潮来町職員定数条例（一部改正）
- 8 潮来町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（一部改正）
- 9 潮来町職員の特殊勤務手当に関する条例（一部改正）
- 10 潮来町特別土地保有税審議会条例（一部改正）
- 11 行方郡牛堀町編入に伴う潮来町税条例の適用の経過措置に関する条例（新規）
- 12 行方郡牛堀町編入に伴う潮来町国民健康保険条例及び潮来町国民健康保険税条例の適用の経
過措置に関する条例（新規）
- 13 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（一部改正）
- 14 重要な公の施設に関する条例（一部改正）
- 15 地域振興基金条例（新規）
- 16 潮来町基金設置条例（一部改正）
- 17 潮来町国民年金印紙購入基金の設置、管理及び処分に関する条例（一部改正）
- 18 潮来町土地開発基金条例（一部改正）
- 19 潮来町立学校設置条例（一部改正）
- 20 潮来町立幼稚園設置条例（一部改正）
- 21 潮来町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例（一部改正）
- 22 潮来町立社会教育委員に関する条例（一部改正）

- 2 3 潮来町立公民館の設置及び管理等に関する条例（一部改正）
- 2 4 潮来町青少年問題協議会設置条例（一部改正）
- 2 5 潮来町立艇庫設置条例（一部改正）
- 2 6 潮来町日の出運動広場の設置及び管理に関する条例（新規）
- 2 7 潮来町文化財保護審議会条例（一部改正）
- 2 8 潮来市集会所の設置及び管理に関する条例（新規）
- 2 9 潮来市牛堀地区体育施設の設置及び管理に関する条例（新規）
- 3 0 潮来市福祉事務所設置条例（新規）
- 3 1 社会福祉法人の助成に関する条例（一部改正）
- 3 2 潮来町医療福祉費支給に関する条例（一部改正）
- 3 3 潮来町保育所設置条例（全部改正）
- 3 4 潮来町保育所の実施に関する条例（一部改正）
- 3 5 潮来町在宅心身障害児福祉手当支給条例（一部改正）
- 3 6 潮来町心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（一部改正）
- 3 7 潮来町国民健康保険条例（一部改正）
- 3 8 潮来市保健センターの設置及び管理等に関する条例（全部改正）
- 3 9 潮来町土採取事業規制条例（一部改正）
- 4 0 潮来市公害対策審議会設置条例（新規）
- 4 1 潮来市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（新規）
- 4 2 潮来市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（新規）
- 4 3 潮来市立潮来クリーンセンターの設置及び管理に関する条例（新規）
- 4 4 潮来市立潮来衛生センターの設置及び管理に関する条例（新規）
- 4 5 潮来市立潮来ヘルスランドさくらの設置及び管理に関する条例（新規）
- 4 6 潮来市立潮来ヘルスランドさくらコート等設置及び管理に関する条例（新規）
- 4 7 潮来町立潮来ふるさと館設置及び管理に関する条例（一部改正）
- 4 8 潮来町下水道条例（一部改正）
- 4 9 潮来都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（一部改正）
- 5 0 潮来町町営住宅条例（一部改正）
- 5 1 潮来町水道事業の設置等に関する条例（一部改正）
- 5 2 潮来市水道事業給水条例（全部改正）
- 5 3 潮来市工業用水道事業の設置等に関する条例（新規）
- 5 4 潮来市工業用水道事業条例（新規）
- 5 5 潮来町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（一部改正）

潮来市議会議員名簿

(平成13年4月1日現在)

議席	氏名	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	内田 正一	311-2413	延方甲 263	66-0078	
2	山口 晃男	311-2436	牛堀 70	64-5756	
3	薄井 征記	311-2437	永山 827	64-5348	
4	根本 又男	311-2421	辻 193	63-0032	
5	今泉 利拓	311-2412	宮前 1-6-17	66-4127	
6	加藤 政司	311-2424	潮来 457	62-2151	
7	吉川 菊夫	311-2437	永山 1225-1	64-5287	
8	小沼 英明	311-2424	潮来 923	63-1010	
9	藤 忠徳	311-2434	島須 2409	64-6242	
10	原 浩茂	311-2401	大賀 380	67-5007	
11	杉本 俊一	311-2423	日の出 8-5-15	66-6100	
12	大久保英雄	311-2436	牛堀 15-5	64-6255	
13	山沢三千子	311-2411	延方乙 2512	66-1517	
14	長谷川幸雄	311-2435	上戸 2216	64-5707	
15	埴 信一	311-2414	延方丙 2063	66-1706	
16	荒金 秀範	311-2411	延方乙 1766-186	66-6078	
17	羽生 征司	311-2434	島須 2547	64-5121	
18	小沼 由男	311-2404	水原 456	67-5023	
19	高塚 直	311-2435	上戸 27	64-2203	
20	森内 嘉和	311-2433	堀之内 1406-1	64-6151	
21	沼里潤三郎	311-2421	辻 221	62-2650	
22	大 武夫	311-2431	清水 452	64-2381	
23	松 光三	311-2416	前川 154	66-4722	
24	芝田 貢	311-2413	延方甲 1498	66-2389	
25	酒井 信一	311-2435	上戸 2031-3	64-2510	
26	栗飯原治雄	311-2435	上戸 256-2	64-2520	
27	塚本 誠一	311-2424	潮来 1086-33	62-2286	
28	高橋 治	311-2421	辻 247	62-2643	副議長
29	黒須渡世栄	311-2411	延方乙 508-7	66-3081	
30	黒田 茂男	311-2437	永山 2645-1	64-5169	
31	小沼 昭郎	311-2404	水原 410	67-5371	
32	須田 富次	311-2436	牛堀 48-1	64-2736	
33	小峰 義雄	311-2414	延方丙 1840	66-4141	
34	中野 庄吾	311-2413	延方甲 1791-1	66-6954	議長

潮来市議会委員会名簿

委員会名	定数	委員長	副委員長	委員	
総務委員会	10	松 光三	原 浩茂	加藤 政司	森内 嘉和
				酒井 信一	栗飯原治雄
				黒須渡世栄	黒田 茂男
				須田 富次	中野 庄吾
環境経済委員会	8	塙 信一	杉本 俊一	薄井 征記	藤 忠徳
				羽生 征司	芝田 貢
				塚本 誠一	小沼 昭郎
教育福祉委員会	8	荒金 秀範	山沢三千子	山口 晃男	根本 又男
				長谷川幸雄	高塚 直
				沼里潤三郎	小峰 義雄
建設委員会	8	小沼 由男	小沼 英明	内田 正一	今泉 利拓
				吉川 菊夫	大久保英雄
				大 武夫	高橋 治
議会運営委員会	8	塚本 誠一	沼里潤三郎	原 浩茂	杉本 俊一
				山沢三千子	荒金 秀範
				羽生 征司	酒井 信一
広報編集委員会	7	山沢三千子	今泉 利拓	内田 正一	根本 又男
				加藤 政司	藤 忠徳
				大久保英雄	

潮来市助役の選任同意

住 所	氏 名	生 年 月 日
潮来市永山 2107 番地 47	小 沢 一 廣	昭和 17 年 4 月 10 日生

潮来市収入役の選任同意

住 所	氏 名	生 年 月 日
潮来市島須 1992 番地	萩 原 正 吉	昭和 18 年 1 月 18 日生

潮来市教育委員会委員の任名同意

住 所	氏 名	生 年 月 日
潮来市上戸 2194 番地 1	前 島 益 男	昭和 19 年 2 月 6 日生

潮来市農業委員会委員の推薦

住 所	氏 名	生 年 月 日
潮来市上戸 197 番地	鈴 木 幹 雄	昭和 7 年 12 月 12 日生

(2) 第 2 回定例会

平成 13 年 5 月 29 日、第 2 回定例会が召集され、新市の本年度予算が原案通り議決し本予算が成立した。

上程議案等

- 報告第 1 号 継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6 号 平成 12 年度財団法人潮来町開発公社の事業報告及び収支決算並びに平成 13 年度財団法人潮来市開発公社の事業計画及び収支予算について
- 議案第 32 号 市道の認定について
- 議案第 33 号 行方郡潮来市公平委員会の委員の服務宣誓に関する条例の制定について
- 議案第 34 号 行方郡潮来市公平委員会特別会計条例の制定について
- 議案第 35 号 平成 13 年度行方郡潮来市公平委員会特別会計
- 議案第 36 号 潮来市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 37 号 潮来市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 38 号 潮来市都市計画審議会条例の制定について
- 議案第 39 号 潮来市牛堀地区体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第 40 号 潮来市立市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 41 号 平成 13 年度潮来市一般会計予算
- 議案第 42 号 平成 13 年度潮来市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 13 年度潮来市老人保健特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 13 年度潮来市下水道事業特別会計予算
- 議案第 45 号 平成 13 年度潮来市土地取得事業特別会計予算
- 議案第 46 号 平成 13 年度潮来市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 47 号 平成 13 年度潮来市介護保険特別会計予算
- 議案第 48 号 平成 13 年度潮来市墓地事業特別会計予算
- 議案第 49 号 平成 13 年度潮来市水道事業会計予算
- 議案第 50 号 平成 13 年度潮来市工業用水道事業会計予算
- 承認第 20 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 21 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 22 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 5 章

合併關係資料

資料1 合併全体経過

- 平成 8年 7月12日 県主催により潮来町牛堀町との事務打合せ会開催
- 平成 8年 8月29日 県主催により潮来町牛堀町合併勉強会開催
- 平成 8年10月 6日 牛堀町長合併を公約に3期目当選
- 平成 8年12月19日 潮来町・牛堀町合同議員研修会（地方課長講演）
- 平成 9年 2月28日 潮来町長・潮来町議長・牛堀町長が知事に支援要請
- 平成 9年 3月 7日 牛堀町長、議会において「個人的見解ながら2000年10月が理想」と発言
- 平成 9年 3月14日 潮来町長、議会において、年度内に任意の協議会設置及び町民からアンケート調査を表明
- 平成 9年 3月 潮来町平成9年度予算に広域行政調査費を計上
- 平成 9年 4月25日 潮来町議会全員協議会にて合併に関する勉強会
- 平成 9年 4月25日 牛堀町議会合併に関する勉強会
- 平成 9年 5月13日 潮来町庁内、課長会議に今年度の合併関係事務を説明
- 平成 9年 5月13日 潮来町・牛堀町合併担当課長係長打ち合わせ
（事務研究会発足の確認等）
- 平成 9年 6月 9日 鹿嶋市視察、潮来・牛堀合併担当課長係長
- 平成 9年 6月27日 潮来町長が牛堀町長に対し合併に関する事務研究会発足を公文書で提案
- 平成 9年 7月 1日 潮来・牛堀広域行政事務研究会発会
- 平成 9年 7月 7日 潮来町課長会議において町長の基本姿勢及び事務研究会について説明
- 平成 9年 7月25日 事務研究会委員により水戸市を研修視察
- 平成 9年 7月28日 第2回潮来・牛堀広域行政事務研究会
第1回事務研究会ワーキングチーム会議
- 平成 9年 8月28日 第2回事務研究会ワーキングチーム会議
- 平成 9年10月 9日 広報くらしの情報（一般的なメリット・デメリットについて）
- 平成 9年10月31日 第3回潮来・牛堀広域行政事務研究会（講師を招き講演を聞く）
第3回事務研究会ワーキングチーム会議
- 平成 9年11月13日 広報くらしの情報（基本事項の比較について）
- 平成 9年12月19日 第4回潮来・牛堀広域行政事務研究会
- 平成10年 1月22日 ワーキングチーム員に対し分析調書の修正依頼
- 平成10年 1月26日 第5回潮来・牛堀広域行政事務研究会（分析調書まとめ）
- 平成10年 2月16日 第6回潮来・牛堀広域行政事務研究会（分析調書まとめ）
- 平成10年 3月 4日 第7回潮来・牛堀広域行政事務研究会（分析調書まとめ）
- 平成10年 3月 6日 潮来・牛堀両町長に事務研究会より調査報告、両町長会談
- 平成10年 3月 9日 潮来町長議会の所信において任意協の4月設置を表明
- 平成10年 3月17日 潮来町議会、合併調査特別委員会設置について議決
- 平成10年 4月 2日 牛堀町議会、合併調査特別委員会設置について議決
- 平成10年 4月14日 潮来町議会合併調査特別委員会開催
- 平成10年 4月20日 任意協発会式（第1回合併検討協議会）津知公民館で実施
・委員に対し両町長から委嘱状の交付
・協議会の規約や役員、事業計画と予算などについて協議

平成10年	5月21日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	5月27日	第2回合併検討協議会 潮来町役場で開催 4つの各事業や年間計画について協議
平成10年	6月5日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	6月10日	第1回幹事会（両町課室局長による会議）潮来町役場で開催 潮来町・牛堀町合併検討協議会及び幹事会の役割について
平成10年	6月17日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	6月26日	潮来町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	7月2日	第3回合併検討協議会（住民アンケート調査について協議）
平成10年	7月3日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	7月23日	第4回合併検討協議会（住民アンケートとまちづくり建設計画）
平成10年	8月4日	潮来町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	8月	合併について住民アンケート実施
平成10年	8月10日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	8月27日	第2回幹事会（合併まちづくり建設計画の基本方針案）
平成10年	10月28日	第3回幹事会（合併まちづくり建設計画の全体素案について）
平成10年	11月2日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	11月4日	第5回合併検討協議会（合併まちづくり建設計画素案を提示）
平成10年	11月9日	潮来町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	11月13日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	12月14日	第6回合併検討協議会（建設計画の基本方針と都市基盤の整備）
平成10年	12月22日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成10年	12月25日	潮来町議会合併調査特別委員会開催
平成11年	2月7日	潮来町長が合併を公約に再選
平成11年	3月4日	潮来・牛堀両町長が知事と会談（合併の進め方について）
平成11年	3月17日	第7回合併検討協議会（建設計画の産業振興や教育・文化）
平成11年	3月23日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成11年	3月31日	潮来町議会合併調査特別委員会開催
平成11年	4月26日	第4回幹事会（建設計画の具体的施策について協議）
平成11年	7月13日	第5回幹事会（建設計画の全体素案について協議し期間を10年）
平成11年	7月16日	第8回合併検討協議会 ・平成10年度決算報告及び平成11年度予算（案）について ・建設計画全編について協議し、財政計画提示
平成11年	7月19日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成11年	7月26日	潮来町議会合併調査特別委員会開催
平成11年	7月27日	牛堀町議会合併調査特別委員会開催
平成11年	7月28日	第9回合併検討協議会 ・「水郷潮来・牛堀合併まちづくり建設計画（案）」承認 ・法定協議会に委ねる懸案事項について
平成11年	7月29日	潮来町1中学区住民懇談会 110名
平成11年	8月4日	牛堀町住民懇談会 75名
平成11年	8月4日	潮来町議会合併調査特別委員会開催

- 平成11年 8月 5日 潮来町2中学区住民懇談会 77名
- 平成11年 8月17日 法定協議会設置について両町議会議決
・法定協議会規約が議決され法定協設置可能に
- 平成11年 8月18日 潮来・牛堀両町長が知事へ法定協設置の報告、会談
- 平成11年 8月18日 両町により合併協委員及び会長選任案について協議
- 平成11年 8月23日 県へ合併協議会設置の届け出
- 平成11年 9月22日 第1回合併協議会及び「合併を考える町民の集い」開催
・記念講演及び交流会120名参加
- 平成11年10月 1日 潮来町・牛堀町合併推進室の設置
- 平成11年10月13日 合併協議会第1回幹事会及び専門部会設置
・行政制度の調整方針の作業指示
- 平成11年10月20日 牛堀町議会合併調査特別委員会開催
- 平成11年11月11日 第2回合併協議会
・合併協定項目、合併の方式(編入合併)
- 平成11年11月17日 合併協議会第2回幹事会及び専門部会
・行政制度調整方針の作成を指示
- 平成11年12月17日 潮来町議会合併調査特別委員会開催
- 平成11年12月24日 第3回合併協議会
・協定項目(平成13年4月1日合併他)
- 平成12年 1月13日 合併協議会第3回幹事会
・調整方針、建設計画
- 平成12年 2月18日 第4回合併協議会幹事会
・行政制度調整方針 課題整理
・建設計画
- 平成12年 2月25日 第4回合併協議会
・協定項目(牛堀庁舎を支所として存続他)
- 平成12年 3月21日 潮来町議会合併調査特別委員会開催
- 平成12年 4月 7日 潮来町議会合併調査特別委員会開催
- 平成12年 4月11日 第5回合併協議会幹事会
・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について
・協定項目について
- 平成12年 4月14日 第5回合併協議会
・平成12年度潮来町・牛堀町合併協議会事業報告(案)及び予算(案)について
・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について
・協定項目について
- 平成12年 4月26日 第6回合併協議会幹事会
・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について
・今後の予定
- 平成12年 4月28日 第6回合併協議会
・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について
・協定項目について

平成12年 5月 8日 潮来町議会合併調査特別委員会開催

平成12年 5月11日 第7回合併協議会
 ・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画について
 ・協定項目について

平成12年 5月19日 潮来町議会合併調査特別委員会開催

平成12年 6月23日 第8回合併協議会
 ・水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画(案)について
 ・協定項目(案)について
 ・行政制度等の調整方針(案)について
 ・合併協定書(案)について

平成12年 7月10日 県知事に市制施行の人口要件緩和を要望

平成12年 7月13日 第9回合併協議会
 合併協定調印式

平成12年 7月19日 両町議会において合併を議決

平成12年 7月25日 自治省・県選出国會議員に人口要件緩和を要望

平成12年 7月31日 合併申請書知事へ提出

平成12年 8月18日 第7回合併協議会幹事会
 ・今後の予定について
 ・事務調整票の作成について

平成12年 9月23日 第8回合併協議会幹事会 全体会議
 ・事務調整票の作成について
 ・条例、規則等の改正について
 ・電算、組織機構について
 ・広報について

平成12年10月11日 自民党地方行政部会市町村合併推進小委員会出席、市制要件の緩和を要望

平成12年10月26日 潮来1中学区地区懇談会(行政全般) 61名

平成12年10月27日 日の出中学区地区懇談会(行政全般) 22名

平成12年10月27日 第9回合併協議会幹事会
 ・事務調整票について
 ・電算システムの移行について
 ・予算編成について その他

平成12年11月 2日 潮来2中学区地区懇談会(行政全般) 63名

平成12年11月 3日 牛堀町長が4期目当選

平成12年11月 7日 自民党要望・人口要件の緩和

平成12年11月14日 民主・社民・自由党へ要望

平成12年11月16日 第10回合併協議会幹事会
 ・平成13年度当初予算編成について
 ・予算要求について

平成12年11月30日 合併特例法改正案可決・成立

平成12年12月 6日 合併特例法公布・施行

平成12年12月11日 合併にかかる自治大臣告示

平成12年12月20日 第10回合併協議会

- ・市制施行について
- ・新市の名称について
- ・字の名称の変更について

平成12年12月22日	両町長が知事に対して、自治省に対する市制施行内協議の依頼
平成12年12月25日	自治省内協議
平成13年1月16日	総務省現地調査
平成13年1月19日	総務省から内協議結果回答
平成13年1月29日	両町議会で議決
平成13年2月2日	両町長から知事に対して市制施行の申請
平成13年2月上旬	知事が総務大臣に対して正式協議
平成13年2月中旬	総務大臣から正式協議結果回答
平成13年2月27日	県議会に提案
平成13年3月5日	県議会議決
平成13年3月7日	知事処分
平成13年3月上旬	知事が総務大臣に対して届出
平成13年3月21日	第11回合併協議会（最終）
	・事業報告及び決算
平成13年3月26日	市制施行にかかる総務大臣告示
平成13年3月30日	牛堀町閉庁式
平成13年4月1日	合併・市制施行
平成13年4月2日	開庁式（本庁舎及び支所）
平成13年4月5日	第1回潮来市臨時議会（専決処分した暫定予算、条例等の承認）
平成13年4月8日	市制施行記念式典
平成13年5月29日	第2回潮来市議会定例議会召集
平成13年6月8日	定例議会最終日（本予算成立）

資料2 アンケート調査の概要

1、設問内容

潮来町・牛堀町の合併問題について伺います。
該当する記号を 印で囲んで下さい。

問1、あなたの性別、年齢、住所をお答え下さい。

性別：ア、男性 イ、女性

年齢：ア、20代 イ、30代 ウ、40代 エ、50代 オ、60才以上

住所：ア、潮来町潮来地区 イ、潮来町延方地区 ウ、潮来町津知地区

エ、潮来町大生原地区 オ、潮来町日の出地区

カ、牛堀町第1小学校区 キ、牛堀町第2小学校区 ク、牛堀町八代小学校区

問2、あなたは、潮来町と牛堀町で論議されている合併について関心がありますか。

ア、関心がある。

イ、どちらかといえば関心がある。

ウ、関心はない。

エ、どちらとも言えない。

問3、合併が論議されている理由は、どのような理由によると思いますか。

(複数回答可)

ア、車社会の進展によって、住民の行動範囲や生活範囲が広がったため。

イ、地方分権に対応して、市町村の役割(仕事)が増えるため。

ウ、少子化・高齢化が進み、福祉等の市町村の役割(仕事)が増えるため。

エ、行政改革により、国や自治体のスリム化の必要に迫られるため。

オ、国や自治体の債務がぼう大になり、財政再建の必要に迫られているため。

カ、わからない。

問4、あなたは、一般的に市町村の規模を考えると何を基準に考えるべきだと思いますか。

ア、その地域の人口

イ、その地域の広さや面積。

ウ、その地域を移動する時間。

エ、基準はいらない。

問5、現在の市町村規模で、今後地方分権や高齢化社会を迎えて、住民の要望に対応できると思いますか。

ア、対応できない。

イ、充分ではないが対応できると思う。

ウ、対応できると思う。

エ、わからない。

- 問6、茨城県内の近年の合併で、ひたちなか市や鹿嶋市は、合併した事で良くなったと思いますか。
- ア、良くなったと思う。
 - イ、すこしは、良くなったと思う。
 - ウ、イメージは、良くなった。
 - エ、変わらない。
 - オ、どちらとも言えない。

- 問7、あなたは、合併した場合にどのような効果があると思いますか。
(複数回答可)

- ア、地方分権に十分な対応ができる。
- イ、サービス部門に多くの人員を配置できる。
- ウ、経費削減等の行政の効率化が図られる。
- エ、きびしい財政状況のなか、財政基盤が強化される。
- オ、合併を機会に地域が発展する。
- カ、行方郡の中心地として振興が図れる。
- キ、効果はない。

- 問8、あなたは、合併する場合にどのような事が心配ですか。(複数回答可)

- ア、住民の意見が町行政に反映しにくくなる。
- イ、役場が遠くなる。
- ウ、自分たちの住んでいる地域の名前がなくなる。
- エ、中心部だけが発展して、自分たちの地域がとりのこされる。
- オ、心配はない。
- カ、わからない。

- 問9、あなたは、潮来・牛堀地域の発展には何が必要だと思いますか。

特に、望むものを1つ選んで下さい。

- ア、工業団地等を造成して、企業誘致をはかり雇用の機会をつくる。
- イ、観光などの産業を育成して、商業、農業、サービス業に結びつく施策を展開する。
- ウ、東関東自動車道の水戸延伸、国道51号バイパス、国道355号バイパス等を早期に開通させ、交通の利便性を高める。
- エ、国や県の事業により、水辺などの自然を活かして訪れる人々が増えるような地域振興拠点を作る。
- オ、鹿島港や成田空港との立地関係をいかし、流通産業等の誘致をはかり財政基盤を強くして、町民サービスの充実を図る。
- カ、ワールドカップを起爆剤にして、地域振興を図る。
- キ、意見があれば記入して下さい。

問 1 0、現在、合併検討協議会において潮来牛堀地域の将来像(合併建設計画)を協議していますが、あなたはどの分野の整備を望みますか。

特に、望むものを1つ選んで下さい。

- ア、道路など都市基盤の整備
- イ、上下水道やごみ処理など生活環境の整備
- ウ、図書館など教育・文化施設の整備
- エ、保健・医療と福祉の充実
- オ、産業の振興
- カ、プロジェクトの推進
- キ、行財政の効率化

問 1 1、潮来町と牛堀町の合併については、まちづくりの手段として、有効であるとの観点から合併が必要であると言われておりますが、現段階であなたはどのように考えますか。

- ア、積極的に合併することが望ましい。
- イ、どちらかという合併することが望ましい。
- ウ、合併する必要はない。
- エ、分からない。

1 1 - 1、問 1 1で「合併することが望ましい」(ア、イ)と答えた方におたずねします。
どのような理由ですか、その理由を記入して下さい。

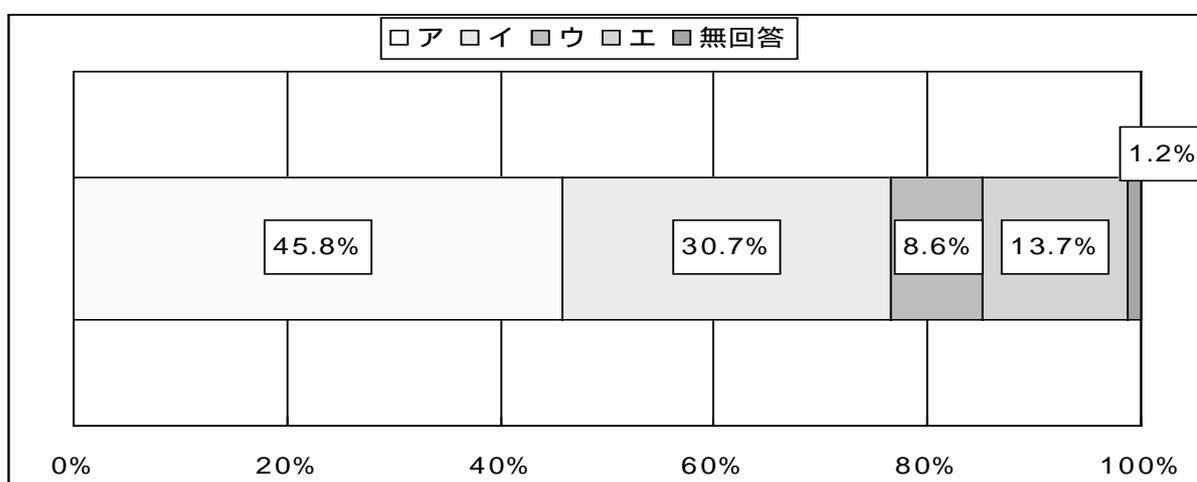
1 1 - 2、問 1 1で「合併する必要はない。」(ウ)と答えた方におたずねします。
どのような理由ですか、その理由を記入して下さい。

問 1 2、合併問題について、ご意見がありましたら記入して下さい。

2、調査結果

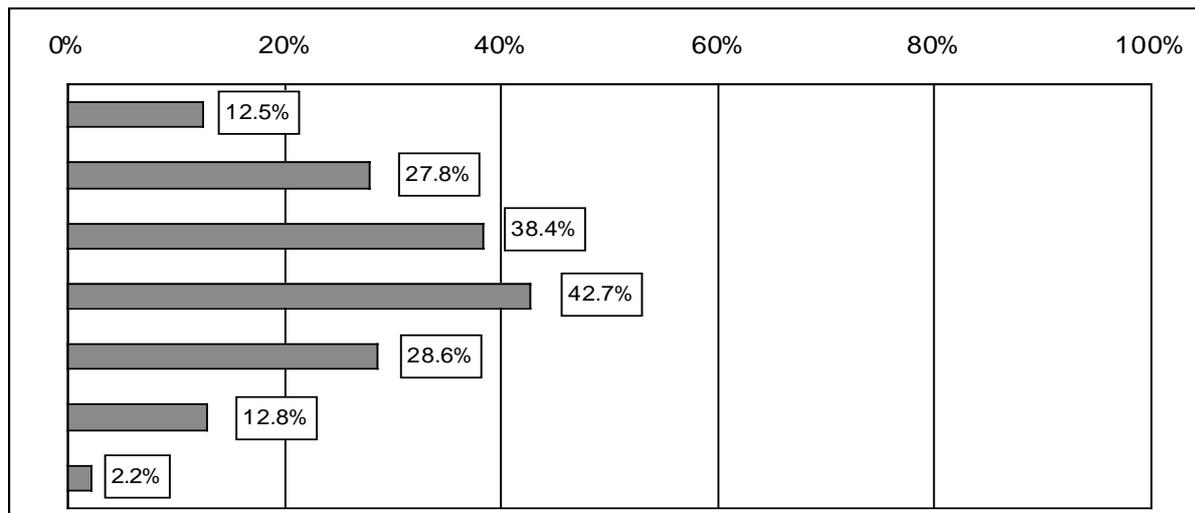
問2 あなたは、潮来町と牛堀町で論議されている合併について関心がありますか。

ア 関心がある	441	45.8%
イ どちらかといえば関心がある	295	30.7%
ウ 関心はない	83	8.6%
エ どちらともいえない	132	13.7%
無回答	11	1.2%



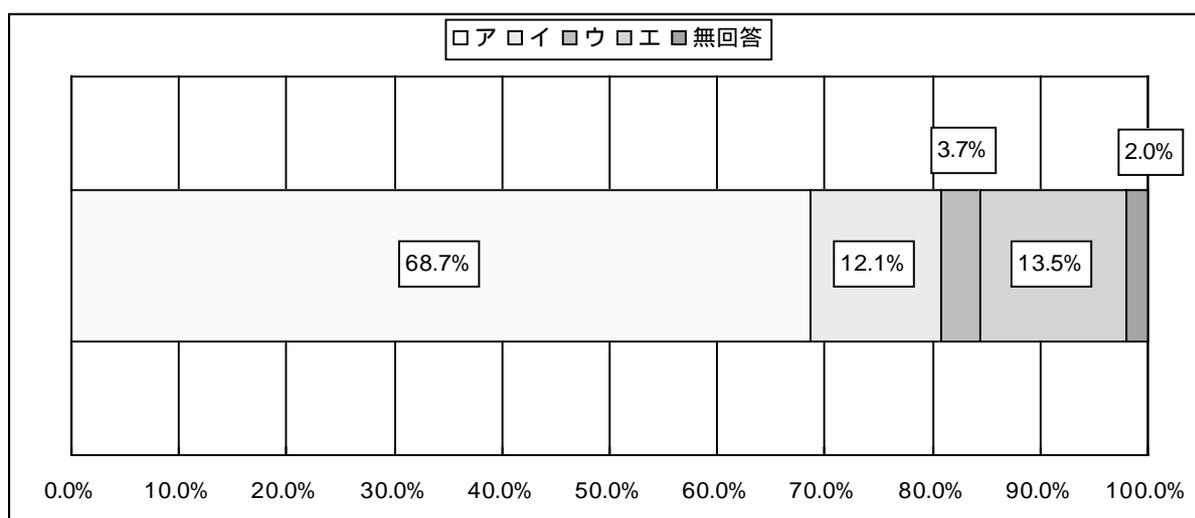
問3 合併が論議されているのは、どのような理由によると思われますか
(複数回答可)

ア 車社会の進展によって、住民の行動範囲や生活範囲が広がったため	120	12.5%
イ 地方分権に対応して、市町村の役割(仕事)が増えるため	268	27.8%
ウ 少子化・高齢化が進み、福祉等の市町村の役割(仕事)が増えるため	369	38.4%
エ 行政改革により、国や自治体のスリム化の必要に迫られるため	411	42.7%
オ 国や自治体の債務が膨大になり、財政再建の必要に迫られているため	275	28.6%
カ わからない	123	12.8%
無回答	21	2.2%



問4 あなたは、一般的に市町村の規模を考えると、何を基準に考えるべきだと思いますか。

ア	その地域の人口	690	68.7%
イ	その地域の広さや面積	121	12.1%
ウ	その地域を移動する時間	37	3.7%
エ	基準はいらない	136	13.5%
	無回答	20	2.0%



問5 現在の市町村規模で、今後地方分権や高齢化社会を迎えて、住民の要望に対応できると思いますか

ア 対応できない	399	41.5%
イ 充分ではないが対応できると思う	348	36.2%
ウ 対応できると思う	64	6.6%
エ わからない	26	13.1%
無回答	25	2.6%

問6 県内の近年の合併で、ひたちなか市や鹿嶋市は、良くなったと思いますか。

ア 良くなったと思う	174	17.9%
イ 少しは良くなったと思う	220	22.7%
ウ イメージは良くなった	251	25.9%
エ 変わらない	118	12.2%
オ どちらとも言えない	166	17.1%
無回答	41	4.2%

問7 あなたは、合併した場合にどのような効果があると思いますか。
(複数回答可)

ア 地方分権に十分な対応ができる	128	13.3%
イ サービス部門に多くの人員を配置できる	80	8.3%
ウ 経費削減等の行政の効率化が図られる	448	46.6%
エ 厳しい財政状況の中、財政基盤が強化される	200	20.8%
オ 合併を機会に地域が発展する	236	24.5%
カ 行方郡の中心地として振興が図れる	241	25.1%
キ 効果はない	171	17.8%
無回答	35	3.6%

問8 あなたは、合併する場合にどのようなことが心配ですか。

(複数回答可)

ア	住民の意見が町行政に反映しにくくなる	339	35.2%
イ	役場が遠くなる	143	14.9%
ウ	自分たちの住んでいる地域の名前がなくなる	114	11.9%
エ	中心部だけが発展し、自分たちの地域がとりのこされる	252	26.2%
オ	心配はない	267	27.8%
カ	わからない	119	12.4%
	無回答	36	3.7%

問9 あなたは、潮来・牛堀地域の発展には何が必要だと思いますか。

(複数回答者あり)

ア	工業団地等を造成して企業誘致をはかり、雇用の機会をつくる	190	18.1%
イ	観光などの産業を育成して、商業・農業・サービス業に結びつく施策を展開する	165	15.7%
ウ	東関東自動車道の水戸延伸、国道51号バイパス、国道355号バイパス等を早期に開設させ、交通の利便性を高める	160	15.3%
エ	国や県の事業により、水辺などの自然を活かし、訪れる人が増えるような地域振興拠点を造る	225	21.5%
オ	鹿島港や成田空港との立地環境をいかし、流通産業の誘致をはかり、財政基盤を強くして町民サービスの充実を図る	190	18.1%
カ	ワールドカップを起爆剤にして、地域振興を図る	30	2.9%
キ	意見があれば記入してください(別紙)	42	4.0%
	無回答	46	4.4%

問10 現在、合併検討協議会において、潮来・牛堀地域の将来像（合併建設計画）を協議していますが、あなたはどの分野の整備を望みますか。

（複数回答者あり）

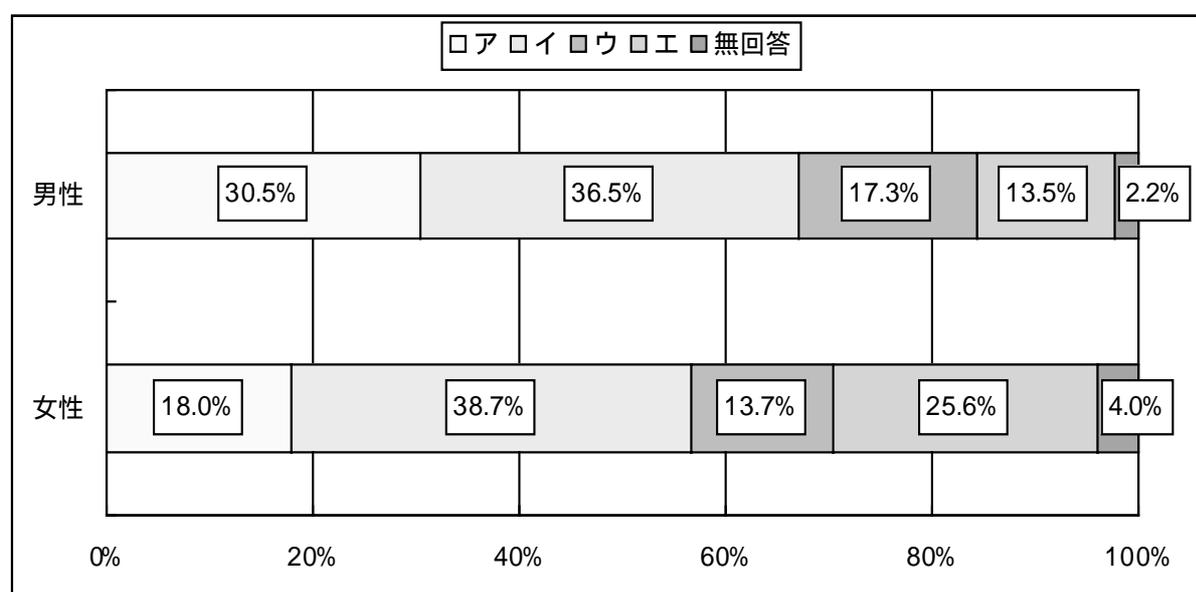
ア	道路など都市基盤の整備	108	10.6%
イ	上下水道やごみ処理施設など生活環境の整備	129	12.7%
ウ	図書館など、教育・文化施設の整備	114	11.2%
エ	保健・医療と福祉の充実	372	36.5%
オ	産業の振興	132	12.9%
カ	プロジェクトの推進	16	1.6%
キ	行財政の効率化	108	10.6%
	無回答	40	3.9%

問11 潮来町と牛堀町の合併については、まちづくりの手段として有効であるとの観点から、必要であるといわれていますが、現段階であなたはどのように考えていますか。

ア	積極的に合併することが望ましい	237	24.6%
イ	どちらかという合併することが望ましい	359	37.3%
ウ	合併する必要はない	146	15.2%
エ	わからない	190	19.8%
	無回答	30	3.1%

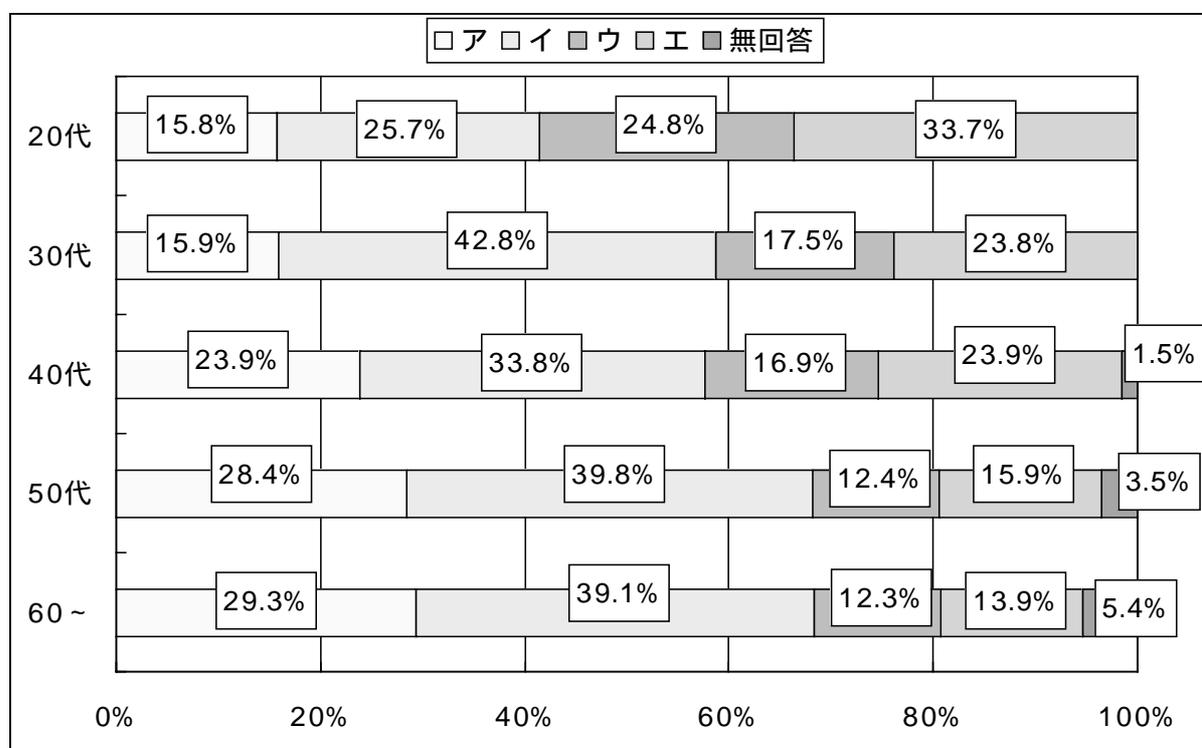
合併の賛否（性別）

	ア 賛成	イ やや賛成	ウ 必要なし	エ わからない	オ 無回答
男性	138 30.5%	165 36.5%	78 17.3%	61 13.5%	10 2.2%
女性	86 18.0%	184 38.7%	65 13.7%	122 25.6%	19 4.0%



合併の賛否（年齢別）

	ア 賛成	イ やや賛成	ウ 必要なし	エ わからない	オ 無回答
20代	16 15.8%	26 25.7%	25 24.8%	34 33.7%	0 0.0%
30代	20 15.9%	54 42.8%	22 17.5%	30 23.8%	0 0.0%
40代	48 23.9%	68 33.8%	34 16.9%	48 23.9%	3 1.5%
50代	57 28.4%	80 39.8%	25 12.4%	32 15.9%	7 3.5%
60代～	93 29.3%	124 39.1%	39 12.3%	44 13.9%	17 5.4%



合併の賛否（町別）

	ア 賛成	イ やや賛成	ウ 必要なし	エ わからない	オ 無回答
潮来	187 25.0%	274 36.6%	111 14.8%	155 20.7%	22 2.9%
牛堀	49 23.7%	83 40.1%	34 16.4%	33 15.9%	8 3.9%

資料3 合併協定書

合併協定書

1 合併の方式

行方郡牛堀町を廃し、その区域を同郡潮来町に編入するものとする。

2 合併の期日

平成13年4月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、潮来町とする。

4 新町事務所の位置

新町の事務所の位置は、潮来町大字辻626番地とする。

5 財産の取扱い

牛堀町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて潮来町に引き継ぐものとする。

6 議会議員の任期及び定数の取扱い

牛堀町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、潮来町の議員の残任期間に限り、潮来町の議員として引き続き在任するものとする。

7 農業委員会の委員の任期及び定数の取扱い

- (1) 牛堀町の農業委員会は、潮来町農業委員会に統合するものとする。
- (2) 牛堀町の農業委員で選挙による委員である者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、潮来町農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

8 地方税の取扱い

地方税は、潮来町の制度に統一するものとする。ただし、

- (1) 都市計画税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併する年度及びこれに続く3年度は、不均一課税とする。
- (2) 国民健康保険税の税率については、合併時に調整し、統一するものとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 牛堀町の一般職の職員は、すべて潮来町の一般の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 牛堀町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、潮来町の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。

10 特別職の職員の身分の取扱い

牛堀町の常勤の特別職の職員（三役及び教育長）の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。

11 条例、規則の取扱い

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- (1) 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

12 組織及び機構

- (1) 現在の牛堀町役場は、当面支所として存続させるものとする。
- (2) 支所の組織については、住民サービスと職員に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。
- (3) 牛堀町に置かれている付属機関等は、原則として潮来町に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。
- (4) 付属機関の委員構成等については、両町の長が別に協議して定めるものとする。

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 牛堀町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- (2) 潮来・牛堀二町環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、潮来町に引き継ぐものとする。

14 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

15 公共的団体（補助団体含む）等の取扱い

各種公共的団体（補助団体含む）等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

ただし、団体運営補助金等については、原則として合併年度は、現行どおりとし、翌年度以降は、予算措置の段階で調整するものとする。

- (1) 両町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 両町独自の団体は、現行どおりとするが、町域全体の均衡を保つよう調整するものとする。
- (3) 統合に時間を要する団体については、3年を目途に統合するよう調整に努めるものとする。

16 事業費補助金等の取扱い

事業費補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。

- (1) 両町で同一又は同種の制度については、原則として潮来町の補助制度に統一するものとする。

- (2) 両町独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおりとする。
- (3) 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。

17 行政連絡機構の取扱い

- (1) 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- (2) 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

18 町・字の区域及び名称の取扱い

潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。

19 国民健康保険事業の取扱い

牛堀町の国民健康保険事業については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、無受診世帯表彰については、牛堀町の制度を適用するものとする。

20 消防団の取扱い

- (1) 合併時、潮来町に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 報酬については、消防団の統合時に潮来町の制度に統一するものとする。

21 慣行の取扱い

(1) 町章

当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町章を制定するものとする。

(2) 町民憲章

当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定するものとする。

(3) 町の花・木・鳥

当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町の花・木・鳥を制定するものとする。

22 各種事務の取扱い

(1) 電算システム

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

(2) 納税組合報奨金

当面現行どおりとし、合併後3年を目途に調整し、統一を図るものとする。

(3) 窓口業務

住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。ただし、土曜日の窓口開庁業務については、本庁舎のみの対応とする。

(4) 保健事業

検診の実施方法については、当面現行どおりとし、合併後3年以内に住民が選択でき

るものとする。ただし、対象者、費用については合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

健康教育、健康相談については、現行どおりとする。

(5) 介護慰労金

潮来町の介護慰労金（85歳以上の老人を常時介護する人へ支給）については、新たな高齢者福祉事業の財源に充てるものとする。

(6) 敬老事業

合併までに調整し、合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

(7) 転作事業

当面現行どおりとし、国の制度改正に応じて統一に努めるものとする。

(8) 清掃業務

粗大ごみの拠点回収、ごみ袋の配布方法については、合併時までに新たな制度を確立するものとする。

(9) 水道業務

水道料金・加入金・分担金については、合併年度は現行どおりとし、翌年度以降3年を目途に計画的に調整するものとする。

(10) 下水道業務

合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

(11) 幼稚園業務

保育料については潮来町の制度に統一するものとする。

公立幼稚園の園児送迎は現行どおりとし、送迎料金については、合併の翌年度潮来町の制度に統一するものとする。

(12) 学校給食

当面現行どおりとし、センター方式への移行に努めるものとする。

23 合併建設計画

合併後の建設計画は、「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」に定めるところによるものとする。

水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画

(潮来市建設計画)

平成12年12月

潮来町・牛堀町合併協議会

序 論

1 合併の必要性

水郷地帯として豊かな水と緑に囲まれた潮来町と牛堀町は、江戸時代には水運の拠点として繁栄し、文人墨客が訪れるなど多くの人たちの盛んな交流の中で独自の歴史や文化を育んできた。

現在の潮来町と牛堀町は昭和30年に誕生し、豊かな自然を背景に水郷筑波国定公園の一部として指定され、観光地として全国的にも知られるようになった。

近年では、JR鹿島線や東関東自動車道水戸線の開通など交通網の発達とあいまって、鹿島開発の影響による都市化が進み着実な発展をとげている。

このような状況の中で、両町は隣接する自治体として、ごみ焼却やし尿処理の事業を共同で実施しており、また、通勤、通学、商圈等の日常生活圏においても一体の地域を形成している。

これからの自治体には、生活圏の広域化や高齢化社会の進展による行政需要の増大、地方分権の進展などに伴い、簡素で効率的な行政運営の確立やより主体的な行財政運営の推進の必要性など、さまざまな課題が生じている。

特に、生活者である住民にとっては、より質の高いきめ細かな行政サービスの提供や生活圏に合致した広域的な行政サービスの展開が求められている。

その実現のため、一体的で計画的な行政運営並びにそのための推進体制及び基盤づくりが急務となっている。

このような背景のもと、潮来町と牛堀町においては、牛堀町長が潮来町との合併を公約に3選を果たしたことにはじまり、両町議会の合同議員研修会や事務担当者の研修などを経て、平成9年度に両町長の基本姿勢に基づき、潮来・牛堀広域行政事務研究会が設置され事務的調査が行われた。

その後、この事務研究会の報告を受けて、平成10年4月に任意の協議会である潮来町・牛堀町合併検討協議会が設置され本格的な合併論議が重ねられてきた。

また、並行して両町の議会においても、合併調査特別委員会が設置され、合併についての調査研究が行われている。

将来この地域が発展し住民福祉の向上が図られる上で、合併は有効な手段であると、合併の必要性が指摘されている。

(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現

現在の潮来町と牛堀町は、それぞれ昭和30年に昭和の大合併により誕生し、以来40年以上が経過している。この間、両町は鹿島開発や道路網の発達と車社会の進展によって大きく変貌し、生活圏の広域化が著しく進んできた。

また、両町は古くから歴史的、文化的に深いつながりを有し、地理的にも連たんしている。さらに、通勤・通学や商圈など日常生活圏の一体化が一段と進んできている。

このような地域の特殊性を鑑みると、生活者である住民への行政サービスの提供には、広域的な視野に立ったより効率的で計画的な行政運営の実現が求められている。

このため、潮来町と牛堀町が合併することにより、一体的・計画的に町政を推進し、広域かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、福祉・衛生、生活環境など住民に身近な行政サービス分野の充実を図っていく必要がある。

(2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化

近年、価値観の多様化や情報化、高齢化、国際化が進展し、地域間競争がますますその激しさを増している。21世紀を目前に控え、高齢化社会の進展などの社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の福祉向上を図るため、自立した自治体の役割が高まっている。

地方分権の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として行われなければならない。

このため、今後、各自治体において、地方分権の進展に備えて、よりさまざまな行政需要に対応していけるよう、確固たる行政基盤の強化が求められている。

住民に最も身近な自治体により主体的・自立的な行政運営が可能となるように、行財政基盤を強化し、個性的で魅力あるまちづくりが展開されるよう準備することが必要であり、合併はそのための一つの有効な手段である。

(3) 鹿行地域の地方中心都市の形成

潮来町と牛堀町の区域は、近年、道路交通網等の飛躍的な発達により東京と直結するなど利便性の向上と地域の活性化が図られてきたが、今後、東関東自動車道水戸線の延伸や国道51号バイパス等の整備により、周辺地域との一層の連携を図り、地域の交通の要衝として発展が期待されている。

また、より質の高い住民生活の実現を目指していくため、地域の豊かな自然を継承しながら、生活環境の充実や都市基盤の整備が進められ、地域の拠点的な役割を担う都市の一つとして発展が見込まれてる。

このため、両町が合併することにより将来の鹿行地域の地方中心都市の形成が図られることになる。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、潮来町と牛堀町の合併後に新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより潮来町と牛堀町の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

(2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成する。

(3) 計画の期間

建設の基本方針は、21世紀を展望した長期的な視野に立ったものであり、建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成13年度から平成22年度までの10カ年計画とし、平成13年度から平成17年までの5年間を前期計画とし平成18年度から平成22年までの5年間を後期計画とする。

ただし、具体的施策については前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画の具体的施策及び概算事業費、財政計画については適正な時期に見直しを行うものとする。

2 町の概況

1 位置と地勢

2 町は、茨城県東南部に位置し、北側は麻生町に隣接しており、南側は神栖町、東側は鹿嶋市、西側は千葉県佐原市に面している。

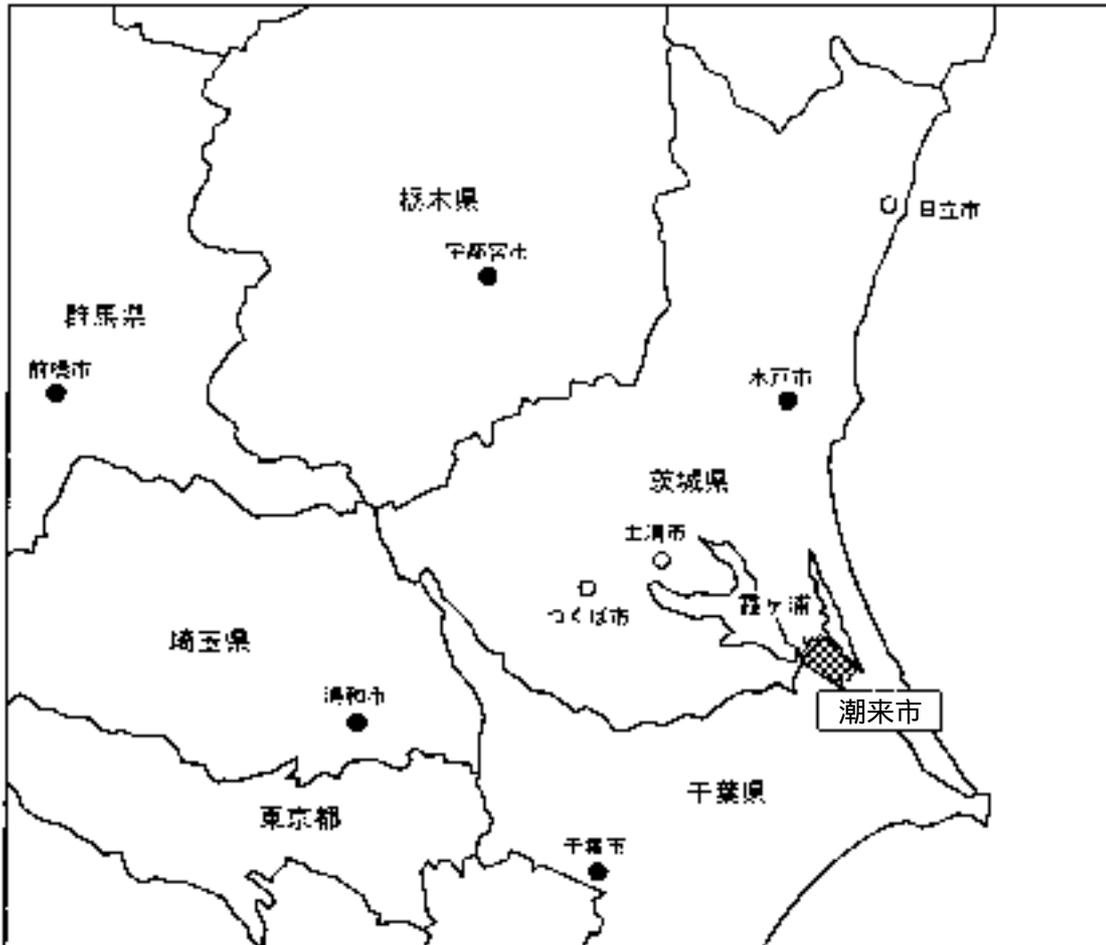
2 町の位置は、概ね東経 $140^{\circ}30'$ から $140^{\circ}36'$ で、北緯 $35^{\circ}54'$ から $35^{\circ}59'$ にある。

面積は、潮来町が 49.56k m^2 、牛堀町が 18.79k m^2 、で合計 68.35k m^2 となる。

東西が約 12km 、南北が約 13km であり、北部には海拔約 30m から 40m の行方台地が南北に続き、東部は北浦に面し、西部は霞ヶ浦と常陸利根川南部は外浪逆浦というように水辺に囲まれた自然豊かな地域である。

気候は、四季を通じて穏やかで、夏涼しく冬暖かな海洋性の気候を有している。

●位置図



2 人口と世帯

平成7年の国勢調査による両町の総人口は32,133人で、昭和30年の人口25,345人に比べ、約1.3倍の伸びを示している。平成2年から5年間では254人増加しており、年平均では約50人の増加となっている。

世帯数は、平成7年が9,374世帯で、昭和30年の4,492世帯に比べ約2.08倍の伸びを示している。

1世帯当たりの人口は、平成7年は3.42人で、昭和60年の3.82人、平成2年の3.58人に比較して年々核家族化の進行がうかがえる。

年齢階層別人口は、平成7年は年少人口が18.12%、生産年齢人口が67.62%、老年人口が14.25%となっており、平成2年当時と比較すると年少人口の減少と老年人口の増加傾向がうかがえる。

就業者人口は、平成7年は第1次産業就業者が5.6%で、第2次産業就業者が36.0%、第3次産業就業者が58.2%となっており、年々第1次産業就業者が減少し代わって第2次及び第3次産業就業者の増加傾向がうかがえる。特に、第3次産業就業者の増加が顕著である。

年齢3区分別人口の推移

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総人口	27,507	29,075	30,421	30,863	32,133
世帯数	6,754	7,454	7,979	8,612	9,374
1世帯当りの人員	4.07	3.90	3.81	3.58	3.43

人口と世帯の推移

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総人口	27,507	29,075	30,421	30,863	32,133
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口0～14歳	7,140	7,243	7,103	6,149	5,823
(%)	26.0	24.9	23.3	19.9	18.1
生産年齢人口15～64歳	18,106	19,117	20,245	20,759	21,731
(%)	65.8	65.8	66.5	67.3	67.6
老年人口65歳以上	2,261	2,715	3,072	3,955	4,579
(%)	8.2	9.3	10.1	12.8	14.3
年齢不詳	0	0	0	0	0
(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

産業別就業者人口の推移

区 分	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年
就 業 者	13,169	14,166	14,793	15,335	16,241
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第 1 次 産 業	3,133	2,564	1,805	1,183	910
(%)	23.8	18.1	12.2	7.7	5.6
第 2 次 産 業	3,851	4,525	5,361	5,779	5,854
(%)	29.2	31.9	36.2	37.7	36.0
第 3 次 産 業	6,141	7,064	7,590	8,329	9,450
(%)	46.6	49.9	51.3	54.3	58.2
分 類 不 能	44	13	37	44	27
(%)	0.3	0.1	0.3	0.3	0.2

建設の基本方針

1 建設の目標

少子高齢化、国際化、情報化さらには地方分権等大きな変革の時代を迎えている社会情勢の中で、21世紀の始まりにふさわしい、基盤のしっかりした自治体が求められている。

このような中で、長い歴史と文化を共有し、豊かな水辺などの自然に囲まれて、共に発展してきた潮来町と牛堀町が合併して生まれる新市は、茨城県鹿行地域の地方中心都市として行方郡の中心的役割を担うとともに、鹿島臨海工業地帯と相互に都市機能を分担する必要がある。

このため、新市では、水辺などの豊かな自然や交通の結節点としての位置をまちづくりに活かし、今後ますます多様化、高度化する住民の行政需要に的確に応えるため、都市基盤や生活環境の整備、教育・文化の振興、保健・医療と福祉の充実、産業の振興等の施策を積極的に推進する必要がある。

そこで、新市のまちづくりでは、住んで、遊んで、働いて、交流する活気に満ちたまちづくりを実現するとともに、「住民と自然」「住民と交流者」というような多様な交流を活性化の手段として大切にしていく。

このようにして、新市は、住民の福祉向上をまちづくりの根底に置き

**「水辺などの自然を活かし、さまざまなふれあいのある、
住民が豊かさを実感できるまち」**

を目標とし、まちづくりを推進していくものとする。

また、こうしたまちづくりの展開に当たっては、新市の個性を発揮し、この地域の特長である水郷の自然を最大に活用し、まちづくりを進めるものとする。

このことから、次の4つを将来像に掲げ、活力と魅力あるまちづくりを推進する。

水辺などの自然環境と生活環境の調和のとれたまちづくり
交通の結節点である位置を活かした産業と交流のまちづくり
人々が仲良く、安心して暮らせる福祉のまちづくり
一人ひとりを大切にする教育・文化の薫るまちづくり

2 まちづくりの方向

水辺などの自然環境と生活環境の調和のとれたまちづくり

新市は、水郷筑波国定公園内にあり、霞ヶ浦や北浦、常陸利根川などの水辺に囲まれ、優れた自然環境を有している。

この自然環境を保全するとともに、上下水道の整備や水質浄化、水辺等を活用した公園整備やソフト事業の展開により生活環境の充実に努め、住民が住んで良かったと実感でき、交流者が住んでみたくなるまちづくりを目指す。

交通の結節点である位置を活かした産業と交流のまちづくり

新市は、東関東自動車道水戸線の潮来インターや国道51号、国道355号、行方縦貫道路等の交通の結節点である。

また、鹿行地域の地方中心都市として、行方郡の中心的役割を担うとともに、鹿島臨海工業地帯に隣接する地域として、都市機能を補完する役割が求められている。

鹿島臨海工業地帯と首都圏や成田空港を結ぶこの有利な立地条件を活かし、流通産業の導入や新たな工業団地の立地を進めていく。

さらに、恵まれた自然環境や観光資源を活かし、前川周辺の整備や地域交流拠点、常陸利根川マリーナの整備を進め、豊かな交流を通して観光産業を総合産業として発展させる。

商業については、観光の波及効果を最大限に活用するため、景観整備事業などにより商店街の魅力を増す環境づくりを進める。

農業については、観光や商業と連携を図り、特産品開発や物産販売施設の整備などにより振興を図る。

人々が仲良く、安心して暮らせる福祉のまちづくり

少子高齢化の進行は全国的な社会情勢であり、この地域も例外ではない。新市の人口は、近い将来に増加傾向が一段落を迎えると予想される。

このような情勢の中で、福祉に対する新市の取り組みの重要性が高まることから、保健と医療・福祉を一体的に考え、デイサービスセンターや在宅介護支援センター等の整備や有効的な利用など先進的な福祉行政を展開する。

一人ひとりを大切にする教育・文化の薫るまちづくり

新市は、水郷の文化や風土を有しており、親しみやすい地域性で文化人を多く輩出している文化意識の高い地域である。

この文化意識の高い地域性を活かし、一人ひとりを尊重しお互いが仲良く生活し融和のとれた社会を目指し、図書館等の文化施設の整備を検討し、生涯学習の充実にさらに進めていく。

3 土地利用構想

新市の行政区域面積は68.35k m²で、区域の全体が都市計画区域に指定されている。市街化区域は748.4ha、市街化調整区域は5,063.6haである。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき適正かつ合理的な土地利用に努めるものとする。これらの方針を実現するため、新市の国土利用計画（市町村計画）を策定するとともに、国土利用計画法及び土地利用関係法の適切な運用により、適正な土地利用の確保を図る。

（1）4つのゾーンごとの土地利用方針

新市は、地形や機能等により「親水ゾーン」「住居ゾーン」「田園ゾーン」「丘陵緑地ゾーン」の4つのゾーンに分類することができる。

地域区分と土地利用方針は、以下のとおりである。

親水ゾーン：潮来駅周辺地区、潮来西部地区、牛堀沿岸地区

方針：常陸利根川や前川に面し、水郷として水運の拠点であった歴史を有することから、水際の特徴を活かして観光・商業・サービス等の機能の強化を図る地域。

住居ゾーン：潮来東部地区、辻地区、日の出地区、延方地区、牛堀市街地周辺地区

方針：新市の恵まれた自然を活かし「水と緑のふれあい」を重視した市街地整備を図り定住者の増加を図る地域。

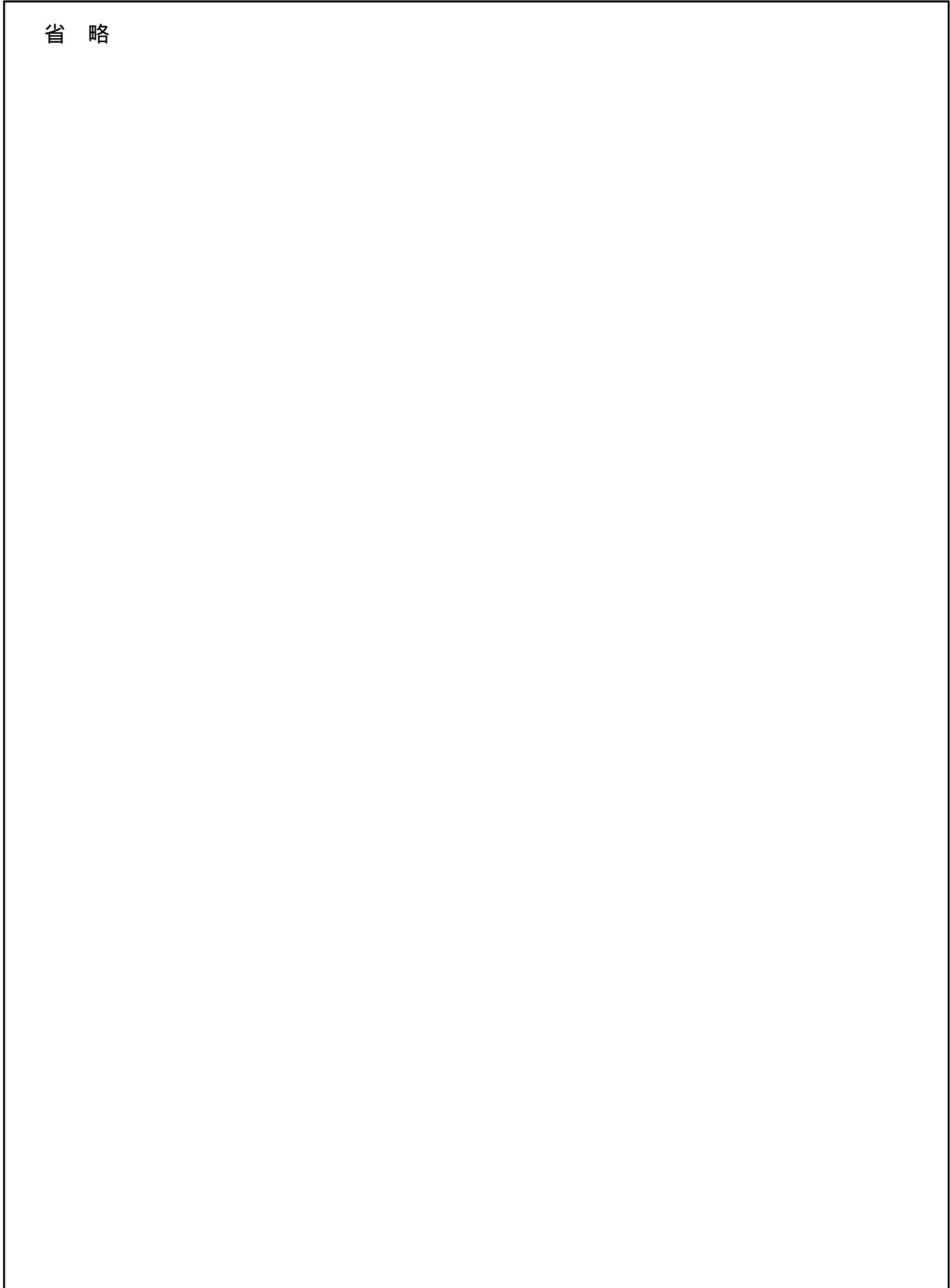
田園ゾーン：延方干拓・出島地区、牛堀田園地帯

方針：延方干拓・出島地区の広大な田園風景は地域資源と認識しながら、潮来インターチェンジ周辺は、流通産業等の立地を目指した秩序ある開発を進めるとともに、牛堀地区の田園地帯は公共施設の点在する空間として、バランスを図りながら優良農地を保全していく地域。

丘陵緑地ゾーン：潮来北部丘陵地区、潮来大生原地区、牛堀丘陵地区

方針：「水郷県民の森」の整備などによる森林の保全や、文化財の保全・活用に配慮し、既存の工業団地のほかに、新産業拠点の工業団地の整備を推進する地域。

土地利用構想図



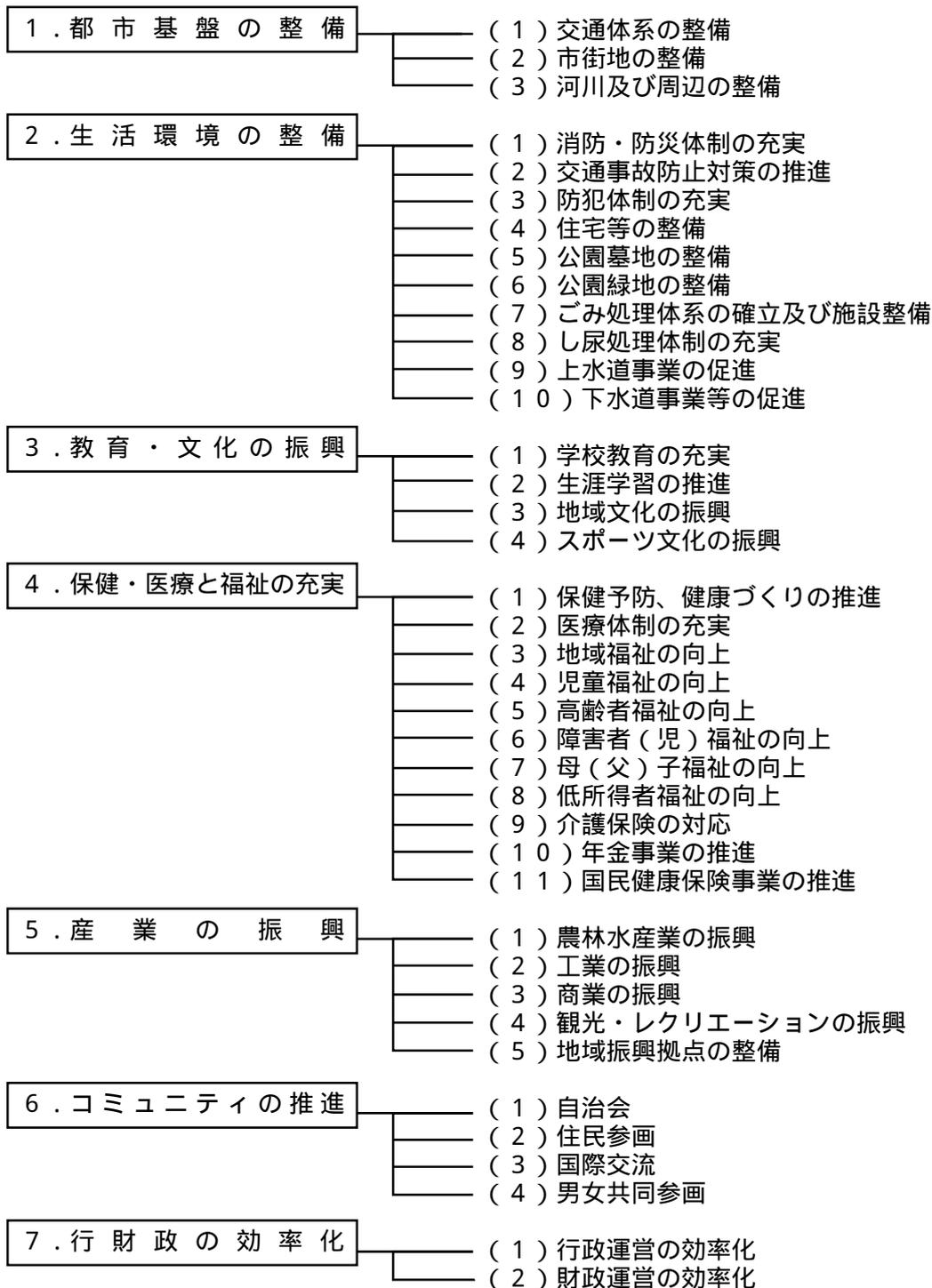
建設計画

潮来町と牛堀町の迅速な一体化を推進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「建設の基本方針」に基づき、

“水辺などの自然を活かし、さまざまなふれあいのある、
住民が豊かさを実感できるまち”

の実現に向けて茨城県鹿行地域の地方中心都市として、また鹿島臨海工業地帯に隣接する地域として、新市の総合的かつ計画的な整備を推進するものとする。

このため、次のような施策の展開を図るものとする。



1 都市基盤の整備

【基本方向】

地域の発展や住民生活の向上の基礎となる都市基盤の整備については、産業、経済、文化などあらゆる分野に多大な影響を及ぼすため、適正かつ合理的な土地利用を推進するとともに、機能的で秩序ある整備に努め、都市機能の充実した一体的な市街地の形成を図る。

【施策の方針】

(1) 交通体系の整備

幹線道路の整備

新市における幹線道路の整備は、交通の結節点である現況を活かしたまちづくりのために重要な課題である。

このため、新市の経済の活性化と安全で快適な生活を確保するため、国や県に協力し東関東自動車道水戸線、国道51号バイパス及び国道355号バイパスの早期整備を促進するとともに、県道竜ヶ崎潮来線、県道潮来佐原線（延方干拓から県道大賀延方線まで）の整備、県道大賀牛堀線、霞ヶ浦自転車道等の国・県道の早期整備を促進する。

また、潮来地域と牛堀地域とを結び交通の利便性を高めるため、市街地間や地域振興拠点地区との連絡、牛堀環状道路と潮来駅江寺線の接続、県道大賀牛堀線から大生原集落への連絡を図る道路など、新市の発展に大きな役割を果たす幹線道路の整備を図る。

生活道路の整備

住民に最も身近な生活道路については、交通量、公共施設の配置、防災機能、交通安全対策などに配慮し、計画的に改良・舗装を推進する。

(2) 市街地の整備

潮来地域においては、定住促進や中心市街地の活性化、就業機会の確保等の市街地整備上の課題を踏まえ、市街地整備基本計画に基づき、潮来インターチェンジ周辺地区は産業系の利用を図り、潮来前地区、浅間下地区、稲井川周辺地区等については商業系住居系の形成を促進し、安心とうるおいのある住環境整備等の主要施策を推進する。

牛堀地域については、市街地整備基本計画に基づき、市街地等の整備を進める。

大山崎地区については、公共公益施設と低層住宅地及び沿道型商業が一体となった土地利用を図るため、区画整理事業等の事業を推進する。

また、潮来西部地区と牛堀市街地周辺地区については、水際地域として一体的な市街地整備方針を策定し、連たん性をもたせた土地利用を図っていく。

(3) 河川及び周辺の整備

水郷地帯として、この地域の河川整備は非常に重要な課題であり、また特色のある町づくりの有効な手段でもある。

前川の河川改修計画と内水対策の促進を図るとともに、地域住民から親しまれ、さらに牛堀市街地地域や延方地区との連携をもった交流拠点として、観光及び商業振興の核となる周辺整備構想を策定し着実な整備を図る。

夜越川については、住民が親しみをもって河川に接することができるよう親水ゾーン化を図る。

常陸利根川沿線については護岸が整備済みであることから、今後は水郷として親水性をもたせた公園等の整備を推進する。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
交通体系の整備	潮来駅江寺線、潮来町道 634 号線 牛堀環状道路、その他	4,040
市街地の整備	稲井川周辺整備事業、潮来駅前景観整備業 大山崎地区区画整理事業、その他	862
河川及び周辺整備	前川周辺整備事業 夜越川周辺整備事業	415

【国・県事業】

交通体系の整備	国道 51 号バイパス、国道 355 号バイパス 県道潮来佐原線、県道竜ヶ崎潮来線、 県道大賀牛堀線、霞ヶ浦白転車道
河川の整備	前川河川改修（県） 前川内水の強制排水対策事業（建設省） 夜越川水辺空間整備（県）

2 生活環境の整備

【基本方向】

豊かな自然の中で、住民だれもが安心して生活できる、安全で快適なうるおいのある生活環境の確保を図り、美しく住みよいまちづくりを推進する。

【施策の方針】

(1) 消防・防災体制の充実

災害における迅速な対応を図るため、防災行政無線等広域的災害情報の収集・伝達システムを整備し、各種防災体制の確立に努める。

また、この地域は、南関東地域直下型地震の被害が生じるおそれのある地域に指定されており、この点からも、実情に即した地域防災計画を策定し、総合的な防災体制の充実を図る。

防災体制については、鹿行地方広域市町村圏事務組合消防本部とともに、消防団装備の充実を図るとともに、適正な消防配置に努めながら、消防団組織については統合再編等を含め見直しを図る。

また、地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、各区の自主防災組織の確立及び強化に努める。

さらに、防火水槽及び消火栓については年次的に整備を行い、飲料水兼用耐震性貯水槽を含め消防水利を確保する。

(2) 交通事故防止対策の推進

住民生活の場における交通安全を確保するため、交通安全啓発指導、交通安全活動を展開し、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道の整備、カーブミラー、ガードレール、視線誘導標、交通信号機の交通安全施設について、関係機関や団体と連携しながらその整備、充実に努める。

(3) 防犯体制の充実

住民が安心して暮らしていく上で、防犯対策は重要な役割がある。

住民への防犯意識の高揚を図るとともに、地域、警察との連携を密にし、計画的に防犯灯などの防犯施設の整備に努める。

(4) 住宅等の整備

日の出地区をはじめとした市街地においては、緑地が確保された良質な宅地が供給されるよう誘導するとともに、水郷の地域特性を活かした建築物の誘導なども検討する。

また、市営住宅については、潮来地域と牛堀地域の一体的な計画を立て、建て替えや新築を進める。

(5) 公園墓地の整備

住民の墓地需要に対応した公園墓地として、公園墓地整備計画を策定し、早期整備に努める。

(6) 公園緑地の整備

潮来地域と牛堀地域を一体的に考え、緑の基本計画を策定し、公園緑地の適正配置や緑の保全など総合的に緑化を推進する。

水郷県民の森については、潮来牛堀地域にまたがる地区に整備中であり、大生原台地の古墳群や大膳池を利用し、地域住民、さらには県民の憩いの場となるよう整備を促進する。

前川運動公園については、整備済みの温水プールや周辺の土地利用を踏まえ計画的に整備する。

徳島園地については、住民ボランティアと建設省により整備され、現在建設省から「水辺の楽校」の登録を受けており、自然環境教育の場としての利用の拡大を図る。水辺、緑、歴史のネットワークにあわせてサイクリングロードや緑道を整備する。

水郷北斎公園周辺については、水辺を活かした公園として第2次水辺の街再生基本計画に基づき整備を図る。

(7) ごみ処理体系の確立及び施設整備

ごみの減量化を基本として、住民協議会などを設け住民意識を啓発し、ごみの減量化、再資源化の推進、生ごみのコンポスト化などを進める。

また、平成12年度より施行された容器包装リサイクル法による分別収集について町民への周知徹底を図る。さらに、ダイオキシン恒久対策として、平成14年12月までにダイオキシン濃度を基準以下に抑えるため、ごみ焼却施設の改良工事を実施する。

(8) し尿処理体制の充実

し尿処理場の維持・管理・収集体制等を充実し、衛生的な環境づくりに努めるとともに、下水道区域や農業集落排水事業区域の整合を図りながら合併処理浄化槽の普及を図る。

(9) 上水道事業の促進

安全な水の安定供給を図るため、上水道の配水管等の幹線及び枝線の布設や老朽管の更新を進めるとともに、鹿行広域水道用水供給事業に対応した受水施設等の整備を行う。

(10) 下水道事業等の促進

公衆衛生を向上させ快適な生活環境を確立するため、公共下水道整備事業を進める。あわせて河川などの公共用水域の水質浄化のため、幹線管きよの布設や面整備を地域の状況等を考慮しながら計画的かつ効率的に進める。

また、雨水排水を適切に処理し、集中豪雨等による災害の防止や生活環境の向上を図るため、排水計画を策定し適切な施策を推進する。

下水道加入率については、広報活動や個別訪問等により向上を図る。

その他、生活排水対策については、合併処理浄化槽、農業集落排水事業等により水質浄化に努める。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
消防・防災体制の充実	消防・防災施設の整備、その他	55
交通事故防止対策の推進	交通安全運動の展開、カーブミラーガードレール等交通安全施設、その他	44
防犯体制の充実	防犯灯の整備、その他	9
公園緑地、公園墓地の整備	児童公園、水郷北斎公園、その他	144
ごみ処理体系の確立し尿処理体制の充実	ダイオキシン恒久対策施設整備、ゴミリサイクル事業推進、その他	5,437
上水道事業の促進	鹿行広域水道事業施設整備、配水施設管路施設の布設及び更新、その他	1,105
下水道事業の促進	公共下水道の整備、農業集落排水事業合併処理浄化槽設置事業、その他	2,446
水質浄化事業	霞ヶ浦流入河川浄化事業、その他	14

【国・県事業】

公園緑地の整備	水郷県民の森整備事業
---------	------------

3 教育・文化の振興

【基本方向】

住民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを見出し、創造性を発揮できる環境を備えるため、教育文化施設の整備を図る。

また、水郷として恵まれた自然や輝かしい歴史と文化を継承しつつ、新たな文化を創造するまちづくりを推進する。

【施策の方針】

(1) 学校教育の充実

幼児の健全な育成を図るため、保育所と幼稚園の連携を図り園舎や保育施設の整備充実に努める。

幼稚園の2年保育の検討や保育時間の延長など、教育内容及び保育内容の充実を図る。児童・生徒数の動向を踏まえ、学区の見直しを含め学校規模の適正化を図る。

施設の老朽化対策として改築や改修を推進するとともに、地域の教育、文化の中心的役割を担うものと位置づけ学校施設を積極的に開放していく。

豊かな人間形成と優れた人材育成のため、福祉、環境、情報などの分野における教職員の研修を強化し資質向上を図り、特色ある学校づくりに努める。また、児童・生徒の教育充実を目指し新市の独自施策として、中学校学習指導員(非常勤)を配置し学習指導の充実を図る。

さらに、児童・生徒の健康を重視した給食内容とするとともに、給食用備品の購入や施設整備の検討を行い、センター方式として給食の一元化を推進する。

(2) 生涯学習の推進

住民の自主的で主体的な生涯学習活動を支援するため、各地域に生涯学習センター機能の整備を図る。

生涯学習推進本部など推進体制の見直しを図るとともに、生涯学習計画を策定し地域の特色に合わせた、学習内容の充実を図る。

生涯学習推進の構想の中で社会教育の果たす役割を明確にししながら、水郷まちかどギャラリー等の有効活用、さらに各公民館の施設内容の充実を図る。

また、住民が利用しやすい図書館等の文化施設の建設を目指し、公共施設との併設を含めて検討する。

青少年の健全育成は、地域社会の次の時代を支える重要な課題と認識し、青少年の交流事業や、青少年団体の育成・支援を行う。

(3) 地域文化の振興

文化遺産を次の世代に継承するため、大生古墳群や島崎城址などの重要な文化財の保護策を講ずるとともに、史跡の宝庫である大生原台地における地域文化の振興策を推進する。

住民が文化財をよく理解し、地域の歴史と文化に対する意識の高揚を図り、地域文化の振興に努めるとともに、住民や文化団体の自主的な文化活動を支援し、新しい水郷の文化活動の展開を図る。

地域振興施設として整備予定の美術館については、地域の文化振興の拠点として、活用を図る。

(4) スポーツ文化の振興

町民一人1スポーツを目指し、地域を単位として幼児から高齢者まで参加できるスポーツ・レクリエーションの普及を図るとともに、前川運動公園やかすみの郷公園等の施設整備を計画的に進める。

水郷潮来ハーフマラソン大会やトライアスロン、ボート大会、リバーサイドパーティー、ウエイクボード競技会など、水郷地帯の特性を活かしたスポーツイベントの充実を図るとともに、高校総体の受け入れ体制を整備する。

また、水辺を活かした水上スポーツ施設（レイクアリーナ等）の整備やウォーキングロードとしても利用できるサイクリングロードの整備を推進する。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
学校教育の充実	小・中学校の建替及び統合新設等 給食センター改修、その他	5,524
生涯学習の振興 地域文化の振興	クラシックコンサート等 複合図書館建設構想	38
スポーツ文化の振興	前川運動公園整備、水郷潮来ハーフマラソン ナイター施設整備、その他	215

4 保健・医療と福祉の充実

【基本方向】

少子高齢化の進展や、核家族化など社会情勢の変化に伴い、住民の求めるサービスも多様化している。このため、市制施行にともない福祉事務所を設置し、介護保険制度や高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉・低所得者福祉など、きめ細かな福祉行政を推進する。

また、なめがた地域総合病院や地域の医療機関との連携を図り、福祉、保健、医療が一体となったシステムを確立し、効果的に充実したサービスを提供する。

【施策の方針】

(1) 保健予防、健康づくりの推進

住民の健康づくりのため、予防体制や各種検診を充実するとともに、住民の個性に合わせた活動を推進するためスポーツ、心の衛生など幅広い支援体制の充実を図る。また、町民健康づくり計画を策定し総合的な健康づくり運動を推進する。

さらに、保健センター施設の充実に努めるとともに、ヘルスランドさくらの充実と利活用を図る。

(2) 医療体制の充実

なめがた地域総合病院と連携し、広域的な対応による医療施設の適正な配置と連絡体制について、関係機関の協力のもとに整備・充実を図る。

さらに医師会・医療機関・関係機関の協力を得て休日及び夜間等における救急体制の確立を図る。

(3) 地域福祉の向上

福祉・保健・医療の連携による総合的な各種サービスを提供する地域ケアシステムの構築に努める。

また、社会福祉協議会の活動を促進するとともに、民生委員・児童委員、老人クラブ等の活動と連携し、地域の福祉需要に対応できる体制と地域の福祉施設との協力体制の確立に努める。

ボランティアグループの組織化を促進するとともに、ボランティア活動の広報に努める。地域福祉の一層の充実を図るため、その活動拠点となる福祉施設の整備に努める。

(4) 児童福祉の向上 (少子化対策)

幼稚園との整合を図りながら、保育施設の適正配置と民間施設の有効活用を図るとともに、保育時間の延長や障害児保育の拡大など、保育内容の充実を図る。また、乳幼児医療の助成や学童保育の充実に努めるとともに、児童育児計画を策定し一時保育や家庭児童相談など地域一体となり子育て支援の充実を図る。

(5) 高齢者福祉の向上

高齢者ができる限り要支援・要介護状態に陥らないよう介護予防や生活支援サービスなどの充実を図る。

高齢者の生きがいと健康づくりを進めるため、シルバー人材センターの充実を図るとともに、ボランティア活動への参加や地域間、世代間の交流を図るなど、生きがいづくりや健康づくりを促進する。

(6) 障害者 (児) 福祉の向上

障害者福祉センター等の施設の機能充実を図る。

また、一人ひとりの障害者にあわせたサービスの提供を図る。

障害者の医療費補助や介護手当、扶養手当など各種の支援制度の充実を図る。

(7) 母 (父) 子福祉の向上

母子寡婦福祉協議会の育成・強化を図るとともに、父子家庭を含めた医療費助成事業などの制度により支援する。

また、就労や子育てに関する相談体制を充実させ、社会参加を促進する。

(8) 低所得者福祉の向上

民生委員と連携し、生活保護制度の適正な運用を図り、低所得者世帯の生活支援を行う。また、発生予防対策を推進し、社会参加と自立化を促進する。

(9) 介護保険への対応

介護保険制度の広報を行い、保険料の適正な賦課や収納率の向上及び介護給付費の適正化や給付サービスの確保を図り、介護保険事業の健全な運営に努める。

また、デイサービスセンターなどの施設整備や特別養護老人ホームや在宅介護支援センター等の有効活用を図り、在宅福祉サービス提供の拠点整備を図る。

(10) 年金事業の推進

年金制度の主旨や重要性等の広報を行い、加入促進を図るとともに未納者に対する収納に努める。

(11) 国民健康保険事業の推進

健康保険制度の広報を行い、保険税の適正な賦課や収納率の向上及び医療費の適正化等を図り、国民健康保険事業の健全な運営に努める。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
保健予防の充実 健康づくりの推進	健康づくり推進事業、人間ドック助成 住民検診事業、その他	201
地域福祉の向上	社会福祉協議会補助 地域ケアシステム、その他	180
高齢者福祉の向上	シルバー人材センター補助、 高齢者支援事業、一人暮らし通報システム 総合福祉センター整備、その他	183
障害者(児)福祉 の向上	援護施設運営費、施設入所措置 その他	1,134
少子化対策及び 保育の充実	子育て支援事業、児童運営委託 エンゼルプラン作成 その他	2,431
介護保険	介護保険事業計画、介護保険繰出金 その他	741
低所得者福祉 の向上	生活保護支給 その他	1,274

5 産業の振興

【基本方向】

水辺などの豊かな自然や、鹿島臨海工業地帯と成田空港や首都圏との交通の結節点としての位置を活用し、農業・工業・商業・観光のバランスのとれた産業構造を相互に利活用し、活力に満ちたまちづくりを推進する。

潮来インターチェンジの立地特性を活かし、ワールドカップを契機とし、農業・商業・観光の連携した物産販売拠点として道の駅整備事業を推進し、さらに約24haの遊休未利用地である観光農園跡地について「道の駅」の波及効果を利用し有効活用を検討する。

また、潮来インターチェンジ周辺は流通産業や軽工業等の立地を推進するとともに、社会経済情勢の動向に応じて牛堀地域に新たな工業団地の整備を検討する。

自然を活かし活用する観光では、潮来地区と牛堀地区さらには周辺の水辺と連携し一層の振興を図るとともに、観光を商業に結びつけ地域特性を活かした商業の活性化を図る。

さらに、農業については適正な農地を保全し、稲作中心の農業から、観光や商業と連携した特産品開発や景観作物の拡充など新たな農業振興策を推進する。

【施策の方針】

(1) 農林水産業の振興

生産性の高い水田農業の確立を目指し、ほ場整備を推進し優良農地の確保に努めるとともに、農地の流動化を進め集約化を促進する。

また、早場米として水郷イメージを活用した地元産米の消費拡大を推進するとともに、認定農業者をはじめとした中核農家の育成、兼業農家の経営改善、農地の有効利用を図るため、より効率性の高い農業を展開する。

新しい農業を目指し、特産品開発等を行うとともに施設園芸等の育成を強化するとともに、貸し農園、体験農園による都市農村交流を図り、担い手、後継者の発掘を検討する。

水産業については霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、外浪逆浦等における漁業や水産加工業の一層の推進を図るとともに観光とも連携した水産業を推進する。

(2) 工業の振興

鹿島臨海工業地帯と成田空港や首都圏との交通の結節点に位置していることを活用し、潮来インターチェンジ周辺は規制緩和により流通産業や軽工業等の立地を図るとともに、社会経済情勢の動向に応じて牛堀地域に新たな工業団地の整備を検討する。

また、中小企業の健全育成を図るため、商工会と連携し支援を行っていく。

(3) 商業の振興

既存商店街の活性化については、観光振興と結びつけ前川周辺基本整備構想により、前川周辺の水辺を活用した一体的な整備の中で、魅力ある商店街づくりのため駅前等の景観整備事業等の拠点整備を行う。

牛堀地域では国道沿線に新たな商業地の形成、既成市街地では観光イベントと結びついた特徴ある商店街の振興を図る。

また、道の駅やイベントを活用した物産販売等により、特産品のPRを行い商業育成を図る。

さらに、経営指導等の意識啓発事業、商店街組織の育成強化を支援するとともに、商工会の迅速な一体化を図るため拠点となる施設の整備を検討する。

(4) 観光・レクリエーションの振興

水辺や緑地などの恵まれた自然と水郷潮来の知名度を最大限に活用し、前川の河川改修に伴う周辺整備や道の駅整備事業、牛堀地区の水辺の街再生事業などの観光拠点の整備を進める。

また、水辺の拠点や水郷県民の森、さらには周辺市町村との広域化を含めたネットワークと農業や商業との連携を図り、観光振興を進める。

あやめ園周辺や道の駅周辺、さらに水郷北斎公園など点在する水辺の空間ごとに、住民を含めあらゆる階層の人たちが楽しめる地域を創造していく。

ソフト事業では、現在実施しているあやめ祭り、ハーフマラソン、トライアスロン、レガッタ、全国おどりの響演、ウェイクボード競技会、リバーサイドパーティーなどのイベントを有効活用しながら、時期や地域性を考慮して開催を検討していく。

(5) 地域文化・地域振興拠点の整備

新市の合併記念として、地域文化の振興と新たな地域振興の拠点として、美術館の建設を促進する。

6 コミュニティの推進

(自治会、住民参画、国際交流、男女共同参画)

【基本方向】

情報公開や広報公聴活動により、住民から信頼される開かれた行政に努め、将来に向け町づくりを担う人材育成や住民の融和を図るとともに、国際交流や男女共同参画を推進する。

【施策の方針】

(1) 自治会

活動施設の整備やきめ細かな支援を行い、自治会活動やコミュニティ組織の活動を活発化していく。

(2) 住民参画

情報公開制度の定着や広報公聴活動を充実し、住民と行政の信頼関係を強めて、ごみ処理や公共施設の整備など行政の計画段階から住民の参画を図る。

(3) 国際交流

国際交流の推進では、国際社会の一員として認識を深めるため、講座の充実などにより、文化、スポーツ、経済、技術等の交流活動を展開する。

(4) 男女共同参画

男女共同参画社会を目指し、男性の地域や家庭への回帰や、女性の施策・方針決定の場への参画を推進していく。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
住民参画、国際交流	地域振興基金、広報・公聴、花いっぱい運動、AET、その他	906

7 行財政の効率化

【基本方向】

地方分権や行政改革の必要性が言われている中、住民からの提言を尊重し時代の変化に対応した効率的、機能的な行政運営を目指して、事務事業や組織機構の見直しを図る。さらに、職員の定員管理や資質向上のため研修等の充実に努める。

また、財政基盤強化に向け自主財源の確保に努め、限りある財源を有効に活用する。

【施策の方針】

(1) 行政運営の効率化

多様化、高度化する行政需要に対応するため、事務改善やOA化の推進に努めるとともに、職員研修体系の充実・強化を図る。

組織機構の見直しに当たっては、既存の組織・機構について従来のあり方にとらわれることなく、実質的に町民の福祉向上につながる事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構とする。

職員の定員管理に当たっては、新規の行政需要に対しても職員の配置転換等によって対応し、定員適正化計画を策定し定員管理の適正化を推進する。

また、行政のネットワーク化を推進するため、窓口業務等のオンライン化を強化する。

さらに、土地をより高度にかつ合理的に利用するための基礎資料を整備するため、地籍調査事業を継続して行う。

(2) 財政運営の効率化

歳入においては、自主財源、依存財源の確保に努める。また、歳出においては、事務事業の見直しを積極的に進め経費の節減・合理化を図る。投資的事業については事業実施前に事業コストと事業成果を把握し、その優先度実施時期を決定し、支出の効果が最大となるよう効率的な財政運営に努める。

さらに、中長期財政計画を確立し、「基本計画」と「実施計画」及び「予算編成」との整合を図る。

【具体的施策】

(単位：百万円)

事業名	事業の概要	5年間の概算事業費
行政運営の効率化	事務OA化、職員研修、証明書自動交付 戸籍情報システム、その他	61
財政運営の効率化	財務会計システム、固定資産現況調査 その他	55
その他	地籍調査事業、庁舎建設	3,125

公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら逐次整備していくことを基本とする。

学校、幼稚園等については、将来人口や地域特性を考慮し統合や廃止を含めて検討する。

庁舎の統合による新設整備については、既存の庁舎が老朽化していることや新市の迅速な一体化を図るため、早期に整備するものとする。

財政計画

1 前期財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
地 方 税	3,267	3,286	3,304	3,323	3,342
地 方 譲 与 税	200	200	200	200	200
利 子 割 交 付 金	30	30	31	31	31
地 方 消 費 税 交 付 金	283	286	289	291	294
ゴルフ場利用税交付金	47	46	45	43	42
自動車取得税交付金	125	126	127	128	130
地 方 特 例 交 付 金	88	88	88	88	89
地 方 交 付 税	4,094	4,447	4,581	4,791	4,861
交通安全対策特別交付金	8	8	8	8	8
分 担 金 及 び 負 担 金	73	74	74	75	76
使 用 料 及 び 手 数 料	196	203	210	218	226
国 庫 支 出 金	1,170	1,164	1,251	901	933
県 支 出 金	321	569	1,302	672	377
財 産 収 入	10	10	10	10	10
寄 付 金	0	0	0	0	0
繰 入 金	117	61	42	789	542
繰 越 金	0	0	0	0	0
諸 収 入	228	232	236	241	245
地 方 債	2,561	1,326	1,277	1,819	2,481
合 計	12,818	12,156	13,075	13,628	13,887

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
人 件 費	2,692	2,702	2,713	2,672	2,697
扶 助 費	922	935	948	961	975
公 債 費	1,252	1,323	1,544	2,179	1,676
物 件 費	1,408	1,418	1,428	1,438	1,448
維 持 補 修 費	163	164	165	166	167
補 助 費 等	1,437	1,500	1,546	1,593	1,631
繰 出 金	1,026	1,049	1,074	1,093	1,102
積 立 金	820	98	1	1	1
投資・出資・貸付金	26	26	26	26	26
普通建設事業費	3,072	2,941	3,630	3,499	4,164
合 計	12,818	12,156	13,075	13,628	13,887

2 後期財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
地 方 税	3,362	3,382	3,402	3,423	3,444
地 方 譲 与 税	200	200	200	200	200
利 子 割 交 付 金	32	32	32	33	33
地 方 消 費 税 交 付 金	297	300	303	306	309
ゴルフ場利用税交付金	41	39	38	37	36
自動車取得税交付金	131	132	134	135	136
地 方 特 例 交 付 金	89	89	89	89	90
地 方 交 付 税	4,801	4,801	4,801	4,801	4,801
交通安全対策特別交付金	8	8	8	8	8
分 担 金 及 び 負 担 金	76	74	78	78	79
使 用 料 及 び 手 数 料	235	244	253	263	273
国 庫 支 出 金	648	664	681	699	718
県 支 出 金	392	409	426	444	463
財 産 収 入	10	10	10	10	10
寄 付 金	0	0	0	0	0
繰 入 金	1	1	1	1	1
繰 越 金	0	0	0	0	0
諸 収 入	249	254	258	263	268
地 方 債	633	633	633	633	633
合 計	11,205	11,272	11,347	11,423	11,502

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人 件 費	2,688	2,674	2,682	2,626	2,589
扶 助 費	989	1,004	1,019	1,034	1,050
公 債 費	1,690	1,578	1,601	1,655	1,634
物 件 費	1,458	1,469	1,479	1,489	1,500
維 持 補 修 費	268	269	271	272	273
補 助 費 等	1,491	1,526	1,570	1,575	1,620
繰 出 金	1,100	1,078	1,059	1,064	1,070
積 立 金	269	422	417	457	514
投資・出資・貸付金	26	26	26	26	26
普通建設事業費	1,226	1,226	1,223	1,225	1,226
合 計	11,205	11,272	11,347	11,423	11,502

具体的施策にかかわる事業費総括表

総括表

(単位：千円)

項 目	H13～					
	5カ年事業費	H13	H14	H15	H16	H17
1 都市基盤の整備						
01 交通体系の整備	4,040,000	570,000	850,000	850,000	890,000	880,000
02 市街地の整備	862,180	62,000	78,500	93,500	263,500	364,680
03 河川及び周辺整備	415,000	15,000	100,000	100,000	100,000	100,000
小 計	5,317,180	647,000	1,028,500	1,043,500	1,253,500	1,344,680
2 生活環境の整備						
04 消防体制の整備	54,500	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900
05 交通事故防止対策	44,000	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
06 防犯体制の充実	9,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
08 公園緑地・公園墓地の整備	144,430	74,430	25,000	25,000	10,000	10,000
09 ごみ処理、し尿処理	5,437,380	2,214,476	804,976	805,976	805,976	805,976
10 上水道事業の促進	1,104,905	68,200	111,650	396,450	200,510	328,095
11 下水道事業の促進	2,446,374	595,509	558,960	434,606	460,767	396,532
12 水質浄化	13,700	3,700	10,000	0	0	0
小 計	9,254,289	2,977,815	1,532,086	1,683,532	1,498,753	1,562,103
3 教育・文化の振興						
13 学校教育の充実	5,524,120	943,600	1,612,760	1,607,760	590,800	769,200
14 地域文化の振興	37,500	3,500	3,500	3,500	3,500	23,500
15 スポーツ文化の振興	215,000	11,000	11,000	11,000	171,000	11,000
小 計	5,776,620	958,100	1,627,260	1,622,260	765,300	803,700
4 保健・医療と福祉の充実						
16 保健予防の充実	201,490	40,298	40,298	40,298	40,298	40,298
17 地域福祉の向上	180,025	36,005	36,005	36,005	36,005	36,005
18 高齢者福祉の向上	183,415	44,683	34,683	34,683	34,683	34,683
19 障害者福祉の向上	1,133,570	226,714	226,714	226,714	226,714	226,714
20 少子化対策及び保育の充実	2,430,935	486,187	486,187	486,187	486,187	486,187
21 介護保険	741,148	116,572	136,666	148,793	161,967	177,150
22 低所得者福祉の充実	1,273,700	254,740	254,740	254,740	254,740	254,740
小 計	6,144,283	1,205,199	1,215,293	1,227,420	1,240,594	1,255,777
5 産業の振興						
23 農業の振興	571,440	132,235	131,900	106,435	102,435	98,435
24 商工業の振興	243,000	201,400	10,400	10,400	10,400	10,400
25 観光レクリエーションの振興	283,000	56,600	56,600	56,600	56,600	56,600
26 地域振興	1,350,000	25,000	155,000	815,000	355,000	0
小 計	2,447,440	415,235	353,900	988,435	524,435	165,435
6 コミュニティーの推進						
27 住民参画	44,500	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
28 国際交流	41,000	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
29 その他	820,000	820,000	0	0	0	0
小 計	905,500	837,100	17,100	17,100	17,100	17,100
7 行財政の効率化						
30 行政運営の効率化	60,967	22,700	22,684	5,200	5,200	5,183
31 財政運営の効率化	54,639	7,000	7,000	26,639	7,000	7,000
32 その他	3,125,000	25,000	25,000	25,000	1,025,000	2,025,000
小 計	3,240,606	54,700	54,684	56,839	1,037,200	2,037,183
合 計	33,085,918	7,095,149	5,828,823	6,639,086	6,336,882	7,185,978